

分働統研

クォータリー

2002年冬季号

激変する国際政治経済情勢の特徴と小泉「改革」

平田 寛一



特集 小泉「構造改革」に対峙する国民的共同を

21世紀・日本労働運動の「飛躍」への条件 戸木田 嘉久 小泉流「構造改革」NTT版・11万人リストラ計画に反対する 「50歳退職・賃下げ再雇用」は、違法 2人に1人のリストラ人減らし

岩崎 俊

現在のリストラ反対闘争は、地方・地域労連、全労連と

一体でたたかうことが重要 生熊 茂実

雇用と暮らしを守る共同への挑戦 大木 寿

新交付金制度を活用し、失業者の就労確保を 佐藤 陵一

地域労働運動の新たな展開と発展方向原富悟

現地からの報告
新基地建設反対、県民生活擁護のたたかい
宮里 武志

地域センターの役割と前進をめざして 松井 幸博 パート・臨時労組連絡会結成と1年間の成果 井筒 百子

国際・国内動向

職安の民営化は国民の勤労権を

保障すべき国の責任を放棄するもの 新宮 峰男

報復戦争と日本~すすむ日本の参戦体制 佐藤 光雄

一自衛隊派兵法強行とPKO法改悪一

狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう 石黒 昌孝

欧州委員会によるグリーン・ペーパー 坂本 満枝

「企業の社会的責任について」

書評

山崎清著『社会形成体と生活保障』
下山 房雄

日本科学者会議編『科学者・研究者・技術者の権利白書』 沢田 昭二

新刊紹介

椎名恒・野中郁江著『建設』

(日本の「ビッグ・インダストリー」シリーズ第8巻) 栗山 嘉明

宮前忠夫著『人間らしく働くルール~ヨーロッパの挑戦~』

小川 英雄

身近な放射能から核兵器、原発まで知っておきたいABC!

大女身が背送の 野口邦和著 (新日本新書)本体950円(税別)〒240

核エネルギーが発見されて100年余、

宇宙開発や発電、医療、理工学や農学、軍事など多彩な分野での応用が進み、ますます生活の間近に迫ってきている放射能。

その目に見えない恐怖と汚染のメカニズム、

生命や人体への影響を実際に起こった事件・事故を通して解説する。とくに核兵器開発と原子力発電の問題点を追跡する。

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

子どもたちの目が輝きます。

分数の計算がわかったとき、漢字のなりたちを知ったとき

子どもたちがワクワクする教室づくりクラスの荒れにま向かい、

学級崩壊にがつかって、どうしたらいいか悩む

実践例を語ります。クラスの荒れや学力低下、基礎基本を豊かに学べる授業づくりにいどんだ本書は、子どもたちの学習への意欲をひきだしつつ

学校

よみがえ

すびの発 標●著

【46判】本体1500円(税別)〒310

新日本出版社 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 電話03(3423)8402(営業)

労働総研クォータリー

第45号(2002年冬季号)



- 目

●激変する国際政治経済情勢の特徴と小泉「改革」 平田	寛一	2
特 集●小泉「構造改革」に対峙する国民的共同を		
■21世紀・日本労働運動の「飛躍」への条件		
-全労連「21世紀初頭の目標と展望」の実現にむけて- ····・・・・・・・ 戸木田	嘉久	8
■小泉流「構造改革」NTT版・11万人リストラ計画に反対する		
「50歳退職・賃下げ再雇用」は、違法――2人に1人のリストラ人減らし … 岩崎	後	24
■現在のリストラ反対闘争は、地方・地域労連、全労連と一体でたたかうことが重		
生熊	茂実	27
■雇用と暮らしを守る共同への挑戦 大木	寿	31
■新交付金制度を活用し、失業者の就労確保を 佐藤	陵一	34
■地域労働運動の新たな展開と発展方向	悟	37
■現地からの報告──新基地建設反対、県民生活擁護のたたかい・・・・・・・・ 宮里	武志	41
■地域センターの役割と前進をめざして 松井	幸博	44
■パート・臨時労組連絡会結成と1年間の成果 井筒	i 百子	47
国際・国内動向		
■職安の民営化は国民の勤労権を保障すべき国の責任を放棄するもの 新宮	峰男	51
■報復戦争と日本~すすむ日本の参戦体制 ―自衛隊派兵法強行とPKO法改悪― 佐藤	光雄	54
■狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう 石黒	昌孝	57
■欧州委員会によるグリーン・ペーパー「企業の社会的責任について」 坂本	満枝	60
書 評●山崎 清著『社会形成体と生活保障』	房雄	62
●日本科学者会議編『科学者・研究者・技術者の権利白書 』 沢田	昭二	64
新刊紹介● 椎名恒・野中郁江著『建設』(日本の「ビッグ・インダストリー」シリーズ第8巻) 栗山	嘉明	66
●宮前忠夫著『人間らしく働くルール~ヨーロッパの挑戦~』小川	英雄	66

激変する国際政治経済情勢の 特徴と小泉「改革」

平田 寬一

先進国は20年ぶりの同時不況に

テロ事件後の経済指標は世界景気の急速な悪化を示している。まず、アメリカはFRBの相次ぐ利下げと政府の財政支援にも拘らず、まだ早期回復の可能性は読み取れない。欧州は、製造業及びサービス業のいずれも景気後退領域に入っている。日本は過去11年間で4回目のリセッションに陥っており、しかも状況は日を追って悪化している。

「小泉改革」の欺瞞性は次第に明らかになってはいるものの、依然高い支持率が、真の改革への転換を阻んでいる。日本を除くアジアでも、3年前のアジア危機の再燃が懸念されている。シンガポールと台湾は深刻なリセッションに突入している。香港、韓国、マレーシアでもリセッションの足音が高まっている。アルゼンチンを初めとする新興市場も動揺している。

OECDは11月下旬、加盟30ヵ国の経済見通しを発表し、世界の先進工業国は過去20年間で最初の景気収縮下にある、と指摘した。9月11日のアメリカ同時多発テロ事件の前には、OECDは今年も来年も「堅調な」景気拡大を予測していた。ところがテロ後の景気変動により、今年はマイナス成長、来年はプラス成長に転じるものの、それでも1%の低成長にとどまるという。

急変の最大の理由はいうまでもなくアメリカ 経済の落ち込みである。OECDによれば、01年 のアメリカの GDP 成長率は1.1%のプラス成長 を維持するものの、それはすべてテロ事件前の 成長によってもたらされたもので、02年度の成 長率は0.7%へと鈍化する。また、01年の日本のGDP成長率はマイナス0.7%と、6月の前回見通し(1%)から大幅な下方修正となった。02年もマイナス1%(前回予測は1.1%)と、2年連続のマイナス成長を予測している。

来年後半からは景気は回復へ

だが、来年後半からは、景気は上昇に転じ、 03年は世界各国・地域の経済がほぼ同時に上昇 局面に入るとの見方が強まっている。その主な 要因は、各国政府が実施している積極的な財政・ 金融政策、原油価格低下による購買力の上昇— 一などである。

FRB、ECB、イングランド銀行などの各国・地域の中央銀行は相次いで追加利下げを実施し、総需要を喚起する政策を導入している。こうした金融政策と財政刺激策が需要を刺激し、世界貿易を拡大させることができれば、来年後半から03年にかけて世界景気は再び上昇局面に入り、03年の世界経済は、過去30年間のトレンド成長率に近い3%台後半までは回復できるだろう。

今回の景気後退の特徴

今回の景気後退の最大の特徴は、過去30年間にわれわれが経験した世界景気の後退局面と比べて同時性が極めて高いという点にある。

景気後退がほぼ同時に起こったため、回復も 同時になる可能性は高いが、ほぼ世界全体が、 ほぼ同時に景気後退に突入したため、すべての 国や地域で家計と企業の両方でセンチメントが 悪化し、投資マインドが萎縮している。それが

政府の政策対応を一層難しくしている。普通ならここまで大幅な金融緩和を行えば大胆に反応するはずの投資活動にもまだ活力はみられない。もうひとつの特徴は、今回の景気後退がIT・情報通信分野から始まり、それが全世界に広がっていったということである。世界の多くの地域が何らかの形でIT関連製品の生産に関わっていため、過剰生産能力の蓄積によってもたらされた需要の急激な落ち込み(いわゆるITバブルの崩壊)は、短期間に広範囲に広がった。

アメリカは再び財政赤字に転落

過去の経験から言えることは、リセッション 後の回復の強さは、リセッションの深さに関係 するということである。そこで今回のアメリカ の景気後退についてみると、実際にはそれほど 深い落ち込みにはならないかもしれないと考え られる理由がある。それは在庫管理である。在 庫管理の技術が進んでいるため、企業は大幅な 在庫調整を必要としなくなっている。反対に、 需要回復に伴う在庫の積み増しによる景気の押 し上げ効果も、その分だけ小さくなる。アメリ カの景気上昇の幅が小さければ、それが世界経 済に与える効果も小幅にとどまろう。

ところで、ブッシュ政権は今回のテロ事件に対応するために、財政政策を積極財政へと大きくシフトさせた。02年度は財政刺激策がGDPのほぼ2%にも達するとみられている。この結果、議会予算局(CBO)は、02年度の財政収支はGDP比1%近い赤字になるとみている。グラムラドマン-ホリングス法から15年近くもかかって奇跡的な黒字転換を遂げたアメリカだったが、それも束の間、アメリカが再び双子の赤字に転落するのは避けられない情勢である。もちろん景気が上昇に転じれば、理論的には再び黒字に戻ることは可能であるが、危惧されるのは、ブッシュ政権の戦略思考がそれを妨げる恐れが強いことである。

変わらぬアメリカの戦略思想

今回のテロ事件の背景として、アメリカ以外の国々では、ブッシュ政権の独善的な一国至上主義、中東和平交渉の行き詰まりとそれに対するブッシュ政権の無関心など、アメリカの外交姿勢に原因を求める論調が広くみられた。しかし、ブッシュ政権はこうした指摘にまったくするブッシュ政権のテロ事件に対する考え方は、この政権の持つ世界観の驚くべき単純さという点で、われわれを驚愕させ、これからのブッシュ外交・安全保障政策が世界に及ぼすリスクの大きさについて、深い憂慮を抱かせるものである。ブッシュ政権のテロ事件に対する基本姿勢は次のように要約される(準)。

今回、アメリカがテロリストの攻撃を受けた 最大の理由は、クリントン政権の弱腰外交・安 全保障政策の結果、アメリカの抑止力が低下し ていたからである(要するに、軍事予算を削っ た結果、アメリカの睨みがきかなくなり、テロ 集団になめられた、というのである)。

アフガニスタン=タリバン政権への攻撃は、 ビンラディン氏の捕捉が狙いではなく、テロリストを支援したり、かくまったりすれば、どの ようなことになるかを思い知らせ、世界のどこ であれ、テロリストが報復を恐れてアメリカ人 に手を出せないようにすることに最大の狙いが ある。

そのためには、アフガニスタンだけでなく、イラクなどのテロリスト支援国家に対する武力行使も辞さない。アフガニスタン以外でのアメリカの軍事行動は支持されないだろうが、それでも構わない。これはアメリカが受けた攻撃であり、アメリカはだれからも支持されなくても最初から単独で戦う覚悟だった。

(注)たとえばリチャード・パール=ブッシュ政権元国防次官補のテロ事件後の発言。

こうしたアメリカの論理は、第一に、アメリカの一国至上主義を改めるどころか、逆に一段と強化しようとするものであり、世界の論調と真っ向から対立するものである。第二に、こう

経済動向(激変する国際政治経済情勢の特徴と小泉「改革」)-

したアメリカの考え方は、アメリカを必然的に さらなる軍事行動(たとえばイラクに対する武 力攻撃)へと駆り立てずにはおくまい。それは、 第三として、アメリカを再び軍備増強・軍事的 ケインズ主義に向かわせることになる。こうし てみると、ブッシュ政権の言う「新しい戦争」 は、旧世紀の古い論理と世界観に深く根ざした ものであることが明瞭になる。

日本は悪化の一途

さて、こうしたアメリカに、世界の果てまでついて行く、というのが、日本の小泉首相である。ところが、肝心の「小泉改革」の方は、テロ事件の前に早くも行き詰まっていた。「改革」が始まる前から倒産・失業が急増し、痛みばかりの「小泉改革」に、最近では唯一の頼みの綱である支持率にも陰りが見え始めた。

どうにかまとめた「特殊法人改革」も一皮めくれば「道路族」の利権を温存するものでしかなく、鉄道族・森派の利権である「整備新幹線」には最初から手を付けようともしない。医療制度改革も患者に負担を押し付けるだけ。いったいこのどこが「聖域なき」構造改革なのか。「国債30兆円枠」の公約も、実際にはすでに破綻している。景気回復はもはやアメリカだけが頼り、といった情けない状態だ。「小泉デタラメ改革」のおかげで、日本経済の一段の悪化は避けられそうにない。

靖国参拝が転換点だった

振り返れば「靖国」が転換点だった。8月15日の靖国参拝は、首相が総裁選で掲げたわずか2つの公約の一つであった。もう一つは「国債発行30兆円枠」である。首相が15日ではなく13日に靖国に参拝したことで、自民党内の保守派の間には、「小泉は口先だけだ」「首相は圧力に屈する」という見方が広まった。さらに保守派はこの問題を「改革」とリンクさせ、「首相は靖国参拝で妥協したのだから、当然構造改革も話し合いだ」と言い始めた。

「靖国」を境に、保守派は公然と「小泉改革」を批判し始めた。首相は「改革」の目玉を「証券税制改正」に求めたものの、自民党内の調整は進まず、臨時国会の召集を9月末に延期せざるを得なかった。その間、「骨太の政策」、「工程表」、「先行プラグラム」と打ち出してはみたものの、株式市場はそっぽを向き、海外の投資家からは「小泉改革はメニューばかり。いつになったら料理が出てくるのか」と嘲笑混じりの声が聞かれた。首相は「改革なくして回復なし」と、まるでお経のように唱えるばかりだった。その間に日本の景気は着実に悪化していった。

テロに救われた小泉首相

そして、9月11日がやってきた。小泉首相は 事件後12時間、ほとんどテレビを見て過ごした といわれる。その間、他のG8諸国のリーダー は次々と世界に向けて力強いメッセージを発し ていた。ようやく報道陣の前に姿を現した首相 は、短いコメントを棒読みすると、そそくさと 退場してしまった。

それを批判されると、こんどは逆に暴走し、 自民党内の保守穏健派を慌てさせた。自民党、 連立与党内では首相の危機管理能力を疑問視す る声が強まり、その後、テロ対策の実質的な主 導権は保守穏健派に移って行った。その中心的 役割を果たしたのは、皮肉にも、小泉改革の「抵 抗勢力」とみられていた野中元幹事長、それに 加藤元幹事長と山崎幹事長らだった。

もともと秋の臨時国会は「雇用対策国会」になるはずだったが、アメリカの同時多発テロ事件で安全保障問題が最優先された。海外のメディアは、「小泉首相はテロに救われた」と報じた。テロ事件が「小泉改革」の無残な破綻を覆い隠してくれたというのだ。首相は9月19日までのテロ対策特別措置法の成立を目指していた。翌日にはブッシュ大統領との首脳会談がセットされていた。

首相は、最大野党の民主党からテロ対策特別 措置法案への支持を得るため、同法案の修正を

模索していた。民主党との連携は、この後に続く経済法案審議と特殊法人改革で「抵抗勢力」に対する大き抑止力になるはずだった。しかし、首相のこの狙いは与党三党の幹事長により阻まれた。首相がソウル訪問中、与党三党の幹事長はより阻まれた。首相がソウル訪問中、与党三党の幹事長は会談し、テロ特措法の修正では民主党に譲歩しないことを確認した。首相が帰国し時にはすでに流れは決まっていた。小泉首相がどこまで本気で民主党との連携強化を考えていたのかは不明である。ただひとつ言えることは、もし首相が本気であったなら、この場面で一気に政権の枠組みを変えることはまったく不可能ではなかった、ということである。

この直後、小泉首相にもう一つのチャンスが訪れた。昨年の国勢調査の結果、小泉内閣は「一票の格差」を早期に是正することを求められていた。昨年、実施された国勢調査によると、衆議院300小選挙区の中で最も有権者の人口が多いのは神奈川7区の607,520人、これに対して最も人口が少ないのは島根3区の236,103人である。一票の格差は2.57倍、前回(5年前)の国勢調査(2.31倍)から格差は一段と広がっていた。政府は国勢調査実施後1年以内に選挙区の区割りを見直して、格差を2倍程度に縮小することを義務付けられていた。この見直しの期限が12月22日に迫っていた。

首相就任以来、小泉首相は一票の格差是正は「改革」を成功させるカギであると繰り返し述べていた。格差が是正されれば都市部選出の議員が増えるからである。基本的に都市政党であり、小泉改革の援軍とみられている民主党は、首相が一票の格差是正を積極的に打ち出していたなら、おそらく支持したであろう。

しかし、首相が与党の選挙制度改革論議の方向付けをしようと努力した形跡はみられない。 おそらく、自衛隊の海外派遣問題で頭がいっぱいだったのであろうが、首相が「一票の格差是正」を貫いていれば、政権の枠組みを変えることができたかもしれない場面だった。しかし首相は、中選挙区を含めて検討するとの合意と引

き換えに、あっさりと結論を1年間先送りして しまった。

小泉首相が自民党総裁に選出されてから、弱い党内基盤を強化するチャンスは何回もあった。 首相が本気だったなら、連立の枠組みを壊すことによって現状維持勢力を切り崩すことができたはずだ。しかし、すでにみた通り、首相はそのチャンスを何度も潰してきた。

こうして首相は少なくとも1年間、自公保の 枠組みに縛られることになった。そして、この 直後から首相は「来年は解散はない」を連発す るようになった。

首相は解散・総選挙を実施して、「抵抗勢力を 潰す」とも言っていた。そのチャンスはこれま でに、首相に選出された直後、参院選(同日)、 臨時国会の冒頭と、度々あった。しかし、ここ でもチャンスは活かされなかった。今では首相 が早期に解散を仕掛けるのは極めて難しくなっ ている。まず、アフガニスタンで戦争が続いて いる時に(また自衛隊を派兵している時に)解 散・総選挙を実施できるとは常識では考えられ ない。選挙制度改革の先送りも、首相の解散権 を縛る恐れがある。

"抵抗勢力"の逆襲?

ところで、これまで自民党の「抵抗勢力」は 小泉首相を表立って攻撃したことはなかった。 それにも拘らず、奇妙なことに首相の自民党内 及び連立与党内での影響力は低下し続けた。そ れは、首相が自ら掲げた政治目標に向けて断固 とした姿勢を貫かなかったからに他ならない。 ひとつの問題に躓くと次々に目先を変え、結局、 悉く失敗している。戦線は伸び切り、兵力は枯 渇してしまった。気が付いてみると、周りには 森派出身の数人の議員しか残っていなかった。

保守勢力は、首相が十分に弱体化したのを確認してから反撃に転じた。標的は国債発行の「30 兆円枠」突破であった。しかし、森派は抵抗した。「30 兆円枠」は小泉首相の最後の公約である。これを投げ出せば政権は一気に瓦解する恐

経済動向(激変する国際政治経済情勢の特徴と小泉「改革」)-

れがあった。そのことを一番理解していたのは 森派の長老、塩川財務相だった。

保守派は一次補正が成立するとすかさず二次 補正を要求した。麻生太郎自民党政調会長はかねてからデフレ対策として5兆円の補正予算が必要であると主張していた。平沼赳夫経産相も、真水1兆円の一次補正に加えて、4兆円(総額5兆円)の財政支出を求めていた。これに対し「二次補正は必要ない」と国会でも言明していた首相は、与党党首会談を開いて、国費2.5兆円(事業規模4兆円)の補正を実施することであっさり合意した。一次補正の成立からまだ1週間も経っていなかった。

「30兆円枠堅持」は欺瞞

首相の「30兆円枠」を守るため、補正予算の 財源には全額政府保有のNTT株売却収入が充 てられることになった。ところがこの売却収入 は政府の借金返済のためにプールされていた資 金であり、これを借用するのは「隠れ借金」を 積み増すことに他ならない。一次補正でも似た ような手法が使われていた。本来半分は借金の 返済に充てることになっている2000年度予算の 決算剰余金を、法改正までして全額、補正の財 源に使ったのである。返済すべき借金を繰り延 べして「30兆円枠」を守ったと主張してみても、 何の意味もない。「30兆円枠」は事実上破綻して いる。

しかも、全額、公共投資に使うというのだから呆れる。いくら「従来型ではない」と言ってみても、そもそも「新型」と「従来型」の間に明確な違いがあるわけではない(地方でつくっていた道路を大都市でつくることにどれだけの違いがあるというのか)。これが「公共事業」を削減し、「財政構造改革」を実現することを最大の公約に掲げた政権のすることだろうか。あまりにも姑息である。

だが、問題はこれだけではない。一次補正では、01年度本予算の「公共事業予備費」(3,000億円)をいわば「一般財源化」し、補正の財源

に充当した。そのお返しに、二次補正ではその 8倍以上もの規模の公共事業をあっさりと認めた のである。その直後、難航が予想されていた道 路公団等の「大物特殊法人」の「廃止・民営化」 が、"抵抗勢力"からの表立った反対もなくあっ けなく決まってしまった。

"抵抗勢力"が「二次補正」と引き換えに特殊法人の廃止・民営化を容認したとする密約説が囁かれた。そのような密約があってもまったく不思議はなかった。"抵抗勢力"側も、特殊法人改革で首相と民主党の連携が強まらないように、自公保の枠組みのなかにがっちりと首相を取り込んでおくためにも、ある程度の妥協は必要だったのだろう。

保守派の勝利

メデイアは特殊法人改革で首相が「初志貫徹した」とか、「これで改革に弾みがつく」などと、首相をもてはやすものが多かったが、ほんとうにそう言えるだろうか。実態は逆ではないか。どうみてもこれは"抵抗勢力"の圧勝である。首相と自民党との間で合意された特殊法人改革のポイントは、①日本道路公団など道路4公団は一括民営化する、②都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の3法人は「廃止」する(住宅金融公庫は「5年以内の廃止」、石油公団は、業務を類似法人に統合することを条件に「廃止」する)、などであった。

最大の焦点となった道路4公団については、① 来年度から道路公団への国費約3,000億円の投入を打ち切る、②高速道路整備計画は見直す、③ 借入金の償還条件を「50年以内」とする、④高速道路整備計画は、新設される首相直属の第三者機関で調整する——などが合意された。しかし、道路公団への国費の投入が打ち切られても、3,000億円は道路特定財源であるから、道路整備以外の目的に使用することはできない。

首相は以前、道路特定財源の一般財源化を打ち出していたはずだが、いつの間にかこの話は聞かれなくなった。一般財源化しない以上、3,000

億円は引き続き道路建設に使用されるわけだから、野中元幹事長の言うように道路族にとっては「悪い話ではない」ということになる。高速道路計画の「第三者機関での調整」は、明らかに問題の先送りに過ぎない。首相は「凍結」を主張していたのではなかったか。償還期間をこれまで通りの50年とすることで譲歩したのも首相であった。首相は30年を主張していたはずである。古賀前幹事長は「50年償還ならば現行計画をそう変更せずともやれる。今のベースで進められ大きな影響はない」と述べている。

要するに"抵抗勢力"は名を捨てて実を取ったと言える。民営化と言っても特殊会社、独立行政法人、民間法人に名前が変わるだけで、それも何年も先の話だ。それよりも事業を確保する方が重要だ。「廃止」が決まった特殊法人も、実態は業務の縮小・転換であり、すぐになくなるわけではない。

住宅公庫は中低所得者向け融資機能を新設の特殊会社に業務を引き継がせ、住宅ローン債権の証券化を支援するために独立行政法人を新設する。都市基盤整備公団は賃貸住宅の管理業務を民間委託するが、それがいつ完了するか未定である。完了するまでは廃止できない。したがって廃止時期も未定である。また都市再開発は独立行政法人を新設して業務を引き継ぐ。石油公団も石油開発事業への資金供給・備蓄事業は、同じ経済産業省所管の金属鉱業事業団に移管して継続する。要するに「廃止」「民営化」と言って継続する。要するに「廃止」「民営化」と言ってもほとんどは名前が変わるだけで、実際の事業が完全に民営化されるのは5年も10年も先のことである。

「小泉改革」の限界

これではまさに大山鳴動鼠一匹、である。半年以上も「改革」を叫びながら、決まったのは特殊法人改革の「メニュー」だけ。しかも、そのメニューでさえ、今後、どう書き換えられるかわからない。そもそも「廃止」「民営化」が本当に妥当な選択なのかの議論は、まったく置き

去りにされたままで、「民営化」のための「民営 化」でしかなくなっている。

その点はさておいても、この程度の「改革」ならこんなに大騒ぎしなくても "抵抗勢力"の方がもっと手際よくやれるのではないか、と感じている読者は多いだろう。小泉改革の限界はまさにここにある。小泉政権が自民党及び与党内で完全な少数派にとどまっているなかで政治的正統性を強調しようとすれば、党内の多数派と対決する姿勢をみせるしかない。もちろんこれは虚構に過ぎないのであるが、虚構であることがバレた瞬間に政権の命運は尽きる。だから演じ続けるしか生存の道はないのである。

ところが、ウソの芝居をいつまでも演じ続けることは不可能である。結局のところ、改革の深さと範囲を規定するのは小泉政権ではなく、"抵抗勢力"であることは、時間の経過とともにだれの目にも明らかになるであろう。そのとき、「小泉改革」の役割が体制内改革、つまり自民党政権の延命に過ぎなかったことが確認されるだろう。

首相はこれからもお経のように「改革」を連呼していくだろうが、その間に、"抵抗勢力"は確実に「現状維持」の政策へと首相を追い込んでいくだろう。しかしながら、現状維持政策の行き着く先は、皮肉にも銀行に対する公的資金の再注入、ペイオフ凍結解禁の再延期など、首相が否定している政策そのものである。最初は否定し、結局認める、というのが首相のパターンであるから、こうした措置が導入される可能性は高いと考えておくべきだろう。だが、その時は小泉内閣が総辞職する時だ。

すでに水面下では次期政権の枠組みをめぐって、「自公保」と「自自(由)民」の間で複雑な駆け引きが続いている。どちらの枠組みになるか、現時点で予測するのは困難だが、次期政権もまた「小泉改革」の虚構を引きずっていくことは間違いないだろう。

(ひらた ひろかず・評論家)

21世紀・日本労働運動の「飛躍」への条件

-全労連「21世紀初頭の目標と展望」の実現にむけて-

戸木田 嘉久

はじめに

私は、本誌2001年春季号に「日本再生をめぐる政治経済の諸問題」を執筆した。この論文を筆頭に、本誌ではつぎの特集がくまれてきた。春季号「財政危機打開の基本方向」、夏季号「深刻な日本経済をどう打開するか」、秋季号「小泉『構造改革』と国民生活」である。そして本冬季号では、「小泉『構造改革』に対峙する国民的共同を」が特集される。私にはまた巻頭で、労働運動の当面する課題とたたかいの方向について書け、ということである。

いろいろと考えたが、やはり階級的ナショナルセンター・全労連運動の到達段階を基礎に、21世紀初頭の労働運動の課題と目標をみさだめ、その目標にむけてどうたたかうか、とくに当面する中心的な闘争課題に焦点をしぼりながら、日本労働運動の反転攻勢への主体的条件をさぐることにした。

以下、本稿では、このような基本的視点から つぎの諸問題をとりあげることにする。

- 一. 全労連「21世紀初頭の目標と展望」・その 歴史的評価とその特徴。
- 二. 全労連「目標と展望」と「労働組合運動 の壮大な共同と統一」にかんして。
- 三. リストラ、人べらし「合理化」反対闘争 の基本方向はどう生かされているのか。
- 四.職場を基礎に首切り「合理化」に反撃を ――その今日的意義と課題――。
- 五. 全労連を構成する産制・地域組織の運動 と課題。

- 六. 結び・全労連・全国対論集会の基調報告 について。
- 一、全労連「21世紀初頭の目標と展望」・ その歴史的評価と特徴
- 1. 政府・財界の景気対策とリストラ「合理化」の諸結果

政府・財界は、この10余年間、労働者・国民には当座の「痛み」はあろうと、問題は不況を打開し景気を回復することだ。リストラによる日本企業の事業再構築だとくりかえし強調してきた。これこそ日本経済を活性化し、国民の生存と生活を安定させる道だというのである。

だが、史上空前の大企業本位の景気対策、すなわち、長期にわたる超低金利政策、銀行の不良債権処理と、ゼネコン型公共投資への莫大な公的資金の投入にもかかわらず、不況はいぜん泥沼化するばかりである。しかも、その反面では、預金金利子の急落、消費税の増大、年金・医療の改悪、660兆円をこえる財政赤字など、国民生活はいちじるしく圧迫されてきた。

くわえて、「経済のグローバル化」・大競争時代に対処する、「市場原理主義」による規制緩和政策、とか。大企業のリストラ・首切り「合理化」は、中小企業の倒産と産業の「空洞化」とともに、労働者・国民を大失業時代においこんできた。もちろん、職場における「合理化」・搾取強化もいちだんとすすんだ。不安定雇用の増大と雇用のジャストインタイム・システムの導入、交代制、変形・裁量労働時間制の拡大、サービス残業、成果主義賃金など——。

野放図な景気対策と大リストラ「合理化」は、 労働者、国民に精一杯に犠牲をおしつけてきた。 にもかかわらず、不況はますます泥沼化し、日 本の産業と経済の「空洞化」は深まるばかりで ある。国民購買力を犠牲にした景気対策とリス トラが、逆に不況を長びかせる。大企業の国際 的リストラ戦略が、産業と技術の基盤を解体さ せる。いまや国民経済は、内部的矛盾の拡大に

2. 全労連「21世紀初頭の目標と展望」

――その骨格とその歴史的評価

より悪循環におちいっている。

政府・独占による不況打開・経済再生戦略の 結果は、このように未曾有の大失業時代と財政 破綻の到来であり、不況の長期化と底なしの経 済的混迷である。

この現実をまえに労働者・国民の側からは、政府・財界とはまったく逆の観点――リストラ・人べらし「合理化」に反対し、雇用確保・中小経営と国民生活の擁護を基本に、不況を打開し、日本の経済と社会の「再生」をはかる方向が提起される。

全労連「21世紀初頭の目標と展望」(2001年8月、第29回評議員会決定、以下、「目標と展望」と略称)は、この要請に正面から答えるものとして注目される。

この「目標と展望」にしめされる要求と政策のプログラムを、現実の運動をつうじてどう実現していくか。私は日本労働運動の中心課題はまさしくそこにあると考える。まずは「目標と展望」がしめす提言の骨格を紹介しておこう(全文は『月刊全労連』、2001年12月号に所集)。

全労連「21世紀初頭の目標と展望」(要旨と骨格)

財界は、21世紀の国際競争時代に生き残るために弱肉強食の企業中心社会をさらに徹底するという。しかし、日本の経済・社会の道理ある再生への道は、われわれが示す提言の方向にこそあると確信する。

提言1. 人間らしく働くルールの確立

- ① 完全雇用と労働時間の短縮、労働条件改善
- ② 国際労働基準への到達
- ③ 企業活動の社会的ルールの確立
- ④ 中小企業の活性化

提言 2. 健康で文化的な国民生活の最低保障の 確立

- ① 所得保障と最低賃金制
- ② 社会保障制度の拡充
- ③ 男女平等社会の実現
- ④ 食料自給率の向上と環境保全

提言3. 憲法と基本的人権の養護、国民本位の 政治への転換

- ① 核兵器と戦争のない21世紀
- ② 憲法と基本的人権が生きる日本を
- ③ 国民本位の政治・民主的政府の実現

この「目標と展望」の実現のために、日本労働運動の「再生」が求められている。「再生」の鍵は、労働組合運動の壮大な共同と統一をどう追求するかにある。

全労連「目標と展望」の歴史的評価

ところで、この全労連の提示する「目標と展望」をどう歴史的に評価し、その特質をどこにみるか。「目標と展望」の実現にむけて、日本の労働組合運動の行動と闘いの方向を問題にするには、まずこれらの論点を、避けてとおるわけにはいくまい。そこで、私なりの整理をしておきたい。まず歴史的評価について-。

(1)、全労連の文書は、国際競争時代を生き残るために、「弱肉強食の企業中心社会をさらに徹底する」とする政府・財界の路線に対抗して、「日本の経済社会の道理ある再生の道」を提言している。ここに「道理ある再生の道」とは、社会的生産の基本的担い手である労働者・国民の生活を重視するという意味である。

それは、弱肉強食の競争社会の徹底をもって不況打開・経済「再生」の道とする、いわゆる「新自由主義・市場原理主義」による規制緩和路線とは、断固としてたたかうということである。(2)、全労連の提言は、1930年代、世界恐慌下の

大失業にたちむかい、まがりなりにも雇用確保を基本に不況打開・経済再生の道をさぐろうとした、アメリカのニューディール政策、フランスの人民戦線政府の政策の流れを引きつぐ(労働基本権や国体協約の拡充、最低賃金制、週40時間制、年次有給休暇法、公的就労事業など)。

これらの政策は、第二次大戦後、社会権(勤労権、生存権など)として「福祉国家」の枠ぐみに組みこまれたが、1970年代後半以降、ケインズ批判・新自由主義の潮流は「福祉国家」と社会権の解体をせまってきている。もちろん、全労連の提言は、この歴史的反動に抗し社会権の養護と拡充をもって、社会進歩の流れの一翼をになおうとするものである。

全労連「目標と展望」にみる三つの 提言について

(1)、全労連の提言の第一の柱は、「働くルールの確立」、「国際労働基準への到達」、「企業活動の社会的ルールの確立」など、「ルールなき資本主義」ともいわれる大企業の横暴な経済活動を、民主的に規制することにおかれている。

「ルールなき資本主義」とはなにか。第一に、それは何よりもサービス残業を頂点とする労働契約、労働協約、労働基準法などの軽視である。また、労働者保護とともに資本の公正な競争を期待するILO基準の軽視も、その一面をしめすものといえる。この点で全労連の「目標と展望」が、ILO基準やEUの社会労働憲章などを目標に、解雇規制法、サービス残業規制法など、憲法上の「勤労権」(第27条)の充実をも意識しながら、「人間らしく働くルールの確立」を掲げるのは卓見である。

「ルールなき資本主義」の第二は、大企業の社会的に無責任な経済活動である。大企業は大規模なリストラによって大量解雇や事業所・工場・下請の整理統合にくわえ、生産拠点の海外移転をすすめ、国内産業基盤と地域の衰退、失業の増大をもたらしている。これにたいして、「目標

と提言」は、大企業の社会的責任を追及し、「企業活動の社会的ルールの確立」をもとめる。これもなかなかに説得力ある提言である。

(2)、全労連の提言の第二の柱は、憲法第25条「生存権、国の社会的使命」をかかげて、「健康で文化的な国民生活の最低保障(ナショナルミニマム)」の「確立」を呼びかけていることである。

ここでは全国一律最低賃金制の確立、それを軸とした国民生活の最低保障基準の確定、社会保障制度の拡充(医療、年金、介護、雇用保険など)などとあわせて、「国民生活の最低保障」のなかに、食料自給率の向上と環境保全がふくまれている。これは「生存権」概念の拡大として高く評価される。

(3)、全労連の提言の第三の柱は、「憲法の擁護と 国民本位の政治の実現」である。第一、第二の 提言も、憲法の「勤労権・生存権」にかかわる が、第三の提言では、日本国憲法の擁護が骨太 く二つの点で主張されている。

第一に、提言はいう。「戦争放棄、恒久平和を宣言した日本国憲法は、世界の平和協力にたいする国民の誇りである」、と。全労連はこの平和憲法の精神にてらして、「核兵器と戦争のない」21世紀を求める。自衛隊の海外派遣、「集団的自衛権」「有事立法」のもくろみに反対し、米軍基地の撤去、安保条約の破棄を提起する。これは階級的ナショナルセンターとしては、はずせない提言であろう。

第二に、提言はまた「改めて恒久平和と主権 在民、基本的人権の尊重をうたった憲法を、仕 事と生活、職場と地域などあらゆる場所で生か すことをめざす」としている。

「目標と展望」はこの二点において、すでに戦後50余年、旧帝国憲法の期間をこえて21世紀に生きる日本国憲法への、冠たる価値判断をしめしている。

提言第三の最後は、「目標と展望」がしめす 「労働者・国民の要求」の実現についていう。「大 銀行・企業の利益を優先し、国民総犠牲を強い

る政治をやめさせ、労働者・国民の要求を実現する国民本位への政治転換」、「民主的政府への 転換」が求められている。そのためには、「労働 組合運動の壮大な共同と統一」を追及する。ま た、「長期的で継続的な共同戦線の確立を追及す る」と(「目標と展望」の結びの部分)。

ここには、全労連の階級的ナショナルセンター としての政治姿勢が毅然としてしめされている。

二、全労連「目標と展望」と「労働組合 運動の壮大な共同と統一」にかんして

だが、この全労連の「目標と展望」を、私は 当初かるく読みすごしてきたところがあった。

たとえば、雇用確保と国民生活の擁護を基本とした不況打開、経済と社会の民主的再生をめざす要求と政策のプログラム、それはまあ「目標と展望」が提示しているようなことであろう。また、その実現のために「日本労働運動の再生」をめざして、「労働組合運動の壮大な共同と統一を追及する」、「統一の母体」として「200万全労連を早期に達成」するとあるが、それもきわめて当然のことであろう、などといった程度の読み方をしていた。

全労連傘下の組合でも、この「目標と展望」が発表された直後、「出来もしないことを書いている」とか、また「どうして実現するか書かれていない」といった意見がみられたようだ。こうした意見は、おそらく当初の私の場合のように、この文書を深く読みこめなかったためであろう。

ところで私自身だが、必要から「目標と展望」をじっくり読みかえしたところで、要求と政策の面でも、またそれを運動の共同と統一に結びつけるうえでも、この文書には戦後日本の階級的労働運動の理論的・実践的成果が凝集されている、と痛感させられた。この点で、とくに注目すべき二、三の点を指摘しておこう。本稿の主題である今日の労働組合運動の「再生」と飛躍の条件を探るうえで、この作業がベースを提

供するように思われるからである。

1. 政策提言にみる一貫した「現代的基本権」と憲法の重視

(1)、第一に、「目標と展望」にみる要求・政策にかんする三つの提言では、「人間らしく働くルールの確立」、「国民生活の最低保障の確立」、「憲法と基本的人権の養護」と、勤労権や生存権など現代の基本的人権(社会権=「現代的基本権」)の擁護と拡充が、前面におし出されていることが注目される。

ここで、政府・独占による国民総犠牲を強いる大企業本位の不況打開・経済「再生」の戦略にたいして、国民生活擁護を基本とした不況打開・経済再生の戦略として、社会権が前面におし出されていることの意味は大きい。いわゆる「社会権」の始まりとされる標準労働日の制定(法律による労働時間の強制)にたいして、マルクスは「需要供給の法則の盲目的支配」を信奉するブルジョアジーの経済学の労働者階級の経済学への「屈服」であると言い切っている(「国際労働者協会創立宣言」、1864年)。この延長線上で歴史的に形成されてきた「社会権」の擁護・拡充をもって、国民生活本位の日本経済の民主的改革の芯にすえることの意味は熟考に値いしよう。

(2)、第二に、全労連の「目標と展望」は、生存権・勤労権など「社会権」の擁護・拡充、「非核と平和」を押し出すにあたり、当然のことながらそれに関連する基範として、憲法条項が強調され、土台にすえられていることの意味は大きい。そこには、なによりも現行憲法を基本として日本の経済と社会の民主的改革をすすめようとする意志が、反映されているということであろう。

また、社会権など憲法上の国民の権利にかんしては、憲法第12条が「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と強調し

ている。この点とのかかわりでは、「目標と展望」が、「サービス残業」などに代表される労働契約や労働法規の不当な無視を追及し、「働くルールの確立」を求めていることが注目される。つまり、そこには、憲法が勤労権をまもるための「不断の努力」を、すべての労働者・労働組合の義務として期待している、という認識が裏うちされている。

(3)、第三に、全労連のこうした現代の基本的人権を中心にした政策提言は、労働者・国民の個々の要求がいかに多様であるにしろ、その根底をつらぬく統一的な共同の要求であることを直視する必要があろう。

それは政策提言を判り切ったことだと、簡単に言いきることもできよう。だが、私たちは、この徹底した単純な明快さにこそ、「対話と共同」の総路線とあわせて、階級的ナショナルセンター・全労連の蓄積されてきた力量のあらわれをみるべきであろう。

2. 「労働組合運動の壮大な共同と統一」 にかんして

全労連「目標と展望」がしめす三つの提言は 結構だが、これをどうやって実現するのか。「目標と展望」は結びの「労働組合運動の壮大な共 同と統一に向けて」で、実現に向けての運動と 組織化の大筋をふれてはいるが、これまた当然 の一般論ではないか。私は、この運動の実践的 な部分についても、当初このように読み流して いた。

しかし、「目標と展望」がしめす三つの提言について、その骨格の特徴を前述のように整理したうえで、結びの部分を再読してみると、ここでも読みの浅さを痛感させられた。提言の実現にむけての運動と組織化の基本的方向の原則的な明快さは、それ以外にはありえない説得力をもつものであった。私なりにとくに重要だと思ったことについて、再確認しておこう。

(1)、第一に、「目標と展望」の実現のためには、

日本労働運動の「再生」が求められ、その鍵は ずばり「労働組合運動の壮大な共同と統一」に あるとしていることである。

集積されしかも国家政策に援護された、資本の社会的力に対抗できる、労働者のもつ唯一の力は、社会的生産の基本的な担い手としての「数」の多数である。だが、数の多数も、避けがたい労働者間の競争をこえて要求により団結しなければ意味がない。この百数十年も前に指摘したマルクスの労働組合に関する原則的見地を、今日の段階であらためてずばり言い切っている意味は容易ではない。

どう考えてみても、問題に対する正解は、「壮大な共同と統一」以外にはありえないし、「目標と展望」の実現もまぎれもなく「共同と統一」の達成レベルにかかっているからである。

(2)、第二に、この「壮大な共同と統一」が、「現代的基本権」の擁護と拡充という、労働者・国民が共同しうる統一的要求のもとに呼びかけられていることである。

産業をとわず、地域をとわず、大企業・中小企業をとわず、管理職員・正現・非正規をとわず、勤労権と生存権の擁護を柱とした諸要求は、対話と共同をとおして要求となりうるはずのものである。かつてないきびしさで迫る今日の大リストラ・首切り「合理化」下の労働者状態は、共同と統一へのゆるぎない土台をつくり出している。

(3)、第三に、この「共同と統一」への行動のあり方が指示され、行動の目標として国と地方の政治革新をめざして「長期的で継続的な共同戦線の確立を追求する」とされていることである。

「共同と統一」の追求では、他のナショナルセンターとの一致する当面の要求での共同行動を、中央だけでなく産業と地域で積み上げる、とされていることが注目される。なお、連合の方も雇用問題では全労連をふくむすべての労働組合との共闘を呼びかけるという。

これは戦後労働運動史上で初めての状況であ

る。そこでは雇用問題へのとりくみ如何が、連合でも労働組合の存亡にかかわる問題となっており、いまや全労連の力量も認めざるをえなくなっているということであろう。これらの点では、「壮大な共同と統一に向けて」、主体的条件形成への大きな一歩が踏み出されることが期待される。

なお、全労連は独自に、すべての労働者・労働組合との「対話と共同」を、中央、地方、産業、職場レベルで追求し、「共同行動」を発展させるとしている。自主的・主体的な取りくみが、上から職場にいたるまで、各レベルで強調されている点は重要である。ここでいわれる中央・地方、産業、職場レベルでの「対話と共同・共同行動」は、もちろん全労連傘下のすべての労働者、労働組合に提起されたものである。だが、ここで重要なことは、懸案の「10万人オルグ運動」ぬきに、傘下外の「すべての労働者・労働組合」との「対話と共同」の発展もありえないことであろう。

3. 組織拡大・「200万全労連」の早期達成

最後に、「目標と展望」は「共同と統一」の推進力、「統一の母体」としての「200万全労連」の早期達成を上げている。この点では、第29回評議員会(2001年8月)が「組織拡大推進基金」の設置をきめたが、それが有効に活用されることを期待したい(大木一訓「全労連運動の到達点と『飛躍的組織拡大方針』」・「月刊・全労連」2001年12月号、参照)。

なお「目標と展望」では、組織拡大との関連で「不安定雇用労働者や失業者の受け皿組織、 正社員と非正規社員が共存できる組織など、時 代が要請する企業横断的な組織への改革」といっ た、組織問題が提起されていることが注目され る。時機におうじた適切な提案である。

ただ、もちろんその場合、組織論が組織論に とどまることなく、指摘されるように、「企業主 義・本工主義、組合民主主義の軽視」などの克 服が、「目標と展望」にもとづく「対話と共同」 「共同行動」とともに促進されるなかで、真に組 織拡大も組織改革もすすむということであろう。

4.「目標と展望」と現実の運動との接点をもとめて

このように「目標と展望」は、すべての労働者の共同と統一を可能とする勤労権・生存権に立脚した制度的要求と政府プログラムを示し、またその実現を保証する「労働組合運動の壮大な共同と統一」への道すじも明示している。

だが、現実の個々の労働組合運動は、たとえば 国家政策の援護のもとに全産業的な規模で、ます ますきびしさを増す大々的なリストラ・首切り 「合理化」攻撃にたいして、まず職場を基礎に反 撃しながら、職場をこえた「共同と統一」、「共同 行動」の方向につきすすむほかはない。そして他 方、全労連とそれを攻勢する傘下の単産と地方 労連は、この下からの統一行動の動きを、産業別 共闘、地域共闘、全国的共闘を拡大する方向に発 展させねばならないということであろう。

いずれにせよ、総じて全労連の「目標と提案」がしめす権利と政策の要求を、具体的な首切り「合理化」反対の課題と結合しながら、職場、産業、地域、中央の各レベルで、「対話と共同」にもとづく「共同行動」(共同闘争)を発展させること、そこに闘いの基本方向が設定されよう。以下では、こうした闘いの基本方向にそって、職場、産業、地域、中央の各レベルにおける先進的な事例を、戦後の歴史的教訓ともあわせて不十分ながら整理し、21世紀初頭における日本労働運動の「飛躍」への條件を探ることにしたい。

そのさい、最も重要な観点は、今日の国家政策を背景としたリストラ・首切り「合理化」が、「市場競争原理」による労働者・労働組合の分断をともなって罷り通るのにたいして、企業主義の制約をこえて、どう労働者・労働組合の「壮大な共同と統一」をもって対峙するかにある。

なお、各レベルにおける最近の先進的事例と

いうが、全労連の全国討論集会、リストラ「合理化」反対・雇用を守るシンポなどから、目についたものを拾い出したにすぎない。これら事例を本格的に整理し、日本の労働組合の全体的な躍進に生かすには、全労連と傘下労働組合による組織的検討を期待したい。

三、リストラ・首切り「合理化」反対闘 争の基本方向はどう生かされている のか。

戦後労働運動の階級的・民主的潮流は、1960年代中葉に、国家独占資本主義の諸政策に擁護された首切り「合理化」にたいする反対闘争の基本方向を定式化した。それは、1960年代の三池・安保闘争や、それにつづく日炭高松闘争の教訓をふまえたもので、統一労組懇運動への重要な指針ともなり、全労連結成にもつながったものである。いわく――。

現代の「合理化」反対闘争については、「職場を基礎に、産業別統一闘争を軸に、目的意識的に地域的共闘、全国的共闘、政治革新の統一路線を拡大・強化する方向でたたかう」。

私は、この方針を一貫して支持し強調してきた。だが、今次不況下のリストラ・首切り「合理化」では、この方針を生かしきれていないことに、もどかしさを感じさせられてきた。そこで、この方針のもつ意味を、今日のリストラ反対、雇用をまもる闘争に正しく生かしてもらうために、まずはこの方針を生み出すにいたった三井三池闘争と日炭高松闘争という、二つの歴史的な闘争の教訓を再確認しておこう。

1. 『スローガン「去るも地獄、残るも地獄」 から「統一、そこに勝利がある」』へ

(1)、1959年から60年にかけて、1200名の職場活動家の指名解雇撤回を求めた三井三池炭鉱闘争のスローガンは、「去るも地獄、残るも地獄」であった。当時、三池労組は最強の企業別労働組合といわれ、強力な職場組織と職場闘争をもっ

て知られ、三池闘争は日本労働運動の天王山と もいわれ、炭労と総評は多額の闘争資金と延20 万人の現地オルグを派遣し、闘争を支援した。

三池炭組は「去るも地獄、残るも地獄」のスローガンのもとに組合員の団結を固め、強力な職場組織と居住組織に依據して、「独走を辞せず」の姿勢で、250日におよぶストライキをもって闘った。しかし、石炭から石油への転換をはかる従属的エネルギー政策下の首切り「合理化」を反撃するには、事業所・企業別のわくをこえた広範な統一的闘いにうって出るという、闘いの戦略が必要であった。

炭鉱失業者をもふくむ広範な炭鉱失反共闘、 安保闘争との結合、社会・共産両党の政党間の 統一行動など、目的意識的に統一的な闘いの戦 列を拡大するなかで、職場を基礎に「合理化」 反対闘争をたたかうという、闘争指導戦略をと りえなかったところに問題があった。

(2)、三井三池闘争は全国的な支援のもとに英雄的にたたかわれ、その現地オルグ参加者のなかから多くの青年活動家が育つことになったが、1200名の指名解雇を撤回はできなかった。こうした新しい状況を背景に、大幅賃下げを主内容とする「合理化」反対闘争を日炭高松炭鉱労組はたたかうことになる。

三井三池闘争はなぜ指名解雇を撤回できなかったのか。その教訓から学び、日炭高松闘争では、「統一、そこに勝利がある」というスローガンがかかげられた。この闘争では、勝利は共同闘争と統一戦線の発展によってこそ保障されるとして、高松労組、社会党、共産党による三者共闘争会議が先頭に立ち、北九州の全労働者と、労働組合を各自の経済要求と政暴法反対による共闘に組織してたたかった。

国家独占資本主義下の首切り「合理化」を反撃するためには、職場の団結と統一を基礎としながら、地域・産業のレベルで大胆に共同の闘いを組織していく。その統一した共同闘争の拡がりのレベルが、個別の首切り「合理化」反対

の勝利へのレベルを決定すると考えられた。 (3)、日炭高松闘争は、「統一戦線への拠点」としてたたかうともいわれ、独自の自主的、主体的なとりくみによる共同闘争、統一闘争の組織化によって一定の成果をおさめる。この闘争の教訓にみちた新しい闘いの方向は、古河目尾闘争、東京争議団の中小企業闘争、全日自労失対打切り反対闘争と引きつがれ、統一労組懇運動の流れを形成していくことになる。

前出した「合理化」反対闘争の基本方向もこうした流れのなかで定式化された。

2. 今日の大リストラ・首切り「合理化」 と反対闘争の現実

リストラ・首切り「合理化」反対闘争については、個別の合理化攻撃を、職場での反撃を基礎に、産業別、地域別の共闘、全国的共闘、政治的革新の方向にむけて、自主的主体的に闘う。このように定式化された闘いの方針は、昨今のリストラ「合理化」攻撃にたいしては、率直にいって不十分にしか生かされてはいない。

今日、リストラ「合理化」は、雇用の再編・「雇用破壊」の攻撃として、管理職・職別層をふくむ正規職員の出向・転籍・解雇、賃金カット、大企業のグローバルなリストラ戦略による産業と地域の「空洞化」、下請中小企業と中小地場産業の倒産、無制限な不安定雇用の拡大、そして職場では、サービス残業と長時間・過密労働をもたらしている。

だが、企業主義の「連合」傘下の組合は、「市場原理主義」による低コスト競争に流され、職場を基礎とした反撃も組織しようとはせず、ずるずると後退してきた。また、全労連傘下の労働組合でも、個々のリストラ「合理化」反対闘争を、職場を基礎に「統一、そこに勝利がある」という基本方向で、どれだけ積極かつ果敢に取り組まれてきたかといえば、やや消極化した傾向が見られるのではないか。

もちろん、そのばあい、全労連とそれを構成

する産別組織とローカルセンターの組織が定着して以降、当然のことながら地域的共闘や全国的共闘は、ローカルセンターやナショナルセンターの指導・調整によることになり、職場・企業の単組にはその指示まちという、消極的姿勢が生まれたともいえよう。そして、他方に、ローカルセンターやナショナルセンターについていえば、地域的共闘、全国的共闘を提起し組織化はすめてきたが、それを職場を基礎とした労働組合組織の強化と結びつける点で、まだ十分に成功しているとは、いえないのではないだろうか。

しかし、全労連運動は、かつての総評時代とは異なり、また大企業追随の傾向が強い「連合」路線とは明確に一線を画する。全労連第6回定期大会(1997年7月)は、職場と地域を基礎として、組織の内外にわたりすべての労働者・労働組合との「総対話と共同」をめざす「10万人オルグ運動」を提起したが、その後、職場における単位組合の活動と産業別・ローカルセンター、ナショナルセンターの活動、双方の弱点は両者の活動の結合によって、確実に乗り越えられてきている。

職場を基礎に、産業と地域との共同闘争を果敢に組織して闘うという、「下からの統一」行動路線は、いまや階級的ナショナルセンター・全労連の10余年の活動の実績によって、傘下の産別、ローカルセンター、ナショナルセンターの各レベルでの共同によって支援される。これは今日のリストラ「合理化」を、反撃の前線である職場を基礎に闘うにあたって、戦後労働運動史上、かつてない有利な条件であることを確認しておく必要があろう。

以下では、このような基本的認識のうえに立って、職場(事業所・企業)、産別、地方・地域組織・全国組織の各レベルでの、リストラ反対・雇用と経済をまもる闘いの到達点を確認したうえで、反転攻勢から「飛躍」にむけて、その条件を固めていくうえでの、課題を探ることにしたい。

そのばあいのキーワードは二つある。一つは、 すべてのレベルにおける「対話と共同」「共同行動」である。二つは、「組織拡大」運動であろう。

四、職場を基礎に首切り「合理化」に反 撃を――その今日的意義と課題

職場(職場、事業所、企業)は、日常的規則として強制される搾取方法によって、労働者が搾取され、抑圧されているところである。リストラ・首切り「合理化」攻撃の前線もとうぜんに職場である。資本の横暴な首切り攻撃(配転、出向、転籍、早期退職勧奨、希望退職募集、分社化、外部委託、倒産による整理解雇など)反対も、まず職場での攻撃をもって始まる。もちろん、日常的な職場の「合理化」(「非正規雇用」の拡大、変形・裁量労働時間、「サービス残業」、標準作業時間の切り詰めなど)への反撃も、職場の対話と共同にもとづく反対行動をもって始まるほかはない。

もちろん、それはそうだが、長期不況とグローバルな大競争時代において、労組組合は企業競争力維持のためのリストラ「合理化」やむなしとする資本の論理に対抗できず、職場を基礎に闘えずにずるずる後退する。残念ながら、これがかなり一般的な状況であることを、認めざるをえない。しかしながら、他方に職場の少数派であれ自覚的労働者が、リストラ「合理化」下の直面する課題を、職場を基礎に毅然として粘り強く闘い、全労連の組織的な支援と共同を得て、注目すべき成果を積み上げてきている。

以下では、まず職場を基礎にした奮起による 勝利の、最近の事例を確認しておきたい。その うえで、「合理化」を職場を基礎にどう反撃する か、そのキーポイントを二つばかり指摘してお きたい。

1. リストラ・首切り「合理化」を職場を基礎に、統一した力で改悪――いくつかの事例

まず、「連合」職場などで、少数派の先進的労働者が「合理化」の反撃に立ち上り、全労連と傘下の諸組織に支援されながら、最近ではあいついで闘いの成果を積み上げてきていることを確認しておこう。1999年、関西、中部、東京の電力各社の「人権」争議(思想信条による賃金・雇用差別)が、全面勝利したのを皮切りに、職場を基礎に闘う先進的な活動家による争議には、共同する社会的多数の力を借りて、あいついで注目すべき成果がみられる。

(1)、日産闘争(1999年11月~2000年3月)は、村山工場の閉鎖を阻止するにはいたらなかった。だが、大企業のリストラ改悪に反対し、雇用と地域経済を守るたたかいを構築する、本格的な全国闘争の端緒を切り開いたという点で、大きな意義をもったといえる。

リストラ・首切り「合理化」をすすめる「資本の自由の論理」に対して、大企業には雇用と中小企業、地域経済を守る社会的責任があるという世論を形成できたこと。職場における少数派(JMIU・日産支部)の闘いを基礎に、地域、産別、全国的、国際的な支援闘争が組織されたこと。その結果、配転・転籍基準の明確化、本人同意原則の遵守、退職・出向、転籍条件の引上げと、少なからぬ成果を上げたこと、など(『2002年国民春闘白書』25ページ)。

(2)、日立関連争議が、全労連のイニシアチブのもとに全面解決勝利した(2000年9月)。提訴時期、地域や課題の違いを超えて団結した争議団は、賃金・昇格差別の是正をかちとり(未提訴の利害関係人をふくむ)、「最高裁判決により決着済」を主張してきた田中氏の解雇争議も解決した。

これらの成果は、全労連に結集する労働者、 労働組合はもちろん、職場における民主主義の 確立をめざしてたたかう全国の大企業職場の労 働者を励まし、その運動の前途に大きく貢献す るものである。(前出『国民春闘白書』、26ページ)。 (3)、リストラによる転籍・工場閉鎖に反対する

職場の声を、日本共産党がとりあげて撤回をはかったケースもみられる。住友金属和歌山では9千人の関連会社出向者を全員退職させ、8割から6割の賃金で転籍を強要した。この強要を拒否する労働者の声を職場の党委員会が取り上げ、国会議員が国会諮問で転籍強要の違法性を追求するなかで、会社側は転籍強要を中断し、拒否する労働者の転籍を撤回した(「しんぶん赤旗」01年12月2日)。

また機器メーカーの村田機械(本社・京都)は300人の希望退職募集を提案、同労組はこれに応ずることを決定。これにたいして共産党支部は、職場新聞をもって人権侵害まがいの希望退職を強要する不当を告発、会社側に強要をしないことを約束させ、不当なリストラ「合理化」を拒否しようとする職場の労働者を励ましている(「しんぶん赤旗」01年11月26日)。

日本共産党は、さきに三井三池闘争では社・共両党と労組との共闘を呼びかけ、日炭高松闘争では社・共・労組の共闘体制をつくり、歴史的な勝利をおさめた。日本共産党はリストラに反対し、雇用と地域と経済をまもるために、中央に闘争本部を設置したときく。職場を基礎に、地域・産業別、全国的、国際的にひろがる各レベルでの闘争にあって、積極的な役割の発揮が期待される。

(4)、職場における「合理化」(搾取強化)の際たるものは「サービス残業」問題である。この点でも職場を基礎にした先進的な労働者のたたかいが、地域・種別の支援が組織されて見るべき成果がひろがってきている。

白木屋の「サービス残業」争議は、画期的な歴史的勝利を勝ちとった(2001年9月)。この勝利の土台は、モンテローザ・白木屋の3人の女性労働者が東京西部一般労働組合白木屋分会に団結し、職場を基礎に粘り強くすべての労働者の要求を取り上げ、未払い残業賃金代や労働条件改善を求めてたたかったことにある。これを支援する三多摩労連、全労連などの運動、共産

党議員の国会での質問、刑事告発など、多様な 奮闘が全体として勝利和解に導いた。それは2万 人全従業員への謝罪、未払い残業代の支払いな ど、残業「サービス残業」闘争に、大きな確信 と展望を与えるものであった。(前出・『国民春 闘白書』27ページ)。

総合重機トップの日立製作所と関連企業のサービス残業も、日立労働者の告発と日本共産党の申し出による労基署の「立入り調査」で動き始めた(「しんぶん赤旗」11月26日)。それに先き立ち、島津製作所(京都)では、先進的活動家の「サービス残業をなくそう」という再三の呼びかけと職場の声に押されて、労働組合(連合系、組織員数3500人)も2001年春闘では、「サービス残業の是正」を主要な要求の一つに取り上げるようになった(「労働運動」2001年7月号)。

2. 職場(事業所・企業)を基礎にした リストラ「合理化」闘争の更なる発 展のために

リストラ「合理化」の反対闘争の実際上の土台、出発点は職場(職場・事業所)であるが、以上のいくつかの先進的な事例から、職場における労働組合運動の「再生」にかんして、どのような教訓が引き出されるか。そのうえに立って、職場を基礎にリストラ・首切り「合理化」を反撃するにあたり、どういうことが留意されねばならないだろうか。

(1)、リストラ・首切り「合理化」を職場を基礎に反撃するというとき、上記の代表的な事例は、階級的ナショナルセンター・全労連が結成されて10余年、日本労働運動の到達段階の高さをあらわしているといえよう。

職場における「合理化」反対、権利闘争の主体が、少数の集団であったとしても、階級的ナショナルセンターや革新政党による統一的な支援闘争で擁護されるとき、要求はそれなりの解決をみている。それは三池闘争や日炭高松闘争の時代に比し、日本労働運動の階級的力量がむ

しろ発展したことの反映ともいえよう。

このことからすれば、リストラ「合理化」への職場での反撃を、企業競争力を至上とする資本の摂理に抗し、団結した単位労働組合が力を結集してすすめるならば、全労連による企業間競争をこえる統一的な闘いの組織化とあいまち、反撃の成果はより拡大するはずのものである。(2)、こうした確認のうえに立って、単位組合として職場を基礎にリストラ・首切り「合理化」反対闘争をすすめるにあたって、とくに重視すべきことを、企業横断的な統一的闘争との結合と接点を求める観点から、参考までに提唱しておきたい。

第一に、資本の論理に対抗して、職場における労働組合活動の「再生」をはかることであろう。この点では、全労連の「目標と展望」「緊急雇用対策」(不払い残業の根絶、年休完全取得、労働時間短縮による雇用確保、公的就労、失業保障、中小経営の擁護、地域経済の活性化)なども、職場の対話と共同の素材にのせること、職場組織の再構築と職場闘争について、総評運動が「ニワトリからアヒルへ」変身した時代の経験にまなぶこと。

第二に、大企業の退職金割増しつきの早期退 職募集、この解雇手段にたいして労働者の応募 が殺到していることについて。そこには、終身 雇用、年功賃金制度の「解体」、企業年金の制度 的動揺、賃金カットなど、企業による雇用と生 活の保障に見切りをつけたという事情があろう。 しかし、そこには連合結成以降、大企業労組が 団結の力で生活と権利をまもりたたかうという 「原点」を喪失したことから、リストラ・首切り 「合理化」攻撃という死活の問題にたいして、個 人で苦渋の判断しなければならぬ、という事情 が作用したことによる。再三ふれる1200名の指 名解雇が争点となった三池闘争は、それに先き だつ退職金割増しつきの「希望退職募集」を大 筋で反撃したところから、本格的なたたかいは 始まった。「希望退職募集」=首切り攻撃であ

り、これを阻止するのは、三池のみならず当時 の炭労傘下の組合では常識であった。完全な反 撃はできなかったにせよ。

この点では、割増しつきの希望退職募集に事情があって応募するのを組合が阻止するのは、憲法にいう個人の自由を侵害するものだといった反論の説得もおこなわれた。また当時、首切り「合理化」という非常事態にたいし、ストライキをもって反撃するのは当然の権利だと考えられ、果敢にストライキは実行されてきた。当時の炭鉱闘争、さらには日本の労働組合運動が、企業主義の殻を乗りこえたのは、「三池」後の日炭高松闘争であるが、それ以前の炭鉱闘争や炭鉱以外の産業の先進的労働組合の首切り「合理化」のたたかいから、学ぶべきことは多い。

第三に、配転、出向、転籍、早期退職募集、 希望退職募集、分社化、外部委託による転籍解 雇、指名解雇、倒産による整理解雇など、首切 りをともなうリストラ「合理化」に反対する、 闘争の基本方向はどうあるべきだろうか。そこ での基本は、単位労働組合としては人員削減、 直接的な対象とされている労働者の雇用を、人同 意要件」なども駆使してまもる(もちろん「本 人同意」を条件に初めから首切り「合理化」を 認めるということではない)こと、首切り反一を 認めるということではないの労働者をカバーす をリストラ「合理化」反対の諸要求・政策を提 起して、全体の団結を最大限に重視して粘り強 くたたかうことであろう。

もちろん、そのさい中小企業の労組の場合、 雇用と労働条件を守る原則的課題を軸に、中小 経営と地域経済を守る地域における共同行動へ の参加、取り組みも重要であろう。

第四に、今日の「合理化」はリストラと首切りを武器とした「合理化」(搾取強化の体系だった方法の追求)であるが、これにたいしては、職場で増大する「非正規労働者」の要求の組織化や、サービス残業の廃止、年休取得率の引上

げ、労働時間短縮などの、要求と闘争が課題となろう。つまり、首切り反対とそれに対応する「合理化」反対の中心的な要求とを結合し、すべての労働者の対話と共同を基礎に、一致してたたかうということであろう。

第五に、職場(事業所・企業)を基礎にした 首切り「合理化」反対闘争に際しては、国家政 策に支援された「合理化」の性格からして、職 場の団結を基礎に「統一、そこに勝利がある」 というスローガンのもとに果敢に企業内から統 一的闘いに打って出る姿勢が必要であろう。さ きに紹介した先進的な諸闘争は、そのことの正 しさをあらためて教えるものであろう。

なお、この点では、リストラ「合理化」反対 闘争と、全労連「緊急雇用対策」「目標と展望」 がかかげる勤労権と生存権に根ざした、労働者 階級の統一要求である「解雇規制法」「サービス 残業規制法」、雇用保険の改善、公的就労の拡 大、地域経済の再生など、制度的な諸要求闘争 との意識的な結合をはかり、その実現をめざす 統一的行動に積極的に参加すること。産別・地 方・地域労連への意識的結集を強めることが期 待されよう。

五、全労連を構成する産別・地域組織の 運動と課題

階級的ナショナルセンター、全労連を構成する産別・一般労組、地域組織(府県・地域労連)は、それぞれ独自の任務に即して統一的な共同行動を組織し、また組織拡大も課題としてたたかってきている。労働運動にとって今日の最重点課題であるリストラ「合理化」反対、雇用確保、中小経営を守る闘いを中心に、全労連傘下の代表的な産別組織・地域組織には、どのような到達段階がみられ、つぎの前進にとってどのような課題があるか。

1. 産別・一般労組にみる活動の現状と 到達段階

その代表的な事例として本号では、JMIU、全国一般、建交労からの報告がある。主としてそれを参照いただければよいわけだが、ここでは本稿で展開してきた問題意識に即して、この三組合の運動の到達点について、他の報告資料によって私なりにごく大雑把ではあるが、整理しておきたい。

戦後日本の労働組合として最大の課題は、企業別組合の弱点を克服し、どう産業別の共同闘争をもって企業間競争を規制し、要求を実現するかにあったことはいうまでもない。この問題では、とくに首切り「合理化」反対闘争において、「企業連の勢ぞろい」といわれた単産の弱点が露呈した。横断的な共同闘争をなかなか組織できず、企業ごとの「連鎖反応的な後退」を、かつて最強といわれた産業別労働組合「炭労」においても、よぎなくされた。

今日、「連合」傘下の民間大企業労組が主導する産別組合では、企業横断的な共同闘争など、はじめから問題外かのように見える。横断的な闘いをいささかなりとも意識しているのは、連合・全国金属、連合・全国一般、全繊同盟くらいであろうか。ここでは、こういう問題意識をもって、全労連傘下の産別・一般労組について、運動と組織の現状を整理してみよう。

a. JMIU (全日本金属情報機器労働組合) の 場合

中小機械金属労組を中心に結集するJMIUの場合、上記の主題に即して現状と到達段階をみた場合、産別としての統一的な闘争の成果にはみるべきものがある。その成果は、どんな攻撃にも「真正面からたたかえば全面敗北はない」という確信となっている。

(1)、**西神テトラバック**(神戸市)で工場閉鎖を阻止。会社解散による工場閉鎖で全員解雇、別会社(御殿場市)へ転籍で雇用確保すると提案。組合はもともと中立組合だったがJMIUに加盟、不当労働行為による組織攻撃で第二組合ができるが、最終的には一致して全面ストライキで闘

うと決定。その直後に会社解散は撤回された。 (不当労働行為はJMIUに加入していると再就職 はなくなるというもの。最高裁まで闘い、会社 に謝罪させる)。

(2)、NCR、IBMでは転籍強要の阻止。NCRで はサービス部門、IBMでは総務や経理部門を分 社化、子会社化する。NCR の場合は45歳で転 籍、賃金30% ダウン、IBM は50歳転籍、45% ダ ウン、退職金は上積みを提案。

転籍拒否者は、NCRでは「座敷牢」、IBMで は「地下牢」に隔離。人権侵害で全国的な大宣 伝、人権擁護委員会、労働省に訴える。また、 数年前に職場の大衆行動と団交で、広域配転、 解雇はしないとの協定をとっており、事前協議、 本人同意の協定書をも駆使して闘った。IMIU としては、職場での闘いを固めるとともに、人 権闘争を媒介に産別・地域の共同のとりくみと し、統一的な包囲作戦をとり、粘りづよい闘い をすすめた。その結果、NCRは転籍拒否の労働 者の仕事をつくり、IBMは同じ仕事を在籍出向 の形ですることで、それぞれ全面勝利した。

(3)、JMIUの闘争事例はほかにもあるが、省略 する。総じてそこでの闘い方と運動の特徴は、 リストラ「合理化」に各支部は原則的立場をもっ て反撃する。JMIU は、この職場を基礎にした たたかいを、産業別統一闘争でたたかうという 観点から、産業別組織と地域組織と団結を固め、 大きな大衆行動で資本を包囲する方向でたたか う路線で、一定の勝利を手にしてきているとい えよう。

なお、私の知るかぎりではJMIUは、全労連 傘下でも一貫して「合理化」反対闘争に関心を よせてきた単産である。この点で産業別の最低 労働基準で統一闘争を組織するとか、「合理化」 にたいする日常の闘いのなかで、労使協定によ り労働協約の積み上げをはかるといった、組織 的指導がなされてきていることも注目される。

多業種にわたる少数派の中小労組を一般組合

b.全労連・全国一般労働組合の場合

として組織する全国一般も、JMIUとならんで 中小企業でのリストラ「合理化」反対では、注 目すべき実績を残している。ただその闘いの基 本はJMIUとも共通するが、実際の闘い方では 全国一般なりの特徴がみられる。「たたかう提案 型」の運動である。その成果として、本号の報 告では、中央精機の工場閉鎖撤回、厳しい経営 のもとで賃上げを実現させたブラコー、労働条 件切り下げを撤回させた明星食品支部の事例が あげられている。詳細はそれを参照されたい。

「たたかう提案型」の運動とは――。その要点 は、労働者の犠牲ではなく、経営分析をもとに まともな経営政策を提案し、多数の労働者の支 持を力にして、雇用を守り要求を実現するとあ る。ただこの場合に重要なことは、「提案型」の 運動の前提として、大企業の横暴を規制し、中 小企業と地域経済の振興をめざす「中小企業大 運動」と、労働者と国民の最低生活面を保障す る全国一律の最低賃金利確立と最低賃金の大幅 引上げをめざす「最低賃金大運動」が、「提案 型」運動の土台にすえられていることであろう。

そこでは、この運動上の土台をぬきにしては、 「たたかう提案型」の運動も「企業内主義」を克 服できなくなると考えられているからであろう。 なお、階級的な統一の視点に立った「最低賃金 大運動」についていえば、今日の雇用・失業状 勢からすれば、その対象に全労連が提起する失 業保障(保険、公的就労事業など)の制度的要 求もふくめたがよいのではないか。

c. 建交労(全日本建設交運一般労働組合) の場合

運輸一般、建設一般全日自労、全動労と、も ともと業種別・職種別の性格つよい3つの組合が 糾合したことから、一貫して企業をこえた横断 的な統一闘争、共同と組織化という限りでは、 全労連の単産のなかでも、もっとも豊富な経験 を蓄積しているといえよう。

(1)、建交労の性格、それは今年の定期大会のメ インスローガン「きりひらこう今日と明日を、

共同と組織化、民主的政権をめざして」に端的に表現されている。全労連は「21世紀初頭の目標と展望」、勤労権と生存権に根ざした労働者の国民の生活、平和と民主主義を基本とした日本再生の要求・政策プログラムの実現条件として、国民本位の政治と、「労働組合運動の壮大な共同と統一」をかかげた。両者の骨格はまったく一致している。

建交労は「共同と組織化」について今日の到達点のうえにたち、どういう当面の目標を設置しているか。(2001年度運動方針案)

(2)、「共同」では、まず集団交渉、横断的労働協約、集団的労使関係の確立、業種別、産業別統一闘争への結集がうたわれる。また失業反対、リストラ規制、安全、健康を守る闘いとして、職場の権利総点検運動、経営危機回避、リストラ規制の闘い、失業反対、解雇、サービス残業規制の闘いが提起されている。もちろん、それとあわせて最低生活保障を確立する闘いが重視される。

そのさい「トラック大運動」「失業者・高齢者 大運動」「公共事業大運動」の三大運動を、地方 と地域の運動、全国運動としてすすめる。その さい実態告発と要求、政策提起を一体にすすめ、 業界団体、自治体、政府との交渉で実利・実益 を追求する、としている。

(3)、「組織化」では、「10万人建交労の建設」をかかげ、当面5ヶ年計画の第一段階の目標1万人組織拡大、機関誌5000部拡大の目標とかかげる。その場合、職場を基礎にした多数派の形成、地域を受け皿とした不安定雇用労働者の組織化をすすめるとしている。

なお、建交労からは外れるが、産業別、業種別の組織拡大は、さきごろの全労連全国討論集会の分科会討論では、拡大月間に神奈川土建では3000人、埼玉土建では7611人の拡大をみた。また福祉保育労(京都)は1000人から出発して1700人にふえ、若々しく元気だ、といった報告が注目された。

2. 府県・地域労連の現状と到達点

その代表的事例として、本号では、住民要求、 地域最賃、自治体と地域労連をテーマとした埼 玉労連と八王子労連の報告、失業のきびしい北 海道で交付金制度を活用した失業者の就労確保 運動にかんする建交労の報告、基地と雇用問題 を中心とした沖縄県労連からの報告がある。そ れぞれ参考にされたい。

ここでは県労連、地域労連の活動領域を包括 的にあつかった上記の埼玉県労連報告の要旨と あわせて、地域における失業者・未組織労働者 の受け皿組織として注目される地域労組の問題、 全国集会の討論にみる地方・地域労連の運動と 組織について、注目される点を指摘しておこう。

a. 埼玉県労連の場合

活動の主たる領域の代表的事例

詳細は本文をみていただきたいが、そこには 先進的な県労連の活動領域とその到達点が示さ れている。

(1)、第一に、住民要求と地域の労働組合運動の役割にかんして。介護保険の実施をめぐる自治体への利用料の助成・減免条令の制定要求の県民運動を、社保協とともに埼労連や地域労連が支え推進したこと。地域労連の毎年の地域総行動が広く住民要求をまとめ、労働基準監督署、職安、JR、私鉄バス各社、NTT、商工会議所との話合いにもちこみ、住民の大歓迎を受けていること。こうした住民要求運動で地域労連の役割が増大し、自治体、住民に影響力をもち始めている。

(2)、第二に、地方の最賃引上げ、地域の賃金相場の引上げ、最低賃金制の確立への実践的な取組み。埼玉労連が音頭をとり、自治労連、全国一般、福祉保育労、建交労、埼玉土建の五労組が共闘し、「公契約」労働の賃金保障を、地域の賃金底上げ、地域経済再生へのカギとして、自治体と交渉窓口をひらこうとしていること。労働者福祉への自治体の施策、中小企業への融資

制度の問題なども、地域の労働組合の運動課題としていること、など。

(3)、第三に、地域を軸とする春闘の構築、地域の賃金相場形成力をもつ春闘の構築。この点では労働相談を機とした地域労組の結成があいついでおり、この地域労組の団体交渉に地域労連が参加するケースがふえており、業種を超えた地域的集団交渉の可能性があること。この可能性の現実化は、地域から広範な未組織労働者を地域労組に根こそぎ組織しうる可能性とあわせて、日本の労働組合運動に根強く残る企業主義を克服する力ともなりうること。

b. 地域労組の現状と課題について

この埼玉労連の報告にもある地域労組の現状と課題については、『労働運動』誌(2001年9月号)が、府県労連・地域労連によって組織された、代表的な地域労組の現状と課題を大特集しており、これは一読する価値がある。私も「地域労組と現状と課題を探る」という、かなり長文の論文を執筆している。

久方ぶりに私自身に元気の出る論文が書けた と思っているのだが、その要点は、埼玉労連の 報告の最後の数行につくされている。

c.地方・地域労連の現状をめぐる若干の論点 なお、先ごろの第3回全国討論集会の一分科 会の討論をメモで読んだだけの感想だが、前述 の埼玉労連の活動状況を一つの目安としながら、 地方・地域労連の組織と活動にかんして、そこ で提起されている問題や、私なりの感想の若干 を列記しておこう。

地方労連・地域労連は、それぞれ主とし単産 組織によって構成されているが、単産の地域の 協力が弱い、本工主義が抜けきれていない、単 産の結集が悪い、という指摘がある。下部の組 合員にとって単産・単組は直接に目に見えるが、 県労連、地域労連は見えにくい、単産県本部の 方針では県労連、地域労連の活動をもっと取り 上げるべきではないか。県労連傘下では全地域 に地域労連が結成できずにいる。結成されてい るところも財政が自立せず、組合役員 OB がわずかの手当でボランティアで頑張っているが、これではもたない、など。.

他方に、地域における最近の労働組合運動については、積極的に評価される多くの問題もある。「働くルールの確立」署名活動は、組合員の大衆的参加活動として、リストラ反対、雇用と地域経済を守れのキャラバン行動も重要。この二つの行動では、自治体、中小経営者団体だけでなく経営者協会、銀行協会、労働基準監督、地方労働局などと話合っているところがある。これは府県労連、地域労連としては地域最賃など集団的交渉の当事者として、交渉窓口をひらくことにつながり、重要な課題ではないか。地方労連で系統的学習会をひらいているところもある、など。

六、結び、全労連第3回全国討論集会・基 調報告「全国の職場と地域に活力あ る運動と組織を一全労連運動の到達 点と21世紀の展望」について

全労連「21世紀初頭の課題と展望」に実践的にどう接近するか。「課題と展望」が指示するその実現の条件、「労働組合運動の壮大な共同と統一に向けて」を指針として、全労連運動の職場、単産、地域における組織と運動の到達段階を整理してきた。それを土台に、さらにそれぞれのレベルでの「対話と共同」による「共同行動」への次の課題を不十分ながら探ろうとしてきた。

さきの全労連第3回全国討論集会「基調報告」 も、このような職場・単産、地域の組織と運動 の到達段階をふまえて、「課題と展望」の実現を めざす階級的ナショナルセンターとしての当面 の方針を提案されたものであろう。したがって、 報告「全国と地域に活力ある運動と組織を」は、 じかに読んでいただくべきものだが、本論文の まとめにかえて、私の理解する限りで「基調報 告」のポイントをまとめておきたい。

1. 職場活動と地域活動の活性化

第一のポイントは、「職場と地域における組合の日常活動をどう活性化させるのか」。

(1)、職場の活動を活性化させるキーワードは、職場での「対話と共同」である。職場の「対話と共同」にはいろいろ困難な条件があるが、さまざまな創意と工夫で困難を克服する努力をさけることはできない。

職場活動の活性化には地道な積み上げが必要である。日常活動にねばり強くとりくみ、職場の不満や要求をたえずとりあげ、要求を団体交渉で実現をせまる職場活動を積み上げることが大切である。

(2)、活力ある地域社会・地域経済への取り組みは、労働組合の不可欠な課題である。地域への結集、地域での連帯なしに産別運動の前進も困難である。

地域は、労働者と労働組合をより豊かに鍛える場であり、地域運動でつちかわれた知識と経験は、職場活動の活性化にも生きる。その意味で、地域活動の活性化と職場の活性化は表裏一体の関係にある。

2. 組織拡大推進の呼びかけ

第二のポイントは、「組織拡大推進基金」の設置による組織拡大へ計画的な取りくみである。 (1)、全労連の単産・地方組織はこれまでも組織拡大を運動発展の前提条件として位置づけてきたが、全労連を構成する単産と地域組織の組合員拡大が緊急の課題である。

第一に、単産組織の拡大・強化。労働運動の活性化のためには、その産業全体に横断的な影響力を行使できる単産機能の確立が不可欠である。

第二に、地域を基点に未組織労働者の組織化 に本格的にとりくむ。

第三に、臨時、パート、アルバイト、派遣、失業者など、急落する不安定雇用労働者の組織化に、ナショナルセンターとして本格的に乗り出す。

(2)、全労連は、「組織拡大推進基金」の創設を日本労働運動の発展をきりひらく課題として、不退転の決意をもって提案する。

3. 政府・財界の悪行阻止にいどむ、国 民ぐるみの総決起の春闘を

圧倒的な労働者・国民が一致する生存権に直 結する緊急要求課題をとりあげ、国民総決起の 運動を成功させる。

(1)、第一は、大企業のリストラ競争をやめさせ、雇用創出と失業者の生活保障を求める闘い。

第二は、健保三割負担への引き上げ、高齢者 医療の大幅な負担増、長期入院患者の保険給付 はずしなど、医療改悪を阻止する闘い。

第三は、パートをふくむすべての労働者の賃金底上げと最低賃金の改善、自治体の公契約労働における公正賃金を保障させる運動である。(2)、この緊急春闘要求課題を労働者・国民総ぐるみの社会闘争として次のように闘う。

- ①「リストラ許すな」「仕事よこせ」の波状行動
- ②「いのち削るな」「医療を守れ」の共同行動
- ③「霞が関・国会包囲」の共同した中央行動
- ④労働組合・民主勢力による多様な形態での 国民的ストライキ

4. 結びにかえて

職場、差別、地域、全国にわたる全労運動の 到達段階と課題は、より包括的な分析によって、 より具体的に確定する必要があろう。そのうえ に立って、前出の全国討論集会「基調報告」を 基本として、それぞれの職場、単産、地域で具 体的条件におうじて課題を確定し、大きく大胆 に一歩を踏みだし、組織を拡大し、職場と地域 の活動を活性化しながら、春闘を労働者・国民 総がらみの社会闘争として発展させること。

それこそ、全労連「目標と展望」の実現をめ ざす、日本労働運動の「飛躍」への条件をつく る大きな第一歩であろう。

(ときた よしひさ・労働総研顧問)

小泉流「構造改革」NTT版・11万人リストラ計画に反対する 「50歳退職・賃下げ再雇用」は、違法 ――2人に1人のリストラ人減らし――

岩崎 俊

今年4月16日、NTT (純粋持株会社=事業を 行わず、NTT東・西会社など子会社の株を100 %持ち、子会社を支配し、管理・運営する、研 究部門の3千名を含めた3314名の会社)は、昨 年4月に発表した28000名削減計画である「NTT グループ3カ年経営計画について」を全面的に 見直し、新たに「NTTグループ3カ年経営計画 (2001~2003年度)」を発表しました。その中で 「東・西地域会社の構造改革」を推進するとし て、NTT東・西会社(子会社のNTT-ME・NTT ファシリティーズ・NTT コムウェアなどのグ ループ会社への出向社員を含めて、約18万人) で合計11万人もの社員をリストラするという人 べらし「合理化」を打ち出しました。これは、 NTTグループ会社全体の社員21万5231名の約半 数、2人に1人を人減らしするというものです。

昨年の「3カ年計画」の28000名削減の手法は、東・西地域会社の営業窓口全廃をはじめ全国のNTT事業所(116電話受付、113故障受付、保守拠点等)1513カ所を355カ所に広域集約・廃止して、廃止統合される事業所で働いている労働者に単身赴任か、長時間通勤を強要して「退職」を迫る方法でした。そして、同時に「希望退職」募集(2001年12月末退職までの応募者は16400名。募集の2倍)を行うことでした。また、新規採用(従前は年3000名程度の新規採用)を2年間凍結するという企業としての社会的責任さえも放棄するものでした。

今回の新「3カ年計画」は、リストラの規模 もやり方も全く違う手法で進めようとしていま す。それは、NTT東・西会社の構造改革(コス ト削減)と称し、東・西会社の本来業務であり、 国民利用者のユニバーサルサービスでもある、 116電話注文受付、113故障受付、料金部門、設 備の保守・管理部門など電話事業(固定電話6167 万回線) そのものを新しく作る新会社「アウト ソーシング会社」に「外注化」する。

そして、その業務に携わっている社員には、「雇用形態・処遇体型の多様化」と称し、あくまでも「本人の選択」だとして、1つは、NTT東・西会社本体に残り、60歳定年まで市場性の高いエリアを中心に全国どこでもどんな仕事(企画・戦略・管理・法人営業など)でも単身赴任もいとわず働く。2つは、50歳で東・西会社を退職し、今行っている業務を引き継ぐ新会社に、現賃金の3割減で再雇用し、60歳まで勤務した後、再度退職し65歳まで新会社で契約社員として時間賃金875円で働く、というものです。

このNTTの「50歳退職・再雇用」というのは、社会一般的には「転籍」と呼ばれ、労働者「本人の同意」を必要とするものです。NTTには、就業規則の「転籍規程」、NTT労働組合との間での労働協約で「転籍協約」があります。これらの約束では、「転籍」する場合は、「現行労働条件の持ち込み」(賃下げなし)となっているのです。にもかかわらずNTTは、「今回は、転籍ではなく、あくまで本人が自主的に判断して退職し、新会社に再雇用されるもの」だから「転籍」規程はあてはめず、賃金を下げても違法ではないと強弁するのです。

このNTTのやり方に対し、法曹界・労働法学 界から「NTTのリストラ合理化計画には、看過 できない重大な問題がある」と600名以上がNTT リストラ反対のアピールを出しています。指摘 されている点は、第1に、「外注化される仕事」 で引き続き働くには、「退職」を認めて30%切り 下げという労働条件の大幅引き下げに応じて「再 雇用」する道しかないということは、「労働条件 の一方的不利益変更の禁止」という労働のルー ル破壊だ。第2に、50歳という年齢を理由に「退 職 (解雇)」と賃金の大幅引き下げを強いること は、法の下の平等(憲法14条)に反し、不合理 な差別を禁止した労基法 (第3条) の基本的趣 旨にに反するものだ。第3に、50歳以上の社員 に「在籍出向」の道を除外し、NTTに在籍して 勤務地を問わない配転と別業務の道か、退職し て賃金引き下げの道かという選択だけを迫るの は、法が認める本来の自由な判断による「同意」 ではなく、「強制による同意」であって、その 「同意」を口実に違法行為の責任を免れようとす ることは到底認められない。第4に、「50歳退 職・再雇用」は「転籍」そのものであり「労働 協約」に違反している、との点である。

「死ねというのか」怒りの声が殺到

この計画が発表され、マスコミで大きく社会問題として取り上げられ、通信労組が計画内容と問題点を機関紙・ビラで指摘する中で、全国から「怒りの声」が殺到しています。インターネットやハガキ・ファクスで送られてきた「怒りの声」は、1000通近くに達しています。

例えば、「現在の給与でもギリギリの生活。この上、リストラされ30%減。死ねと言うのか。 NTT労組は話にならない。通信労組の力を発揮してほしい。(52才男性、NTT東日本)」「長男は高3、長女は高1、次女は中1です。次女には夢があり、それを実現するために、大学へ行くとなると、後10年間子供の教育に2~3千万円のお金が掛かります。その上、月々4万円の住宅ローンの返済があります。先日生命保険を解約し、貯金をすべてつぎ込んでボーナス払い の住宅ローンを返済したので、貯金0円、この 状態で30%の賃金カットになると…怒。(47才男 性、NTTファシリティーズ出向中)」「ふざけ るなと叫びたくなります。毎日毎日、残業の日 がつづき、みんな悲鳴をあげている116電話相談 センターです。残業せずに帰ろうと思ったら、 半日年休か、2時間年休をとらないと、帰れな い、心身ともにくたくた。家庭生活も破壊寸前 です。作られた赤字攻撃をはねかえすのは、世 論に訴えることだ。お客様によろこばれ、信頼 される、テレアドバイザーになりたいと頑張っ ているのに30%賃金ダウンで雇用。絶対白紙撤 回するまでともにがんばりましょう。わたしは NTT労組組合員です。(52才女性、NTT西日本)」

「『50歳』で退職という差別するのは、法のもとの平等の原則に反したもので、断固反対。『アウトソーシング会社』『ME/テレマ西日本』出向・再雇用反対!西日本会社のみが生き残り、社員が見捨てられていく、あまりにも薄情な計画である。…現在、ドコモは西日本を助けているか?持株会社NTTは西日本を助けているか?答えは『否』ではないか!…わたしはもうだまされない。西日本会社は、社員の雇用に、どこまでも、最後まで、責任を負うべき。(37才男性、NTT 西日本)」

背景と問題点 バブルはじけても「IT」を叫ぶNTT

なぜ、会社は「怒りの声」が殺到するほど理不尽なリストラを行おうとするのでしょうか? NTTは、リストラの理由を「極めて短時間に予想を上回るスピードで変化する経営環境に適格に対応し、IT革命の推進に貢献していくとともに、…そのためには、電話収入の最大限の確保に努めることはもとより、インターネットアクセスサービスの高度化・多様化や料金の低廉化によりIP需要の開拓を図り、電話からIP事業への転換を果たし、…サービス・収益構造改革に全力を傾注する考えであります。一方、今後

の収益の柱として期待するインターネットアクセス分野において熾烈化する競争に打ち勝つためには、コスト競争力を強化することが不可欠であり、…業務の抜本的アウトソーシングによる事業運営の再構築と併せて、雇用形態の多様化を含めた構造改革に取り組み、聖域なきコスト構造の抜本的な見直しを行って行く」(6月7日、NTT東日本)とのべています。

NTT東・西会社の本来業務である電話事業そのものの業務はほとんどすべて外注化してコスト削減し、電話収入だけは最大限確保したうえ、このもうけを「IT(情報技術)」事業にすべてつぎ込み、すべてをささげること。これが熾烈な競争に打ち勝つ道だというのです。ITバブルが大きくはじけ、「ITだ、ITだ」と叫んでいた、あの経済財政政策担当大臣の竹中平蔵氏でさえ、「IT」という言葉を口ごもるこのごろ、性懲りもなく「IT」を叫んでいるのがNTTグループなのです。

小泉流「構造改革」のNTT版

NTTに限らず、多くの大企業が行っているリストラ人減らし・賃金削減による労働力コストの削減政策は、1995年5月17日に日経連が打ち出した「新時代の『日本的経営』 - 挑戦すべき方向とその具体策一」にそって行われています。これは、21世紀にむけた雇用対策として、ほとんどの労働者を有期雇用かパートに置き換え、わずかの正規社員には成果業績主義賃金制度で絞り上げ、総額人件費を徹底的に削減しようとするものです。

そして、昨年11月、「与党NTT改革プロジェクトチーム」(自民・公明・保守の3党)は、NTTの経営構造の改革と称して「NTT東・西会社の高コスト構造の解消(40歳以上の中高年労働者の排除)」を迫り、電気通信審議会(現在の情報通信審議会)も競争促進・コスト削減の答申を行いました。

NTTは、これらを背景に、政府の「e-Japan

戦略」のお墨付きのもと、「IT」産業へシフトするためとしてリストラ人減らしを行おうとしているのです。これは国民・労働者にだけ痛みを強いるまさに小泉流「構造改革」のNTT版といえるものです。

世界で第2位の超優良企業NTT---リストラに理由なし

NTTは日本政府が株の45.9%を持ち、電気通信事業法・NTT法に規定された半国営の日本最大の大企業です。2001年3月期のNTTグループ連結決算を見ても7260億円の大黒字をあげています。世界を見渡しても、第1位のフォードモーター(米)につづく第2位の超優良企業(「日経ビジネス」2001年1月1日号)なのです。一部の子会社が赤字だからと人減らしするなどもってのほかです。

また、11万人の雇用は家族を含めれば30万人以上の国民の生活に打撃を与え、さらに大幅な賃下げによる購買力の低下で地域経済・日本経済をますます冷え込ましダメにするだけです。大企業としての社会的責任と、「構造改革」という名でこれを押し進める小泉政権の責任は重大です。

NTT法に基づく経営を

ユニバーサルサービスの充実こそがNTTの責 務

NTT法第3条(責務)で「…国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な供給の確保に寄与するとともに、…もつて公共の福祉の増進に資する」とあります。つまり、NTTと東・西会社は電話のユニバーサルサービス(「あまねく公平かつ経済的に利用できる」という概念)が義務づけられ、この充実こそが求められているのです。

ユニバーサル・サービスとは、第1に情報弱者(生活困窮者、身体障害者)への通信サービスの提供です。第2が緊急通信です。第3が2

1世紀に向けて、高度に発展していくであろう 通信サービスをユニバーサル・サービスとして いかに確保していくか (学校、図書館、医療サー ビスにおけるアクセス等)ということです。

全労働者と共同でリストラ阻止を

通信労組全組合員が総決起

全労連・通信労組は、リストラ策が発表されて以降、この11万人リストラの撤回を求めて、全国で150万枚以上におよぶビラ宣伝、全国でのNTT支店への「リストラやめよ、お客様窓口増やせ」の要請、「NTTを告発するシンポ」、NTT本社前での座り込み抗議行動を行ってきまいした。

さらに、10月22~24日、全労連・通信労組は、3日間連続でNTT本社前での座り込み抗議・要請行動を成功させました。10月24日には、全県の拠点職場でストライキを打ち、NTTに迫っています。通信労組20年の歴史始まって以来の行動として、11月2日には、持株会社NTT前で通信労組全組合員が総決起し、抗議・要請を大きく成功させました。この決起には、職場からの

カンパで組合員が家族ぐるみで参加、全労連・ 地方労連など数千名の多くの連帯のもとで行わ れました。

いまこそ、労働組合の真価を発揮する時

労働組合は、組合員の雇用と生活を守るために、賃金をはじめとする労働条件の維持向上を目的として存在します。理不尽なNTTと正面から対峙したたかっている通信労組へ、の加入が相次いでいます。飛躍的に通信労組を大きくし要求実現に向けて奮闘するときだと痛感しています。

通信労組は、職場から寄せられた「怒りの声」を力に、11万人リストラ人減らし計画の撤回を求め、少なくとも、東・西会社に残る選択をした者には現行の仕事を残す、現行労働協約・就業規則を守り「転籍規定」適用する、50歳以上の社員へも「在籍出向」の道を確保するよう要求を掲げて会社を追及し、全力でたたかいます。(いわさき たかし・通信産業労働組合中央執行委員長)

現在のリストラ反対闘争は、地方・地域労連、全労連と一体でたたかうことが重要

生熊 茂実

はじめに

いま、リストラと全国の仲間がたたかっている。 私たちもここ数年、リストラに立ち向かい、いく つかの重要な勝利と教訓をつくりだしてきた。

本稿では、これまでの経験と現在のリストラをとりまく特徴から、職場・産別でとりくむリストラとのたたかいを、地方・地域労連、そして全労連と一体になってたたかうことの重要性、

必要性などについて述べてみたい。

これまでのリストラのたたかいから学ぶこと

1) 日産リストラとのたたかい

99年10月、日産自動車はカルロス・ゴーン主導による「リバイバルプラン」を発表した。私たちは、この大規模なリストラ攻撃にたいして、JMIU日産自動車支部組合員と日産で働く仲

間の権利と雇用をまもり、そのことを通じて、 日本全体の労働者の権利や下請関連企業と地域 経済をまもるために奮闘した。

このたたかいは、全労連・春闘共闘、三多摩 労連、JMIU、同日産自動車支部による「日産 リストラ現地闘争本部」を設置し、全国にたた かいを発信したと同時に、各地方労連を中心と した日産自動車、および日産関連企業のリスト ラとのたたかいが全国的に展開された。

「現地大集会」、あるいは全国での日産リストラに反対する大宣伝や行動のなかで、村山工場閉鎖全体をやめさせることはできなかったが、異動できない人や定年近い労働者など200人以上を「残留工程」に残し、JMIUの組合員は、希望どおりの職場配置をかちとることができた。

この日産闘争は、全労連が重点課題として全国から包囲するたたかいと位置づけ、さらに「現地闘争本部」による職場のたたかいを重視するなかで、日本の巨大企業のリストラとのたたかいで、大企業の職場労働者に影響をあたえた初めてのたたかいになった。これも、全労連・春闘共闘を軸として、各地方・地域労連の集中したとりくみによる「日産リストラ」とのたたかいで、リストラ攻撃の歯止めをつくろうという大きなたたかいがあったこと、それによって「リストラ美化」の世論に一石を投じ、世論の流れを変えてきたことによるものである。

2) 日本IBMと日本NCRのたたかい

この二つの企業のリストラは、「分社化、転籍」、「労働条件大幅ダウン」という共通の特徴をもっていた。JMIUの組合員は、新たに加入した仲間もふくめて、この転籍、労働条件ダウンを拒否してたたかった。

そうすると、この労働者から仕事をとりあげ、「座敷牢」とか「地下牢」と呼ばれる場所に押し込める、あるいは「見せしめ」として、いやがらせの仕事を押しつけることまでおこなった。 同様な攻撃がセガでもおこなわれ、「リストラ三 兄弟」の異名まで生まれた。

これらのたたかいは、もちろん労働者の転籍 拒否の権利をまもるたたかいだが、まさに人権 侵害の問題でもあった。日本では、いまだに「労 働者の権利」というとピンとこない面があるが、 「人権や民主主義をまもる」という点では、非常 に強い世論がある。この点から突破口をつくっ てたたかう方針を立てた。

私たちは、「人権侵害を許すな」を前面にかかげて、たたかいを全国に広げるために、3者共同のビラを数万枚作成して、地方・地域労連の協力も得て全国で配布した。人権擁護委員会にも申し立てた。

こういうたたかいをすすめ、「人権侵害」にかかわる争議は、全面的に勝利することができた。これは、「リストラは、やむをえないのではないか」という人もふくめて、「人権侵害は許されない」という強い世論の支持を獲得したこと、そのために全国的な大宣伝を広げたことに、勝利の重要な要因がある。IBMではいくつかの争議が継続しているが、資本の側にとって、この「人権侵害」争議だけは早期に解決しなければならなくなった。しかも、IBMからの出向で以前と同じ仕事をさせるという、転籍した労働者との不均衡の矛盾を承知の上で解決せざるをえないことに、その力を見ることができた。

3) 西神テトラパックのたたかい

このケースは、9年後には赤字になるとして「会社解散(工場閉鎖)、別会社の御殿場会社に 転籍」するという提案がされたたたかいだった。 このリストラは神戸で採用され、生活の本拠を おいている労働者にとって、全員解雇に等しい 攻撃だった。

職場では、「下がることのできない要求」をも とに、連合労組もふくめて全面ストライキには いる労働者の団結がつくられた。もうひとつ大 きなことは、神戸は「阪神大震災」以来失業率 が高い、震災による「二重住宅ローン」をかか

えている労働者もいるという状況のなかで、「工 場閉鎖は困る、失業者をだすな」という地域経 済をまもる立場から「会社解散反対」の世論が 広がったことである。

兵庫県労連は、「東の日産、西のテトラ」と高い位置づけをして、西神テトラパックのたたかいを重点課題とした。地域では、食健連や婦人団体などもふくめた広範な支援も広がった。また、日本共産党議員による国会、県議会、市議会での追及とともに、組合員の知人である自民党市議も、地域経済をまもる立場から、神戸市に要請をおこなうまでになった。

「ぼくのパパをとらないで、私のママを泣かさないで」というキャッチフレーズに象徴される家族ぐるみの地域集会、職場一丸となるたたかいのなかで、ついに「会社解散」は撤回された。

2、リストラを許さない世論の獲得が勝利のポイント―だからこそ、地域労連との連携が 重要

1) こうしてリストラとのたたかいの教訓を振り返ってみると、リストラにたいする世論の動きが、リストラとのたたかいで勝利の大きなポイントになっていることがわかる。「経営危機だから、リストラもしょうがない。」、「企業が倒産したら元も子もない。まだましだ。」というような労働者と国民の意識があることは事実である。

大企業のリストラは、実は経営危機とは無縁で、より高収益を追求する不当な「人減らし攻撃」なのだが、つくられた意識を打ち破るのは簡単ではない。この世論をどう変えていくかが、リストラとの勝利のポイントであり、ここに全労連、地方・地域労連と一体でたたかう重要性がある。
2) 日産リストラは、日本を代表する大企業の大規模な「人減らしリストラ」として、注目されて、日本を代表する大企業の

大規模な「人減らしリストラ」として、注目され、多くの国民のなかで「やむをえない」と思いながらも、リストラが拡大することについての心配も広がった。だからこそ、全労連は日産リストラとのたたかいを重視した。日産自動車という大企業にも、リストラに反対する労働組

合があり、それがマスコミに登場し、リストラが労働者と地域経済に何をもたらすかを明らかにすることによって、リストラにたいする世論の流れを変えるきっかけにした。それが、日産資本の対応を変えたのである。

3)またリストラ攻撃は、それに立ち向かう労働者を自由にしておいては、成功しない。人権侵害をしてでも「見せしめ」をつくり、必ずリストラを強行しようとするのが、いまの資本の姿である。これに屈してしまえば、資本のねらいは成功するが、そこに重大な弱点が生まれる。この弱点をつかんで、「人権侵害は許されない」という世論づくりに成功したことが、IBMやNCR、セガなどの勝利につながったのである。NCRの社長が、解決にあたって「もう『座敷牢』ということばは使わないでくれ。ことしはいい新入社員がはいらなかった」と嘆いたのは、そのことを示している。

さらに、大企業を中心とするリストラは、子 会社解散、事業所閉鎖など、地域の雇用、地域 経済にきわめて大きな悪影響をあたえている。

こういう情勢のもとでは、リストラは一企業 内の問題ではない。また労働者の雇用だけの問題でもない。リストラがもたらす地域経済破壊 は、その地域に働き住む多くの住民にとっても、 自らのくらしと雇用、営業にかかわる問題をひ きおこす。それだけではない、地方自治体にとっ ても、税収の面でも、地域の活力の面でも重大 な影響がある。

こういうなかで、職場でのたたかいと地方・ 地域労連との連携を強め、地域の要求づくり、 地方自治体への要求など、新たな規模とかまえ をもったたたかいこそ、リストラとたたかう労 働者の雇用と権利をまもることになり、地域経 済もまもっていくことになるのではないか。

3 産業別組織と地方・地域労連が一体でたた かうこと、および相互の役割

1) 私たちは、地方・地域労連といっしょにリストラとたたかうとき、それぞれの役割を発揮

するように心がけている。

ひとつは、当然のことだが、その職場の労働者の雇用と権利をまもるために、対等の立場で、お互いに知恵と力を出し合って、ともにたたかうということである。この立場がなければ、双方が全力をあげて団結してたたかう体制ができない。産別・地域が団結して、大きな大衆行動で資本を包囲することが、たたかいの土台である。これは、本稿で述べてきた地域の世論で資本を包囲し、横暴を規制していくうえで決定的である。

もうひとつは、産業別組織として、職場組合 員にたいする独自の責任を果たすために、必要 な対策を立てることである。とくに、産業別組 織としての団体交渉、これまでの教訓にもとづ く職場・産業政策、職場の組織対策などは、産 業別組織として果たさなければならない役割で ある。そのため、JMIUとして独自の対策会議 をもうけることもある。

この役割をきちんと発揮しないと、リストラとのたたかいが職場から離れて、労働者の共感を獲得して、影響力を広げることなどが弱まり、組織化や大衆行動が立ち遅れることになりかねない。

2)また私たちは、リストラとのたたかいを「個別対策」でなく、産業別統一闘争としてたたか うようにしている。

それは、全国的な教訓を一つひとつの職場に 生かして、みんなのものにすることによって、 産別としてたたかいの方針を明確にすること、 同時に、ひとつの職場のたたかいもみんなで力 を集中して勝利させ、リストラ攻撃の歯止めを つくっていくことである。

重要なリストラとのたたかいの場合は、私たちは同じ都府県内だけでなく、近隣の地方からも可能な限りたたかいに参加して、たたかいの経験の交流や連帯の強化をはかっている。これらの行動は、たたかいを一地方にとどめないで、リストラとのたたかいのみならず、春闘や一時

金闘争もふくめて「元気なたたかいの素」を相 互につくりだしている。

- 3 12 年間の全労連、地方・地域労連のたたかいが、リストラとたたかう仲間を支え、世 論を変えるたたかいを前進させている
- 1)いま全国で激しいリストラ攻撃が押し寄せており、労働組合のない職場の労働者や連合労組の労働者が、リストラに立ち向かうとすれば、全労連、地方・地域労連と産別の地域組織に頼らざるをえない。「もうガマンできない」という、怒りと勇気をもつて、職場からひとりでもたかうという仲間が増える情勢にある。
- 2) リストラとのたたかいは、労働運動である。 職場でリストラに立ち向かう労働者は、宣伝を したりしてたたかうだろう。同時に、自らと仲 間の権利と雇用をまもるためには、必要な大衆 行動や権利行使が重要である。

職場からたたかう仲間は、地方・地域労連と 連携してたたかう以外に、自らをまもる道はない。そしてまた、そのことが職場の仲間を励ま し、職場からたたかう仲間を増やしていくので はないか。

いま、各地方・地域労連の存在感や影響力が、 全国キャラバン行動の成功などで、大きく広がっ ている。職場からリストラに立ち向かうたたか いが広がるなかで、地方・地域労連がリストラ とのたたかいの軸となり、たたかいに決起する 仲間に頼られている。

全労連結成以来12年のたたかいの蓄積が、たたかう仲間を支える力として実ってきているのではないか。相互に連携して、一つひとつのリストラとのたたかいで労働者の権利と雇用をまもるために奮闘したい。

(いくま しげみ・会員・全日本金属情報機器労働組合書記長)

雇用と暮らしを守る共同への挑戦

大木 寿

1. 労働組合の社会的な役割が問われている時代

政財界によるバブル経済の崩壊から10年です。 政財界は経済と政治の行き詰まりを打開するために、「構造改革」で弱肉強食の競争社会にし、 中小企業と地域経済、雇用と労働と権利と暮ら しを破壊し、社会を荒廃させました。

日本は不況が深刻化し、棄民亡国へと暴走しています。大企業は大リストラを行い、国と地域を捨てて海外への生産移転を加速、2000年度海外生産比率は34%となり、第2次産業空洞化時代になっています。小泉内閣は「不良債権の早期処理」で地域金融機関と中小企業をもろともつぶしています。この一年間で7信金と42信組が破綻し、10月以降急増しています。金融庁は来年4月解除のペイオフ(預金などの払い戻し保証)を控え、金融機関の不良債権処理と自己資本比率4%基準を厳しく求めており、地域金融機関と中小企業の整理が激増することは必至です。日本経済と雇用と暮らしを支えてきた中小企業と地域経済が存続の危機にあります。

この危機を打開していくために、労働組合の 社会的な役割が問われています。労働者の7割が 中小企業で働き、中小企業の7割が赤字です。 労働者は経営の厳しさのために大企業の5~7 割の賃金で働き、パート労働者の比率も高く、 低賃金と無権利と雇用不安のもとにあります。 最も厳しい状態の中小企業労働者、パート・派 遣労働者は、政財界の犠牲に真っ先にさせられ ています。

私たちはこの事実を直視し、安心して働き暮らせる職場と地域と社会をめざして、94年から 二大運動の実践に踏み出しました。大企業の横 暴を規制し、中小企業と地域経済の振興をめざ す「中小企業大運動」と、労働者と国民の最低 生活を保障する全国一律最賃制確立と最低賃金の大幅引き上げをめざす「最低賃金大運動」です。二大運動は、雇用と暮らしを守り、国民が生み出した富を大企業だけに集中させず、国民に還元させるしくみづくりをめざしています。

2. たたかう提案型の運動で労働者と職場を守る

私たちの組合は組織数の64%が少数派です。私たちは組合員だけでなく、労働者と国民の要求実現と危機打開のために、正社員主義と企業内主義を克服し、「職場でしっかりたたかい、地域に出る」を合言葉にして、職場と地域で共同を広げる多数派運動を進めています。

厳しい時代だからこそ、「労働者と中小企業を守ること」を統一して進めなければ生活も雇用も守れません。「経営を安定させ、生活も雇用も守りたい。働きがいのある職場にしたい」と誰でもが願っています。私たちは、「要求を実現しろ」「合理化反対」と主張するだけではなく、労働者犠牲ではなくまともな経営にしていく政策で多数の労働者の支持を力にして、雇用を守り、要求を実現する「たたかう提案型」の運動を進めています。

①オーナーの反対を乗りこえ、工場閉鎖撤回

中央精機(従業員数120人)は大幅な利益を上げながら競争力を高めるとして、埼玉工場を閉鎖して福島工場に統合すると発表しました。工場閉鎖に反対して管理職を先頭に、組合を結成しました。組合は企業と業界の実態を明らかにし、「利益を生み出す源泉である埼玉工場の存続強化こそ、会社発展の保障であり、閉鎖は会社をダメにする。本社部門が工場の利益を食い過ぎていることが大問題である。埼玉工場の技術センター化、販管費の見直しと売上債権回収

改善で経営が大幅に改善される。大企業流のリストラではなく、人を活かす経営が必要であり、 労働組合と労働者の意見に耳を傾けることが不可欠である」と提案しました。この提案に、経営トップは「ご指摘の通り」と表明し、オーナーの反対を押し切って、「埼玉工場を技術本部として存続し、技術の中心とする」と回答してきました。

②厳しい経営でも、まともな賃上げ実現

プラコーは売上高が60%も減少し、赤字が連 続し、人員が200人から118人まで削減されまし た。賃上げは2年間ゼロでした。労働者も組合 も無力感が漂っていました。支部は組合員3人 ですが今年こそ、賃上げを実現すると決意を固 めました。要求アンケートを労働者の8割から 集めて賃上げ要求をしました。しかし、会社は 「黒字になる見込みだが10年間株主配当をしな かったので配当に回したい」と賃上げゼロの回 答でした。組合は企業分析と労働者の意見にも とづく経営改善提案を提出しました。提案は、 経営姿勢について「①労働組合と社員の声に耳 を傾け、みんなの力で会社を発展させる経営風 土をつくる。②社員のやる気が出るように賃上 げと一時金を引き上げる。 ③よいものづくりを めざすために作業環境を見直し、職場規律を向 上させる」と指摘し、経営方針と業務の改善提 案をしました。この提案は大反響を呼びました。 管理職や第二組合員のほとんどが「そのとおり だ」と言い、共闘の申し入れに第二組合は「思 うところは同じ」と回答しました。ついに、会 社は11.657円(4.96%)の回答をしました。会 社は「今後もおおいに提案していただきたい。 すべてできないかもしれないが真摯に受けとめ ている」と言いました。

③労働条件切り下げを撤回

明星食品支部は従業員480人中、組合員30人の 少数です。会社は経営悪化を理由に今年4月に 労働条件の切り下げ提案をしてきました。支部 は企業分析と企業の問題点を明らかにし、経営 改善提案をし、宣伝しました。多くの労働者と 管理職からから共感が寄せられ、第二組合(連 合系)から「全国一般の御意見を伺いたい」と 懇談の申し入れがありました。ついに、会社は 労働条件切り下げを撤回しました。

④倒産させないたたかいで黒字化

西淀川医療労働組合は、パートも含め全員が 組合員で530人います。今年2月、組合はいずれ 倒産に至ると判断し、「倒産させないたたかい」 を決意し、賃上げを凍結し、人員削減ではなく 赤字克服と経営体質の抜本的な改善による再建 提案を決めました。組合・民医連対策本部・理 事会による再建のたたかいがスタートし、労働 組合が大きな役割を果たしました。全職場の討 議を深め、他の再建闘争を学び、経営改善を全 職場で進めました。民医連は地域に支えられて こそ成り立ちます。「健康友の会」の役員ととて に、8700世帯すべての会員との対話・訪問に取 り組みました。これらの努力が実り、4月以降 黒字決算となりました。組合は胸を張って、来 春闘を準備しています。

⑤すべての職場で提案型の運動をめざす

今年に入り、全国一般の職場でも倒産・閉鎖、賃金遅配が増えてきました。多くの職場が厳しい「合理化」とのたたかいをしてきました。8月に経営状況と『合理化』の全国調査をしました。決算状況は黒字64%、赤字32%で「債務超過とその危険あり」は14%でした。3割の職場で「合理化」が実施或いは提案されています。「合理化」の内容は、賃金体系見直し・賃下げ34%、労働条件の切り下げ32%、人員削減19%でした。

今年度は急速に経営が悪化しており、「合理化」が一段と厳しさを増すことは必至です。すべての職場で雇用と生活と職場を守る「たたかう提案型」の運動が実践できるように努力しています。職場でしっかりたたかい、地域に出て「大企業の横暴規制、中小企業と地域経済振興」の運動を強化することにしています。

3. 雇用と暮らしを守る土台「中小企業と地域経済振興」の共同

働く場を失えば、雇用も暮らしも成り立ちません。中小企業と地域経済を振興させることは 労働者と国民の死活問題です。だからこそ、労 働者も中小業者も農漁民もたたかいに立ち上が りはじめています。職場だけのたたかいでは雇 用も生活も守れない時代です。私たちは地域で 中小企業大運動を進めています。

①12,000件の中小企業訪問

私たちは、96年から中小企業や商店街を地方 労連とともに訪問し、「企業実態と国・自治体へ の要望」調査と、政府に対する「大企業の横暴 規制と中小企業・地域経済振興」署名をお願い してきました。面会拒否はほとんどなく、多く の経営者が私たちの取り組みに驚き、自治体や 国に対する怒りや不満を持ち、私たちの運動に 期待を寄せていました。これまで12,000件訪問 し、2.000を超える経営者から協力してもらい、 緩やかな共同を広げてきました。私たちは、労 働組合の署名に中小企業の社長が署名捺印して くれたことに驚き、中小企業家の大きな変化を 実感しました。中小企業団体と業界団体との訪 問と懇談も重ねてきましたが、政府・自治体へ の要望は私たちの要求と一致する内容も多く、 共同の可能性が広がっていることに確信を持つ ことができました。

②中小企業団体との共同が広がる

大型店規制のたたかいでは商店街との共同も 広がり、具体的な成果もあげてきました。宮城 は大型店の出店を商店街と共同して中止させ、 元旦初売り問題で県議会・市議会の反対決議を あげさせ、商工会議所・商店街振興組合との共 同の力で中止させました。宮城一般の機関誌に 仙台商業政策協議会議長と商店街振興組合理事 長が「いゃー、すごい味方ができた」と労働組 合に期待するメッセージを寄せてくれました。 広島もこれまでの訪問と懇談が実り、「パートの つどい」のパネラーを商店街振興組合理事長が 引き受けてくれました。

高知は経営者から「国の建設事業の労務単価が2割削減され、従業員の給料も雇用も維持できない」と相談を受け、高知建設労組(中立)、建設業協会も賛同した「中小建設業者の経営と働くものの暮らしを守る請願」の運動を進めた結果、同じ内容の自民党提案の「公共事業地元優先決議」が満場一致採択され、全国初の決議となりました。業界や業者から「労働組合はたいしたものだ」との期待の声が寄せられました。③地域経済と農業を守る共同

新潟は地場産業の繊維が壊滅的な打撃を受け、

倒産と業者の自殺者が相次ました。「セーフガード発動」のたたかいが広がり、私たちも繊維の職場を先頭に新商連などと一緒に運動を進め、県交渉を行いました。県は「セーフガードを政府に要望している。産地振興委員会のメンバーに要望の通り、中小業者の委員も加える」と回答してきました。このような取り組みに、組合を嫌悪し続けていた社長は「組合は業界や会社の将来についても考えているのか」と組合に対する姿勢を大きく変えました。繊維の職場は地域の企業を訪問し、地場産業を守るたたかいを進めていく決意を新たにしています。

また、私たちは農民連の日本の食糧と農業を守る運動を積極的に支援し、農水省に「農産物のセーフガード発動」を求める運動を進めています。東京はこの運動の中心となり、中央区・千代田区の請願決議の運動を進め、高知はシンポジウムを行うなどの共同を広げています。

④職場と地域で「景気回復の賛同署名」を広げる 日本銀行の9月の意識調査では「雇用・処遇 の不安80%。事業不安89%」であり、支出を増 やすには「雇用・収入の不安解消45%、消費税 減税36%」となっています。この秋、私たちは 小泉内閣の「不良債権の早期最終処理」に対し て、「雇用と暮らし、中小企業守れの大運動」を 進め、私たちの組織がある経営者への要請と、 地域の信用金庫、中小企業と労組の訪問をしま

した。内容は、経営状況と政府への要望の調査、 不良債権早期処理についての意見を聞き、政府 宛の景気回復署名をお願いしました。署名の内 容は「金融機関の貸し渋り・貸し剥がし反対、 中小企業と地域経済の振興策充実、消費税減税 と外形標準課税反対、医療改悪反対、国連勧告 にもとづく最低保障年金制度の設置」です。私 たちの景気回復提案には多くの経営者、信用金 庫と中小企業家が賛同してくれました。

大阪は「商売のじゃまや、帰れ」といわれるのではと思いながら、天神橋筋商店街254軒を訪問しました。店主が私たちの話を聞いてくれ、アンケートと署名の受け取り拒否をしたのはわずか17軒です。商店街は軒並み売上げが大幅に減少し、資金繰りが苦しいと訴えていました。「小泉さんは言うばっかりで何も良くならない」、「ちゃんと小泉さんに届けてや」、「もうつぶれそうや」、「もっと迫力を持ってやってんか」、「労

働組合がこんなこともするんか。ご苦労さん」など、政府に対する不満と労働組合に対する期 待が寄せられ、景気回復の団体署名に署名捺印 してくれた経営者は1割を超えました。

雇用と暮らしが深刻だからこそ、立場の違いを超えて労働者、労働組合、国民諸階層との共同が広がっています。連合通信主催の「雇用・全国一律最賃制」をテーマにした座談会(11月29日付)で、連合・全国一般田島委員長と語り合うことができました。一致する要求での共同を追求し、広げて多数の力にしたい私たちは、雇用と暮らしを守り、その土台をつくる「最低賃金と中小企業」の二大運動で労働組合との共同、国民との共同を大きく発展させ、政財界が進める「民滅ぶ日本」でなく、「希望ある日本」を作りあげていきたいと思っています。

(おおき ひさし・全労連・全国一般労働組合書 記長)

新交付金制度を活用し、失業者の就労確保を

佐藤 陵一

2002年新年から「緊急地域雇用創出特別交付金」(新交付金と略)による失業者に対する臨時的な雇用創出=「新公共サービス雇用」(厚労省)が開始されます。これは、2001年度末までとなっている現在の「緊急地域雇用特別交付金」に「創出」の2文字を加えたもので、事実上の制度継続です。すでに都道府県の12月議会で交付金を財源とする「基金」造成が始まり、年度内実施の事業計画が固まってきています。 新交付金制度には、この間のたたかいの反映があります。同時に運動の側が「突破」すべき課題も残されています。

急テンポの進展を踏まえながら、新交付金制度をどのように活用するのか。北海道の2年余の経験-札幌など8都市で「失業者ネットワー

ク」を結成。連携する企業組合・高齢者事業団で34件の事業(約1億5000万円)を受託。250人弱の失業者の就労を実現ーから今後のとりくみの基本的な視点をまとめました。

なお、北海道における特別交付金事業の実態と展開については、「建設政策研究所北海道センターが行った「緊急地域雇用特別交付金事業の調査報告」(「建設政策」2001・11、第80号)の椎名恒論文を参照していただきたい。

展開されている新たな公的就労対策

新交付金制度の目的は、都道府県と市町村が 計画する新たな事業 (建設・土木以外) に失業 者が就労し、所得を得ることにあります。何よ りも失業者の多様な実態と知識や技能を生かし

た事業推進が求められます。旧失業対策事業が 廃止され、以後、市町村には雇用・失業問題の 担当課がありません。「商工サイド」が交付金事 業に応急的に対応しているのが現状です。

現在、新交付金事業の年度内の計画が固まりつつある局面ですが、運動がなければ、2002~2004年度の計画は、行政ペースで進行します。計画決定過程での失業者団体および事業者、住民の参加システムの形成、少なくとも職安との連携など、地域の求職者の要求へ目を向ける対応が必要です。さし迫って、失業者の生活と雇用の総合的な「相談窓口」の設置が課題です。

なお、生活保護受給の申請者が「働ける」ことを理由に申請を拒否され、そのまま帰される例が後を立ちません。申請者が優先的に新交付金事業に就労できるようにするために、「相談窓口」問題では行政の内部連携が重要となっています。

新交付金事業は全国3500億円(現行2000億円)で実施されます。北海道には労働力人口や失業率などを基準に総額153億円が交付され、概ね3分の1が道事業、3分の2が市町村事業となります。「市町村に厚く」が道の考えですが、県によって比率が異なります。

なお、都道府県・市町村は新交付金を財源とする事業(補助率10/10)と併せ、新たに「自らの財源による上積み努力」を「奨励」されています、「単費」により新交付金の関連事業が実施される。あるいは公共事業の一部が新交付金事業に類似させて実施されるならば、公的就労対策の新たな展開につながります。

「町づくり」の契機となる交付金事業

厚労省は新交付金制度の事業内容について「新たな事業」であるとともに、「教育補助・文化振興」「環境の保全、美化」「治安・防災」「福祉・保育」「地域振興」などを推奨事業例としています。また、自治体の「創意工夫」を求めています。

交付金事業が雇用創出、地域振興、生活改善

の「町づくり」への一契機として位置づけられるならば、制度そのものへの社会的合意が拡大し、より豊かに発展する可能性をつよめます。こうした立場から「建設政策研究所北海道センター」は、事業内容として「小規模修理・維持保全事業、労働基準・最賃・労働安全・公害等の基準違反点検事業、失業者の心理カウンセラー事業、労災・職業病労災認定支援事業、生保世帯支援事業、ものつくり技能者育成事業、地域子育て支援事業、森林保全・第1次産業振興事業、自然回復推進事業、失業者実態調査、季節労働者職業支援事業」などを提案しています。

提案を受けて建交労小樽支部は11月に小樽周辺の海岸部8カ所の廃棄物・散乱ゴミの調査を行い(タイヤ164本、家電品26台を視認。缶、ペットボトルは数量確認が困難)、新交付金事業による事業化と企業組合や業界団体に委託を求めています。

求められている職安行政との連携

新交付金事業が求められている雇用創出効果は、人件費割合で概ね8割以上(計画全体の平均)、失業者の雇い入れ割合が概ね3/4以上のです。現行制度より失業者吸収がより明確に示されました。

同時に新交付金事業でも失業者の認定と採用、 労働条件は事業を委託された企業まかせです。 この点は当初から大きな問題でした。すなわち 就労を希望する失業者にとって、「どこへ行けば よいのか」「どんな仕事があるのか」「どういう 労働条件なのか」などについてまったく情報開 示の準備がありませんでした。

北海道の運動の到達点は、「事業の存在を地元 紙で広報する」「受託企業が職安へ求人申し込み を行う(特別コーナーを設置)」という段階です。

建交労は新交付金事業に対し、①失業労働力 は原則、職安求職中の交付金事業就労希望者と し、別に登録し、プールすること、②労働組合 や失業者団体が、職安と連携しながら、登録を

代行し、職安経由で就労する道を開くことをめ ざしています。

失業者の実態に即して雇用延長を

失業者が新交付金事業で雇用される期間は「原則6カ月未満」です。例外は、学校教育、災害地、企画立案のシステム化や常用化を前提とする雇用は、1回の更新が「可」とされています。例外が拡大されましたが、「原則6カ月未満」の雇用制限は、依然として交付金事業の最大の弱点となっています。事実、就労者の50.5%、自治体の63.9%、受託企業の36.6%など、いずれも「不満」「問題あり」としています。(建設政策研究所道センター調査)

道の雇用対策課は「6カ月を180日と読み替える」ことに理解を示し、厚労省と協議しましたが、「第二失対」を危ぐする国の壁が立ちはだかっています。

この点は、政府の対策で失業者が「助かった。 ありがたい」と思ったのもつかの間、再び、失 業に突き落とされる理不尽さを社会的に告発す ることが必要です。同時に失業者の実態に即し た首長のき然とした決断があれば打開できる性 格の問題でもあります。

「失業者ネットワーク」への直接委託を展望

運動の側にとって交付金事業の委託方式と実施母体=「受け皿」が大きな問題となりました。新交付金事業では「民間企業、シルバー人材センター等への委託方式が原則」とされています。現行事業は「民間企業、NPO等に委託、シルバー人材センターも可」が内容です。

「等」の拡大、すなわち運動の側が「『等』を つくる」ことが現実的な課題となります。

現・新制度ともに学校教育事業は道・市町村 の直接雇用ですが、その他の事業についても直 接雇用は否定されていません。ただし、自治体 は直接実施する事業の「特殊性」「困難性」につ いて厚労省との事前協議を義務づけられていま す。

自治体の事業委託後に就労を希望する失業者 が相次いでいます。直接雇用の「一定枠」があ れば応急的な対応が可能です。なお、これは前 述の交付金関連事業や公共事業とも「調整」が 必要です。

北海道における事業委託先(総数924事業、99年度、2000年度)は約四割が民間企業以外で、上位は森林組合(70)、福祉協議会・団体(59)、企業組合(50)、シルバー人材センター(48)、高齢者事業団(43)、漁業組合(25)、観光協会(15)などです。

北海道的な特徴は、企業組合と高齢者事業団 への委託です。

企業組合は中小企業協同組合法にもとづく法 人で冬期間、循環的に失業を余儀なくされる建 設労働者(季節労働者)の冬期就労の実績をもっ ています。「失業者ネットワーク」の就労の現実 的な「受け皿」となりました。現在、全道的に 統一した企業組合の事業内容を検討しています。

高齢者事業団 (131カ所、会員8,045名。シルバー人材センターのない市町村に設置) は道費助成を受けている「生きがい」対策ですが、郡部では交付金事業の「受け皿」となっています。

なお、NPO法人への委託は15件ですが、その他団体に39件の事業が委託されています。営利企業以外の多様な団体の雇用創出の可能性を探ること、またそれらの団体との連携など、今後の課題として残されています。

多様な形の失業者の結集に援助を

「NPO等」の「等」は法人格を持たない非営利団体です。この間、北海道では「失業者ネットワーク」が立ち上がり、事業委託が問題となりました。道は「失業者ネットワーク」をNPOと見なし、委託は「可能」との見解を示し、「失業者ネットワーク」を該当市に紹介しました。しかし、現場段階では、従来の発注方式が踏襲され、「実績がない」「労災の適用」「施工責任」

があい路となり、直接的な受託は実現できませんでした。今後、法人格取得の検討と同時に、 大衆運動の強化が重要となっています。

「失業者ネットワーク」は、名称はさまざまですが、その設立と運営を建交労が援助しています。賃金支払いなど公正が担保され、最も交付金制度の実施目的に適っています。同時に、失業者自らが「仕事を求める会」を立ち上げ、NPOを含め、多様な形で新交付金事業を受託できるならば、公的就労対策の社会的合意はいっそう広がります。

急がれるシルバー人材センターの改革

旭川市でシルバー人材センターが競争入札(見積合わせ)で交付金事業を受託する事態が起きました。これはシルバーのあり方と交付金事業の基本にかかわります。

問題点の第1は、シルバーが中小企業と競争し、その優位さによって落札する「不法性」です。シルバーは、自治体から運営費を助成され、その分、低価格で競争に参加できます。「公正な競争を阻害する」との指摘に、道は厚労省とも協議し、「好ましくない」と通達を発しました。

第2は、そもそもシルバーが交付金事業に参 入する妥当性です。「生きがい」(シルバー)が 「生活」(失業者ネットワーク)より優先するの か、「生活を圧迫するのか」が論点となりました。 競争入札問題は基本的に解決しましたが、新交付金事業では、自治体がシルバー対して「随意契約」で事業委託を拡大することが予想されます。「随意契約」はその事業が「シルバーでしかできない」「最もふさわしい」ことと同義語です。「失業者ネットワーク」が存在する場合には、「なぜシルバーなのか」が鋭く問われます。同時に、注意が必要なのは、現在、シルバー人材センターには生活のために就労を求める高齢者が激増していることです。「失業者に仕事を」の運動を優先させながら、新交付金事業の委託を受けたシルバーに対し、「稼働日数」(月11日程度)の制限を緩和させ、「労働」対策を迫ることが重要となっています。

以上、新交付金制度の積極的な活用について、 主に運動の側から述べて来ました。新交付金事 業は、全国すべての市町村で実施されます。 筆者は、最近の職安前行動では、失業者の「小 泉」改革に対する怒りと行動への参加意志をつ よく感じています。上京時に「失業者多い世の 中、総理の息子ギャラいくら?」と教職票の裏 にかかれた紙片が電車に張り付けられているを 手にしました。

新たな展望を切り開いて来ている公的就労対 策の前進に全力を尽くす決意です。

(さとう りょういち・建交労北海道本部委員長)

地域労働運動の新たな展開と発展方向

1. 住民要求と地域の労働組合

埼玉県内では介護保険の実施に伴って、低所得者を対象に、サービス利用時の利用料を助成・ 軽減する自治体が67自治体、実施の方向で検討 している自治体を含めると85自治体、県内全市 町村の95%に達した。保険料の独自の減免条例 原富 悟

を整備するのは33自治体、37%となり、全県に 広がり始めている。本年3月の全国調査では、 利用料の助成・減免は571自治体、保険料の独自 減免は308自治体で、それぞれ全国の自治体数の 17.5%、9.5%だから、埼玉の到達は群を抜いて いる。本稿ではふれる余裕がないが、制度の内

容においても水準の高いものである。

こうした到達は、埼玉県社会保障推進協議会 (埼玉社保協)による全県的な行動、とりわけ、 社保協結成の93年以降、毎年とりくまれてきた 全県自治体キャラバン行動の蓄積が大きな力に なってつくり出されてきた。

社保協の活動をはじめ、県民共同の運動を埼 労連や埼玉春闘共闘に結集する労働組合が支え、 埼労連の地域組織が地域レベルでの共同の運動 の推進役になっている。社保協の全県キャラバ ン行動には、県段階で共同して配置する要請団 のほかに各地域からの参加で全体では2000人近 くの人が参加する。地域労連が積極的な役割を 果たしながら地域社保協が13自治体でつくられ ているが、地域社保協のない地域では、地域労 連が地域の諸団体のつなぎ役として、地域の社 会保障運動の推進役としての役割を果たす。

2001年5月に浦和、与野、大宮の3市が合併 してさいたま市が誕生し、隣接する上尾市では、 さいたま市に合流するかどうかを争点とした住 民投票が7月に行われた。その結果、反対票が 58%となり、合併にストップがかかった。政府 がおおがかりに合併推進のキャンペーンを展開 しているときだけに、上尾の住民投票は全国的 に注目されている。人口22万人の上尾市では、 隣接する桶川市、伊奈町を活動エリアに含む AOI労連が活動している。合併問題に際しては、 AOI労連や上尾市職労が中心になって「合併反 対上尾市民ネットワーク」が結成され、合併反 対の宣伝行動などの運動と合わせて、合併推進 派の「あげおの未来・市民委員会」と共催で「合 併賛成・反対ジョイントミーティング」を市内 2カ所で開くなど、市民的な討論を組織し、世 論の関心を高めた。

大宮市労連、浦和地区労は、それぞれに毎年、地域総行動にとりくんでいる。01年秋は、さいたま市の誕生に伴い、与野市労連を含めて3地域組織が合流して「さいたま総行動」を展開した。大宮総行動は15年目のとりくみになるが、

例年、7月ごろから労組はもちろん市内の様々な団体によびかけて住民要求をくみ上げ、市民団体も参加する実行委員会で要求を整理しながら練り上げる。10月頃に自治体への要望書を提出、11月には自治体との意見交換とあわせて、労働基準監督署、ハローワーク、JRや東武をはじめとする交通各社、NTT、商工会議所などを分担して訪問し、住民の要望を届ける。大宮商工会議所の入り口には、昨年から、訪問当日、「歓迎・大宮総行動様」の看板が掲げられるようになった。JR大宮駅では、数年を重ねて要望し、「西口に改札口の設置」を実現したという実績もある。

市民全体を視野におさめた運動は、首長選挙の際に、市民の立場に立った候補者づくりや市 民本位の政策づくりに生きてくる。埼玉の各地 の首長選挙で、労働組合が軸となり、民主的な 自治体づくりに奮闘する姿がある。

地域では、住民共同の要求運動で地域労連が 大きな役割を果たし、自治体に、住民の中に、 影響力をもち始めている。

2. 地域における賃金底上げと「公契約」 労働

平成13年度の埼玉の地域包括最賃は、日額で5408円、時間額で677円である。隣接する東京は、5597円、708円、日額で189円、時間額で31円の差がある。同じ川口市に住んでいても、荒川を渡れば31円高く、県内で働けば最賃額は安くなる。99年の最賃審議会では、東京都の格差を縮小するよう求める労働側委員の主張に対し、経営側は「趣旨は理解できるが、県内でも秩父地域は賃金水準が低く、最賃を引き上げれば秩父の中小企業は大きな打撃をうける」と主張して譲らなかった。調べてみると、川口市と秩父市では、中小企業労働者の賃金水準は2割以上の開きがある。98年の資料で、川口の水準を100とすると秩父は80.6、県内平均は93.3である。翌2000年の春闘では、秩父地域での底上げ運動を

重視した。全国的に展開された「日本列島怒りの総行動」に呼応し、2月25日には埼労連の宣伝カーが秩父の山裾をめぐった。埼労連と地元の秩父地労連が一緒になって経済団体や職安の所長との意見交換を行った。秩父経済同友会からは会長、前会長、幹事長などの幹部が出席し、「趣旨はわかるが、私たちは群馬や新潟の業者と競争している。群馬、新潟の最賃はもっと低い」と言う。荒川をはさんでの格差もあるが、利根川をはさんでの格差も考えろ、というわけだ。

その日、零下2度まで下がった酷寒の中で地域集会が開かれ、100人を超える仲間がちょうちんを手にデモ行進をした。この集会に、1月末に結成したばかりの新しい組合の姿があった。 秩父市役所の電話交換手が、賃金の改善を求めて地域労連に相談し労組を結成したのだ。彼女たちは、市が委託する業者から派遣されて働き、賃金は「最賃を割り込んでいる」という。この年の春闘で、彼女たちは賃金の一定の改善を勝ち取る。

こうした実践を通し、全国一律最賃の確立、 地方最賃の引き上げと地域の賃金相場の引き上 げが、秩父地労連の、そして埼労連の実践的な 課題になっていった。

全労連がよびかけた「働くルール署名」にと りくむに当たって、埼玉では、関連する2つの 運動方向について掘り下げて議論をした。

一つは、下請けの中小企業での賃金引き上げをどう実現するかという問題意識だった。建設業の重層下請けでは、中間段階のピンハネによって、末端の労働者には工事発注時の見積もり労務単価には遠く及ばない低水準になってしまう。製造業でも、大手企業はジャストインタイムで納期を決め、外注単価をぎりぎりまでたたくから、下請け企業は、あるときは長時間過密の残業を強いられ、パートの賃金を最賃水準に切り下げる。最賃を改善すると同時に、下請け構造にメスを入れ、そこにルールを確立することがどうしても必要になっている。

もう一つは、賃金や労働条件の水準を引き上げていくための自治体の役割について、検討を行った。これは、冒頭に述べた介護保険の改善をはじめとして、地域で蓄積してきた自治体要求運動が下敷きになっている。住民の要求に対して、自治体は知らん顔はできない。労働者の問題についても、地域運動の前進を背景に、自治体要求の運動が可能ではないか、と考えたのだ。

埼労連が音頭をとり、自治労連、全国一般、福祉保育労、建交労、埼玉土建の5労組が集まり、共同でとりくむ運動方向を協議した。全国一般は自治体の委託労働者、福祉保育労は自治体が委託や補助の対象とする福祉施設の労働者、建交労はダンプ等の建設労働者、埼玉土建は建設職人をかかえる。自治労連は、臨時、嘱託、委託など関連労働者を組織するとともに、要求運動の対象となる自治体の労働者の組合だ。ILOの94号条約や、アメリカのリビングウエッジキャンペーン、イギリス国会での公正賃金決議などが参考になった。最近では、ロンドン市の「公正雇用条項」のニュースも話題になった。

「地域の労働者の問題に関心を持て」「少なくとも、雇用し或いは発注する立場から、公契約にかかわる労働者の賃金保障に責任をもて」と、手探りの運動が始まる。2001年春闘では、4月に県に要望書を提出し、6月、7月と戸田地区労、川口地区労との共同で戸田市、川口市との懇談を行った。11月には、戸田市との2回の懇談、秩父市との意見交換を行った。新しい課題であり、運動の可能性を探るためにも「要してあり、運動の可能性を探るためにも「要した。川口市は、「問題提起を受けて、効率だけでない、そこに働く人がいることを考慮する必要を感じる」、戸田市は「勉強になった、今後も懇談を続けたい」と、この問題に関心を示している。

3. 自治体と地域の労働組合運動

県には「労働部」が置かれているが、市町村

段階では、労働者福祉を扱う担当部署を置いて いる自治体は殆どない。せいぜい「商工観光課 の一部門」であったりする。多くの場合、役所 の側からは「雇用や賃金など労働者の問題は市 町村の仕事ではない」というふうに言われる。 だが、現下の経済情勢にあって、地域経済につ いての自治体の悩みは深いし、消費を高めない と地域経済は持ち上がらない。地域住民からの 相談事も多いし「雇用の問題は市町村の仕事で はない」などと言ってられないから、昨今は市 役所のロビーに、ハローワークの求人資料が並 べられていたりする。秩父市との懇談では「地 域経済の落ち込みは深刻であり、役所の現業部 門は残業をやめて地元住民にパートで働いても らっている」「電話交換手の件では、入札で委託 業者が変わったが、新しい方の業者に要請して 当該の労働者の雇用を継続してもらった」など の話も聞かれた。秩父市に雇用される臨時やパー トの賃金についても「できれば引き上げたい。 最賃が上がればいい」と言っている。川越市で は、入札適正化法の成立に対応して、建設工事 の発注に際して「施工台帳」を提出させ、下請 けのそれぞれの段階での契約金額を明示させる ようになった。

少なくとも、自治体が、その発注・委託する 事業での賃金水準を保障し、直接雇用する労働 者の賃金を引き上げれば、その地域の賃金水準 に影響を与えるだろう。公契約労働での賃金保 障は、地域の賃金底上げに有効である。同時に、 公務の「効率」を強調する世論に対して「税金 を使って低賃金労働者をつくり出していいのか」 「良いサービスを保障するためには、一定の水準 の労働条件が必要だ」との主張も、運動を重ね れば力を持つようになっていく。

労働者福祉の問題では、すでに、自治体が各種の施策を行っている。埼玉でも、8自治体が、国の補助事業である「中小企業勤労者福祉サービスセンター」を設立しているし、中小企業退職金共済制度への補助事業を16自治体が行って

いる。全国的には建退共を含めて補助している 自治体もある。中小企業への融資制度のほか、 労働者の生活資金融資は多くの自治体が手がけ ている。これらの事業を拡充し、活用をすすめ る運動もまた、地域の労働組合の運動課題であ る。

雇用と賃金をはじめ、労働者のくらしが根底から困難に直面している今日、あらためて、自治体に「労働者の問題」に目を向けさせることが求められている。

4. 地域を軸に展開する春闘の構築へ

今後の地域運動の発展方向について、問題提 起をしておきたい。

資本の、労働力流動化と総額人件費抑制政策によって、猛烈な賃下げ圧力が働いている。それは、地域の低賃金相場の形成を一つのルートにしている。だからこそ、最賃審議会の場でも、日経連の意を受けて使用者側委員の態度はきわめて固い。企業内の賃上げ要求も地域の低賃金相場によって押しつぶされ、パート労働者の採用を通じて、地域の低賃金相場が企業内に持ち込まれる。そうであれば、労働組合は、地域での賃金相場形成力を持たなければならない。幸いなことに、全労連の結成以後、地域労連が各地に結成され、地域運動が大きく前進してきた。共同の賃金闘争を展開し、地域から相場を形成していく主体的な条件もまた形成されてきているということだ。

労働相談活動の活発化とともに、地域労連がかかわっての労働組合の結成が増え、地域労連が直接、団体交渉に参加しているケースも多い。業種・産業を超えた地域的集団交渉の可能性を示すものだ。自治体に役割と責任を果たさせ、集団交渉で地域相場を形成し、働くうえでの公正なルールと公正な賃金を求める世論づくりが広がれば、日本の賃金闘争の中で、地域の運動が大きな位置を占めるようになる。それは、日本の労働組合運動に根強く残る企業主義、企業

内主義を克服していく力になる。同時に、地域 から、広範な未組織労働者を根こそぎ組織して いく可能性をも孕んでいるのではないか。 (はらとみ さとる・埼労連事務局長)

現地からの報告

一新基地建設反対、県民生活擁護のたたかい

宮里 武志

2001年平和大会イン沖縄・名護は、海外代表 6 ヵ国10人(過去最高の参加)、全国1,300人、沖縄400人、全体で1,700人をこす老若男女が結集し、12月2日、小雨まじりの名護市民会館で幕を閉じました。全国の参加者は、それぞれの生活と活動の場での小泉構造「改革」とのたたかいとともに、来たるべき名護市長選挙とその後もはげしく展開されるであろう新巨大基地建設反対のたたかいとを結びつけて奮闘することを確認しあって、全国に散っていきました。

平和大会の全体を流れる最大のテーマは、テロノー、報復戦争ノー、アメリカの戦争への日本の全面参戦・自衛隊の海外派兵ノーのたたかいを旺盛に進めることであり、国連を中心とした法と理性の裁きこそテロ根絶の確かな道であることを全体の総意としました。最大のテーマのもう一つは、沖縄への最新鋭巨大基地ノーのたたかいであり、これを緊急の全国の重要な課題として位置付け、特に2月3日投票の名護市長選挙に全国から支援の取り組みを強化することを確認しあいました。

名護市長選挙は、すでに現職の基地誘致派市 長が出馬を表明しています。4年前の市民投票 で私たちは、市内で一番の繁華街「名護十字路」 にたたかいの砦を築きましたが、そこに今回は 現職派が事務所を構えています。私たちの予定 候補者も、全力をあげて必ずやすばらしい候補 者を擁立することに成功すると確信しています。

沖縄のたたかいのスケッチ

承知のことですが、国土面積の0.6%に過ぎない沖縄に在日米軍基地専用施設の75%が集中しています。沖縄本島の20%は基地に取られ、希少動植物の宝庫と言われる本島北部の山々はジャングル訓練場とされ、生産と生活にとって一等地である中部地域も基地化され、住民は密集して暮らしているといった様相です。

これも承知のことですが、1995年以降の沖縄のたたかいを、その時々のエピソードなども交えてスケッチしてみます。今後の沖縄のたたかいに馳せ参じてくるであろう若者たちの心に訴えるものがあるかもしれないと思うからであり、このレポートはそこに力を注ぎ、最後に沖縄の当面するたたかいの課題について報告したいと思います。

95年9月の少女暴行事件は、基地あるがゆえに必然である米軍関係の事件・事故に対する県民のうっ積した怒りを、保守・革新を問わず爆発させました。1950年代の土地強奪とのたたかい、そこから発展した60年代の祖国復帰を求めるたたかいに続く第三の県民ぐるみのたたかいが、95年以降、現在も今後も続こうとしています。

事件発生の翌月には、9万1千人余の県民が参加した「10・21沖縄県民総決起大会」の模様は世界に発信され、これに恐れを抱いた米日政府は翌96年4月に括弧付きながらも、普天間基地の「返還」を表明せざるを得ませんでした。

96年9月には、基地の整理縮小の賛否を問う 県民投票が県政段階として全国初で行われ、「基

地の整理縮小に賛成」が対有権者比でも過半数 を獲得するなど、県民の総意が明確になりまし た。

96年12月には日米特別行動委員会(SACO)の最終報告が出されました。これは在沖米軍基地の整理・縮小を進めるためと言いながら、最終報告は普天間基地や那覇軍港など11施設の返還はいずれも「沖縄県内への移設条件」付きであり、その真の目的は古くなった基地は返し、その見返りとしてアメリカが求める場所に日本国民の血税で、最新鋭の新たな基地を建設しようとするものです。まさに「全土基地方式」を地で行くやり方であり、基地の整理縮小・撤去を願う県民の意思に反していたのです。

SACO最終報告に向けた経過の中で、普天間 基地の移設先として名護市の米軍基地・キャン プシュワブへの併設となる辺野古沿岸が浮上し たことにより、97年の年明けから地元の辺野古 区民が勇敢にも立ち上がりました。

田舎特有の保守地盤の辺野古の人たちが立ち 上がった背景には感動的なものがありました。 それは、日本共産党沖縄県委員会の人たちが「何 よりも地元の人たちの立ち上がりがキーポイン ト」だと、正月三が日も明けないうちから何の ツテもないまま辺野古の中に入っていきました。 共産党の人たちにしてみれば、相手は保守地盤 の人々でどうなるかわからない心境であり、辺 野古の人たちにしてみても一般に恐れられてい る共産党でありました。しかし結果的には、お 互いがものごとにまじめで一生懸命であったこ とで、地元の人たちは共産党との学習会から知 識もたたかい方のイロハも学んで、いち早く「命 を守る会」を結成したのでありました。私は、 この正月の出来事こそ、今日国際的にも注目さ れている反対運動の出発の原点であったと、共 産党と辺野古の人たちの勇気に今でも敬意をい だいています。

97年の春先から、国も辺野古沖のボーリング

調査に入るなどあわただしく動く中で、新基地 建設に反対する市民各層は名護市民投票を取り 組む組織を発足させ、夏の猛暑の中わずか1ヵ 月で全有権者の過半数の署名を集め、9月議会 で12月21日に住民投票を行う条例可決を勝ち取 りました。しかし、前年9月の県民投票の結果 から彼らなりの教訓を導き出した基地推進勢力 もしたたかで、海上基地建設に「賛成か反対か」 の単純明快な二者択一の条例案に対し、「経済振 興が期待できるので賛成」と「期待できないの で反対」の四択とする修正を加えて可決させた こともあり、住民投票の現場は予想だにしない 異常事態となったのでした。

基地推進勢力は「経済振興が期待できるので 賛成」への強要と異常な不在者投票を白昼堂々 と行い、まさに住民投票は空前の一大買収の場 となり一票数万円から最終磐では一票10万円と もうわさされるようになりました。

しかしこのような無法状態にあっても住民の 側が大勝し、勝ちを確信していた推進派の野望 を打ち砕いたのでした。

このたたかいは、基地建設を推進する日米両 政府と本土大企業という、日本国民の苦しみの 発生源とのたたかいでありました。当時は「那 覇の共産党県委員会が名護に移ってきた」と言 われるくらい、共産党は大通りに大きな事務所 をかまえ、その他にも県労連、統一連 (安保破 棄)、民医連・医療生協も相次いで現地事務所を 設置しました。そして、本土のそれぞれの戦線 を通じ大挙して人もモノも心も名護へと押し寄 せ、この力と現地の平和を願う市民の心が勝利 を呼び起こしたと思います。当時は私も県労連 現地事務所に陣取っていましたが、「毎日が投票 日」と揶揄される不在者投票の異常さをみて、正 直言うと負けるのではないかと不安でありまし た。作業服姿の労働者たちは「経済振興が期待 できるので賛成」欄に○を記入したことをお互

いに見せあった上での投票を強要され、悲惨な 沖縄戦の体験者たちであろう高齢者のみなさん は、地域の有力者の指示でワンボックスカーに 乗せられて不在者投票所をさかんに行き来する など、投票の秘密で良心の自由を発揮する機会 さえ奪われるたいへんな事態であったわけです。

それでも勝利した原動力は何だったのかを考 える上で、私のある体験を紹介したいと思いま す。私は本土から来た支援の方と戸別訪問をし たとき、70代ほどのおばあさんが出てきました。 最初は迷惑そうに「ハイハイ」をくり返し、早 く去ってほしいという態度が見え見えでしたが 何とか対話が始まりました。投票はまだしてい ないこと、防衛庁の職員はお土産付きで回って いること、私たちは「チムグクル(人間同士の 心のふれあい)」で回っていること、人殺しにつ ながる基地は造らせてはならないこと、平和な 中でこそ産業振興もなどなど話しました。シワ のおばあさんはさらにシワだらけになって「わ かっているけど……、ウチの息子たちも仕事が ないからネ~、どうしたらいいかネ~」と心の 葛藤をみせていました。ついにはそのおばあさ んから明確な「建設反対」の意思表明をもらう ことはできませんでしたが、その真実の姿はきっ と投票結果に結びついたに違いないと今でも 思っています。

当時の名護市長が住民投票の結果を尊重せず、 橋本総理(当時)に受け入れ表明とともに市長 辞任も表明したことにより、98年の年明け早々 に想定していなかった市長選挙が行われました。 選挙勝利の鉄則である「道理と勢い」は私たち の側にありました。しかし、辞任した市長の助 役だった相手候補は、海上基地建設問題は「ノー サイド(タナ上げ)だ。知事の判断に従う」と して、「市政の課題は基地問題だけではない、行 政経験豊富な私を……」などと争点をそらし、 また私たち自身の上滑りもあって残念ながら市 長選挙には負けてしまいました。 この年は沖縄の一斉地方選挙でしたが、沖縄 第二の都市・沖縄市長選挙(4月)で革新市政 を奪われ、11月の知事選挙では自民党本部が直 接の陣頭指揮と湯水のような金を注ぎ込み、自 民党政治自らの失政でつくった長期不況を「県 政不況」などと革新県政に押しつけてきました。 私たちは事実と道理でこれへの反撃を行いまし たが、力およばず敗れてしまいました。また、 今でこそ自公路線は白昼堂々ですが、公明党の 水面下での裏切りがあり、表の顔では革新の応 援をしながらウラでは自民派と秘密協定を結ん でいたことも明らかになりました。当時の沖縄 知事選挙が自公路線のさきがけとなったのでし た。

県政と名護市政を自民派に奪われ、新基地建 設をめぐる情勢は新たな展開となりました。知 事を先頭とする自公勢力は、選挙戦で「15年使 用期限」「軍民共用空港」などを公約しました が、これはまったくのまやかしに過ぎないとい うことは当初から明白でありました。今日では 多くの県民が、地球環境やジュゴンがどうなろ うが、戦争政策でボロ儲けをもくろむ独占資本 の方棒を担ぐことで、みずからの富を築こうと する勢力であることを見抜いています。それは、 7月24日付琉球新報社の県内世論調査でも明白 となっています。それによると、普天間基地の 辺野古への移設について全面賛成8.5%、15年の 使用期限が約束されるのなら賛成22.0%で、こ れらの合計が30.5%であるのに対し、反対が48.9 %で移設容認を大幅に上回っています。そのう ち名護市の結果では反対54%、容認27%、わか らない・無回答18.9%と、地元でも反対が容認 を大きく上回っています。このような世論を、 選挙など具体的なたたかいの場で生かしていく ことが私たちに課せられた使命です。

今後どうたたかうか

1999年11月から12月にかけて、普天間基地の

移設先として県知事・名護市長が政府主導のもと、キャンプシュワブ周辺の辺野古沿岸域に受け入れるとの表明を行い、翌年にはこれに基づき政府・県知事・地元市長らによる「代替施設協議会」がつくられ、2001年6月には、具体的な位置・工法・規模などを決めるために政府から「三工法八案」が提案されています。提案されたものの中から知事と市長に「これです」として選ばせて、「地元が選んだものだから」これにしましたなどと、子どもだましの手法を取ろうとしているのです。

この案は、どれを取ってみても97年の市民投票で賛否を問うた「ヘリ基地」よりも2倍以上の2600メートル規模の滑走路となり、戦闘機から大型輸送機まで離発着陸が可能な巨大出撃基地となり、テロ撲滅などを口実に日米安保の枠組みを超えてアメリカの世界戦略に深く組み込まれるものとなります。また、どの案も辺野古の海を死滅に追いやるものであることを専門家は指摘しています。

「三工法八案」なるものが、具体的にどんな内容でどんな問題点があるのか等々は紙面の関係

で他に譲らなければなりません。いずれにして も、SAKO路線が確定した当時、5~7年で完 了させるとした11施設の県内移設で現在完了し ているのは一か所だけであり、目玉である普天 間基地や那覇軍港などは6年目に突入した今日、 県政・市政を奪われているにもかかわらずその 移設先に杭一本すら打ち込ませていません。そ れは、基地推進勢力は政治の主人公である県民 をダマシダマシしながら進めていかなければな らないからであり、これは彼らのアキレス腱で す。逆に私たちは、堂々と県民に訴えることが できるのであり、杭一本打ち込ませていない現 実は我々のたたかいの成果・到達点です。これ を歴史の歯車に順流させるたたかいが当面する 名護市長選挙、2002年11月の県知事選挙であり、 それにつながる日々の活動です。

沖縄県労連や統一連などは、日本平和大会終 了後ただちに名護に現地闘争本部を設置する予 定です。沖縄も「ヌチカジリ(直訳は命の限り、 全力での旨)」がんばります。全国の支援も心か らお願いします。

(みやざと たけし・沖縄県労連前副議長)

地域センターの役割と前進をめざして

松井 幸博

1. 八王子労連の組織の歩みと課題

八王子労連(八王子労働組合総連合)は全労連・東京労連を構成する地域組織として1990年9月20日、22労組、約3000名の労働者を組織してスタートしました。

八王子市内に働くすべての労働者の共通の利益のために統一・共同をすすめ、未組織労働者の組織化を促進し、真の労働戦線の統一、統一戦線の樹立を図り、団結と相互支援により、労働者・国民・市民の生活権利擁護、平和と民主

主義、社会進歩のためにたたかうことを目的に結成されました。

1989年12月、闘うナショナルセンター・全労連が結成された10カ月後であり、国鉄労働者1047名の解雇、小選挙区制・政党法が導入されようとしていた時期でした。

「豊かさ」とはうらはらに「過労死」が多発し、くらしと営業、自然破壊が進行し市民生活が脅かされていました。労働者は、低賃金・長時間過密労働が強制されていました。

また、当時、ソ連崩壊、東欧の政変を利用し

た「資本主義日本」を美化する動きが私たちのまわりに溢れていました。このような情勢の中で、八王子の労働者・市民は耐え難い苦しみの中で要求実現の中心となる労働組合の地域センターの結成を強く望んでいた時期でもありました。

今年、12月2日、第12回大会を迎え、現在、 38労組(オブ加盟2労組を含む)、約5000名の労 働者を結集する組織に成長してきました。 かし、いま地域労連に求められているのは、200 万全労連の建設に向けて本格的な組織拡大の取 り組みです。八王子は人口53万都市で、すべて の産業の従業者数は約21万人(総務庁統計)、労 働組合に組織できる労働者約16万人のうち組合 に組織されている労働者は229 労組、37500 人 (23.4%)です。その多くは大企業の傘下にある 「連合」系の労組であり、八王子労連の組織率は 労働者のわずか3.1%にしかすぎません。圧倒的 多数の未組織労働者の組織化、とりわけ約50% をしめる従業員30名以下の中小零細企業の労働 者、パート・アルバイト・派遣社員などまった く無権利状態におかれている労働者を視野に入 れた組織拡大が重要な課題となっています。解 雇・賃金不払い・権利侵害など、労連によせら れる労働相談のほとんどすべてが未組織労働者 からのものであることからも、この課題が重要 な意味を持っていることが明らかです。

2. 地域の要求・課題を実現するための「八王子総行動」、その歩み

八王子労連は結成以来一貫して、労働者の生活と権利を守る闘いと、八王子市民の要求実現の取り組みを結合した運動を続けてきました。

また、平和と民主主義、社会進歩のためにた たかう取り組みにも力を注いできました。その 運動が八王子総行動です。

八王子総行動は今から20年前1982年から始まりました。82年という年は、80年の「日本共産党排除」を決めた社公合意を、労働戦線の右翼

再編で補完するために全民労協が発足した年に あたります。当時、八王子統一労組懇は約280 名、組織労働者の1%にも満たない勢力でした が、労働戦線の右翼再編の動きに対して闘う労 働組合の再構築に全力を傾けていました。私た ちは、「この勢力で最も効果的な運動形態は何 か」「国民春闘再構築の路線にてらして、全労働 者と市民要求実現をめざす有効な運動をつくる にはどうしたらよいか。」などの討論をへて、八 王子「秋の総行動」という運動に足を踏み出し ました。八王子市の予算編成期に市民の要求を 調査し、整理して要望書を市当局に提出する運 動に着手したのが最初のとりくみです。市民は 労働組合が従来にない運動を提起したことを歓 迎し、新鮮な受けとめと期待をもって参加して きました。要望書に基づいて市役所の部課長に 労働組合、市民団体代表が直接要請する場がセッ トされ、参加者からはそれぞれの分野で切実な 要求が語られました。市役所の部課長の心を動 かす場面も当初しばしば見られました。87年に は、春闘再構築八王子懇談会を結成したことで、 従来は市役所交渉に限られていた秋の総行動に、 春闘時期にあわせた「春の総行動」を加えて、 現在の八王子総行動の基礎をつくり上げること になります。

この20年間のとりくみで、八王子総行動は、現在50団体、1万人を越える労働者・市民を組織し、労働組合をはじめ幅広い市民団体との共同で、要求実現をめざす運動の典型として大きく発展してきました。労働組合としてとりくむべき差別や解雇撤回など従来の労働争議の解決はもちろん、学童保育所の待機児解消、八王子盲学校の通学路の電柱移転、地域の道路拡張・信号機設置、障害児送迎車の市営駐車場利用についての特別措置、八王子駅・西八王子駅のエスカレーター設置、商工会議所による企業説明会と就職斡旋など「総行動の要求項目にのせれば要求実現の道が開ける」と市民からの信頼も得てきました。しかし一方、近年「市民に抗議

されているような今の形は改めるべきだ」など という市当局側のガードも堅くなってきている ことも事実であり、注意しなければなりません。

八王子総行動が、八王子の政治情勢を変える上ではたした役割もまた大きなものがあります。1988年以来、住民本位の市政実現のために4回の市長選挙に革新統一候補を擁立して闘ってきました。96年の市長選挙では社会党系の脱落の中、日本共産党と無党派の人々の共同で、山田和也氏を擁立して全国的に注目された闘いに挑みました。敗れましたが、その後の情勢を切り開く貴重な選挙でした。そして、2000年1月の市長選挙には八王子労連・前議長の伊澤明氏を擁立して闘ったことは記憶に新しいことです。

八王子労連は、八王子総行動実行委員会に代表委員と事務局長、事務局員を派遣し、総行動実行委員会の中心的役割を果たしています。春・秋の総行動の時期には要求の集約、とりまとめ、企業・団体など多岐にわたる要請先への要請行動の取りつけ、日本共産党市議団の協力を得て行っている市当局との要求交渉の取りつけなど、連日、深夜までおよぶ活動になっています。20年の歴史と実績の積み重ねによって八王子総行動にたいする信頼が民主団体や市民のなかで高まっています。そのことは、その中心的役割を果たしている八王子労連にたいする信頼の高まりでもあります。

3. 今年の八王子総行動のとりくみから 見える教訓と展望

今年の春の総行動は、5月18日に行われました。JR八王子駅での早朝駅頭宣伝に始まり、税務署、保証協会、東京電力多摩支店を皮切りに3つのコースに分かれて要請行動を行いました。JR八王子支社、相武国道事務所、商工会議所、八王子医師会、労働基準監督署、JA八王子などへ約50項目の重点要求をかかげて要請しました。労基署交渉では、サービス残業撤廃、就業規則の閲覧、パート労働者の待遇改善などのテー

マで交渉しましたが、「労働厚生省の通達の徹底 をしている。サービス残業が発生しやすい企業、 業種、特に大企業を中心に訪問している」と回 答。沖電気の労働者の実態告発にはすぐに監督 官を派遣すると約束させることができました。

午後の対市交渉では14の部課に22項目の重点 要求、教育委員会交渉では6項目の重点要求を かかげて交渉をしました。宣伝・交渉には150名 が参加しました。春の総行動の特徴は、要請行 動に終わらず、その夜、「新ガイドラインに反対 する八王子連絡会」との共催で、「いま、日本の 教育を考える」「史実をゆがめた教科書の実態に ついて」と題した学習会を70名の参加で成功さ せたことです。

八王子総行動実行委員会は、この学習会を出 発点にして、「新しい歴史教科書をつくる会」が つくった中学校の「歴史」「公民」の教科書を子 どもたちに使わせないための運動の中心となっ て精力的な取り組みを展開してきました。「つく る会」側からの教科書採択制度を変えるという 圧力もあり、八王子市教育委員会が学校現場の 教職員の意見が反映されない採択制度に改悪し たもとでの取り組みでした。6万枚のビラ配布、 15回の駅頭、団地宣伝行動、教育委員への2000 枚の要請はがき、すべての中学校長への懇談要 請の申し入れなどを行いました。また、これま で八王子総行動とともに運動したことのなかっ た団体とも共同してシンポジウムを成功させま した。何よりも画期的なことは在日本大韓民国 民団の人たちとの話し合いがもたれ、共同の教 育委員会交渉が実現したことです。カソリック キリスト教会の人たちも私たちの運動に共感し て署名活動で頑張ってくれました。そして、7 月25日、29日の教育委員会では360名の傍聴者の 見守る中で「つくる会」の教科書は不採択にさ せることができました。

4月末、東京都防災訓練「ビッグレスキュー 東京2001」が自衛隊の参加で八王子駅前と南多 摩高校で実施されることが明らかになると、八

王子総行動実行委員会は「防災訓練への自衛隊参加を考える会」に加わり、宣伝、署名、東京都や八王子市の防災課との交渉に取り組みました。9月1日には40名の監視団を結成し監視活動を行いました。その結果、昨年度と違い、自衛隊が表面に出たというものではなく、運動が反映したものになりました。

9月11日のアメリカでの同時多発テロ以降、アメリカの報復戦争、小泉内閣の報復戦争への協力、自衛隊の海外派兵に反対する行動にいち早く取り組みを開始し、10月11日の市民集会・デモを成功させ、その後も宣伝、学習会などの取り組みを続けています。

11月8日には「秋の総行動」が行われ、140名の参加で春と同様一日総行動が行われました。

秋の新たな要請先としては、NTT八王子営業 所にリストラ・人減らし問題で、京王電鉄本社 にバス部門の分社化中止、路線増設の要請を行 いました。

そして、現在、八王子総行動実行委員会は、 都衛生局小児病院分会の労働者と病院に子ども を預けている父母のみなさんと共同して、都立 小児病院の統廃合反対、市内存続を求めるたた かいにとりくんでいます。

今、八王子総行動は従来からの春と秋の「一日総行動」では労働者・市民の要求実現とさまざまな私たちを取り巻く情勢に追いつかなくなっています。いくつか紹介したように、様々な問題に対応するために運動の通年化が求められています。

小泉内閣の「構造改革路線」の大企業・財界が一体となった攻撃が職場とともに、国民生活全体に押しつけられている情勢のもとで、生活と権利を守り、切実な要求を実現するためには、職場でのたたかいとともに、すべての生活に関わる国民的課題でのたたかい、つまり、職場・地域が団結した共同のたたかいを前進させることがこれからますます重要になっています。労働組合の基礎である職場は地域にあります。地域組織は、その地域に働く労働者と住民を視野に入れ、労働者と住民の要求を実現するため、責任を持って自主的・創造的に運動をすすめる役割を担うことが、これからの労働運動求められていると言えるでしょう。

(まつい ゆきひろ・八王子労働組合総連合議長)

パート・臨時労組連絡会結成と1年間の成果

井筒 百子

全労連がパート・臨時で働く労働者の労働条件改善や正規労働者との「均等待遇」実現のための運動のセンターとして「パート・臨時労組連絡会」を発足させて1年が経過した。

2001年春闘では全労連はすべての労働者の賃金底上げを掲げて、パートや臨時労働者の賃金要求を「どこでもだれでも1000円以上の時間給実現」「時間給100円引き上げ」をうちだし、連合は「10円」という低額ながらも、初めてパート労働者の時間給引き上げ要求を掲げ、はから

ずも二つのナショナルセンターが一致して、パート労働者の労働条件改善を2001年春闘の重点課題としたのである。

マスコミ報道でも「パート春闘」の活字が新聞をにぎわし、NHKニュースでも連合のパート集会やパートの要求の重要な柱である「均等待遇」について報道するなど社会問題として脚光をあびた。

また、国会では日本共産党、吉川春子参議院 議員が質問。厚生労働大臣は「パート賃金が安

いことは間違いない」「現行最低賃金が生活保護 より低額であるとの指摘は理解できる」「最賃額 は諸般の事情を勉強して検討したい」などの答 弁を引き出した。

しかし、2001年春闘でパート労働者全体の労働条件が大きく前進したかと問われれば、否と答えざるを得ない。

依然、パート労働者の賃金は正規労働者との格差を広げている。「均等待遇」に至っては、政府はいわゆる「擬似パート」について「正社員との均衡」を考慮すべしという「指導」を事業主に行っていると言うが、その効果のほどは一向に見えてこない。

では何が前進し、どこで成果が生み出されているのか。・

2001年春闘では全労連傘下の253組合がパート労働者の時間給引き上げを勝ち取った。その 平均金額は11.05円である。

春闘共闘会議は2001年で初めて、パート賃上 げの集計を実施したため2000年との比較はでき ないが、これだけ意識的にパート時間給改善が 取り組まれたことは全労連発足後の春闘では例 がない。

また、必然的に地域最低賃金への関心も高まり、大阪、東京、神奈川などが地域最低賃金の実態調査を実施。最低賃金違反企業の告発をし、個別企業への「1000円以上への時間給引き上げ」申し入れ行動などを取り組むなかで、募集時間給が引き上げられるなどの成果が生まれている。この取り組みは組織労働者が自らの要求を闘うのみならず、未組織労働者の賃金底上げを取り組む一歩として教訓的な取り組みとなった。求人企業への申し入れ行動では、不況による経営悪化のもとで呻吟する中小企業主や中小商店主との真剣な対話が繰り広げられ、労働者からは時間給「1000円」要求への共感が寄せられた。

これらの成果はまだ、一部の地域と職場に限られている。しかし、これらの闘いから得た教訓には無限の可能性が示されている。この成果

をすべての地域と職場に広げるならば、いまだ「均等待遇」実現に否定的な政府と財界を動かすことができる。

パートや臨時労働者の組織化についても、飛躍的前進を勝ち取れる可能性が開けつつあることを実感させられるいくつかの典型が生まれた。一つはパート・臨時労働者の受け皿としてのローカルユニオンが各地で立ち上がりつつあるということである。現在、47都道府県中、20地方に40のローカルユニオンが存在する。近年、青森、岩手、栃木、岐阜、広島、岡山、山口、愛媛などでぞくぞくと立ち上げがすすんでいる。全労連の各地方組織や労働相談所に寄せられる労働相談は今年1月から10月末の10ヶ月ですでに6300件を超えている。そのうち6割がパートや臨時、派遣、委託などで働く労働者からのものあたらしい結集の場となっている。

岩手ローカルユニオンは発足から1年半で350名の組織に成長し、支部設置もすすんでいる。また、すでに20年の運動の歴史を持つ大阪ではこの3年ですべての地域組織に対応するローカルユニオンを発足させてきた。

ローカルユニオンは正規・非正規の別なく加入できる組織ではあるが、必然的に非正規労働者の結集が多くなっており、全労連とパート・臨時労働者をつなぐ受け皿として重要な存在となっている。

二つ目には産別でのパート・臨時労働者の組織化と運動が前進しつつあるということである。自治労連では自治体リストラが激しさを増すもとで、パート・非常勤職員への解雇を組合結成し、たたかい跳ね返している。自治労連は今年1年で30組合を結成したがその9割が非常勤職員の組合である。

人件費削減を狙ってパートからアルバイトへのシフトが進みつつある生協職場では生協労連が本格的にアルバイトや関連労働者の組織化に乗り出している。12月には神奈川の関連職場で

30名のアルバイトが組合を結成している。

全労連・全国一般はパート・臨時労働者の組織化と運動強化の方針を確立し、実態調査、権利点検など本格的な取り組みが開始されている。

医労連では11月パート月間に呼応し、初めてのパート連絡会中央行動参加と独自の「医療ではたらくパート・臨時労働者の全国交流集会」を開催し、全労連パート・臨時労組連絡会への結集と職場におけるパート・臨時部会の結成を呼びかけた。参加者からは「この時を待っていた」と熱烈な期待と歓迎の声が寄せられた。

これらの単産や職場の取り組みは労働組合の 運動方針に「パート・臨時労働者の組織化と運 動強化」がきちっと位置付けられたことによっ て始まっている。このことは全労連の歴史のな かで初めてのことであり、画期的なことである。 職場内、企業内、本工主義(正社員主義)とい う従来の枠を乗越え、すべての労働者へ視野を 広げ、ウイングを広げることで、より広大な共 同戦線の構築へと向かっている。

しかし、これらの試みは限りない可能性を予感させるが、飛躍的前進を約束するものではない。

雇用労働者は5千万人を切り、この1年で34万人減少した。特に正規労働者は前年同月比98万人と著しく減少している。一方、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規雇用労働者は前年同月比64万人の増加となっている。

非正規雇用労働者のうち、全雇用者にパートタイマー・アルバイトの占める割合はこの3年間、ほぼ横這いか減少傾向にある。これは企業が直接雇用しているパート・アルバイトをさらに人件費の抑制効果の上がる外部労働市場の派遣、委託、請負などへの切り替えが進んでいると見なければならない。

小泉構造改革による「派遣法の規制緩和、撤 廃」でこの傾向に一層の拍車がかかると考えられる。「雇いやすい、解雇しやすい」労働者が大量に生み出されていく。それはパートタイマー よりも派遣や委託・請負労働者に比重がかかっていくことは明白である。

派遣・委託・請負労働者の組織化は私たちに とって未開拓の分野である。単位組合から見た 場合、パート労働者は少なくとも企業内に抱え られた内部の労働者群であるが、派遣・委託・ 請負は直接雇用でない外部からの労働者である ため、単位組合に組織することが困難とみられ る。事実、そのために多くの派遣労働者は組合 とは無縁で働かざるを得ない。

今年発足した首都圏介護ユニオンは雇用主も職場も違う介護へルパーを地域毎に組織する形態として、前進が期待されるし、地域ローカルユニオンや一般労組も同様の理由で派遣・委託・請負労働者の受け皿として期待できる。

ここが今後の私たちの重要な課題となっている。 次に青年労働者の組織化の問題である。

パート・アルバイトで働く男性の年齢構成で 特徴的なのは20才から24才のゾーンに10~26% で集中しているということである。24才を過ぎ ると急激に減少し、3~4%台が59才まで続き、 60才を超えて13.6%に上昇する。これは男性の 若年層が今日の就職難でパートタイマーとして はたらかざるを得ない現実を示し、今後この層 の非正規雇用化が一層進行することが予想され る。女性は若年層の非正規化がすすんでいるこ とは男性と同様であるが、女性の多くはパート タイマーではなく派遣労働に吸収されている。 29歳までの青年で完全失業者は121万人 (2000 年)にまで増大している。小泉構造改革で正規 雇用が増える見込みはなく、青年の雇用の未来 は厳しい。5年、10年後に30代、40代の男性パー トタイマー、アルバイターが職場の主力を占め ることになるかもしれない。

2000年秋に結成された首都圏青年ユニオンは 就職難を運動ではねかえし、パート・アルバイ ターの権利と雇用を守るための先進的役割を果 たしている。しかし、青年ユニオンはまだ首都 圏に限られている。この組織を全国的に広げる

ことが求められている。

もうひとつ私たちは重大な関心を寄せなければならないのが在宅労働者である。

自宅や小規模な事業所で仕事をするSOHOが増大している。SOHOとはモバイルワーカー、サテライトワーカー、ホームワーカー、マイクロビジネス、テレワーカー全体をさす言葉で、日本国内には大企業・組織のテレワーカーだけで約246万人がいると言われ、2005年には445万人ににまで増大すると予測されている。(日本テレワーク協会)

SOHOを組織規模だけでみると、10人以下の SOHO事業所は約540万カ所、関係ワーカーは 約1568万人にのぼる。

大企業の分社化、アウトソーシングの進行に ともなって、その人口は増大している。特に在 宅ワーカーの75.6%が女性で、幼児から学齢期 の子供をかかえた女性が52.2%を占めている。

新しい働き方として、在宅ワークをもてはやす動きがあるが、その内実は決してばら色ではない。在宅ワーカーの7割以上が女性であり、低年齢や学齢期の子供を抱えた女性たちは、家族の寝静まった深夜に仕事をするため、体力的にも厳しい。また、多くが下請け単価や納期など、発注先の一方的押しつけや仕事がなくなるのではないかの不安をかかえながらはたらいている。

これらの労働者もまた非正規労働者であり、 その存在を私たちと無縁のものとすることはで きない。

このように私たちの前には膨大な非正規雇用

労働者、未組織労働者が存在している。全労連パート・臨時労組連絡会の取り組みはまだほんのとば口に立ったばかりにしかすぎない。これらの労働者に影響を及ぼすことができる運動をどうつくるかが、私たちの遠大な目標である。

昨年11月のパート・臨時労組連絡会の結成以後、各地方での連絡会づくりが進められている。

本年10月には北海道、千葉、長野、岡山で正式に連絡会が発足した。その他の県も準備会をつくり正式発足をめざしている。北海道では二つの地域労連で連絡会準備会を発足させ、今後、地域単位の受け皿作りをめざす。大阪では7つの地区レベルでのパート・非常勤部会の設置に向けて努力が続けられている。

私たちは2002年春闘にむけてあたらしい挑戦を開始した。1万人のパート・臨時労働者との対話である。「パート・臨時等ではたらくなかまの実態アンケート」は自らの手で、パート・臨時労働者のリアルな実態をつかむ取り組みである。

これはパート労働者自身の取り組みであるが、 全労連各加盟単産の取り組みのなかに位置付け られなければその目的を達することはできない。 それができることによって全労連は真にすべて のパート・臨時ではたらく労働者の要求実現の 担い手となりうる。

パート・臨時労組連絡会は今や"交流する組織"から"たたかう組織"に成長しようとしている。

(いづつ ももこ・全労連組織局次長)



職安の民営化は国民の勤労権を保障すべき国の責任を放棄するもの

新宮 峰男

10月の完全失業者が352万人、失業率が5.44 %になり、この他にも内閣府の試算によれば、 400万を超える潜在失業者が存在するという未曾 有の雇用失業情勢が国民生活に深刻な影を落と している。全国各地の公共職業安定所は、連日 就職先を求めて来所する求職者であふれかえり、 求職者の生活をかけた真剣なまなざしが対応す る職員の心に突き刺さる。求職者の公共職業安 定所に対する期待や要求は高まるばかりだ。

こうした折りもおり、11月13日の衆議院予算委員会の審議の場で、突然小泉首相の口から「ハローワーク(公共職業安定所)の民営化を含めた検討」を行うとの発言が飛び出し、世間を驚かせた。

国の責任で設置され、無料で高い公共性の原 則のもとに職業相談・紹介を行っている全国の 公共職業安定所を民営化することは、国民の勤 労権を保障すべき国の責任を放棄し、国民の切 実な期待に反するものと言わなければならない。

小泉首相が唱える「構造改革」の一環として、「行政改革」が本格的な実施段階に入ったが、今回の「行政改革」は、行政の徹底した減量化、及び独立行政法人化又は民営化をめざすとともに、首相を頂点とする内閣官房・内閣府への権限集中を強め、政治主導の名のもとにトップダウンによる政策決定システムが動き出したことに大きな特徴がある。それだけに、今回の「民営化発言」は、決して軽視することができない。

首相発言の背景には、政府・与党に対する企

業・団体等からの要求の強まりや、経済財政諮問会議、総合規制改革会議などの政府関係会議等において、「ハローワークの民営化(もしくは独法化)」を強力に主張するメンバーの存在があることは明らかだ。

1999年の職業安定法の「改正」によって、民間の職業紹介機関が取り扱う対象職業が(港湾運送業務、建設業務等の職業を除いて)原則自由化され、事業参入の規制も緩和されたことから、紹介事業所数はそれ以前の約2倍に近づく(H13度推計値)勢いで伸びている。しかし、求人企業が支払う報酬は、技術者等の場合で年収の約30%が相場だとされてきたが、過当競争の中でダンピングを余儀なくさせられるなど、多くの紹介事業者が経営の安定化問題で悩んでいるとの指摘もある。

こうした中で、「民間にできることは民間にやらせるべきだ」として、公的職業紹介の民営化を視野においた、取扱職業や事業参入のさらなる自由化、求職者からの手数料・コンサルタント料徴収の規制緩和、官民の情報の共有化などを求める企業・団体等の要求が一段と高まっている。

もともと、「有料職業紹介事業には、強制労働、中間搾取、人身売買等の弊害がつねに惹起しがちであった」ことから、「職業紹介事業は、(中略)労働者を保護する上から、また国民の労働力の需給供給の適正な調整を図るためにも公の専門機関が行うべきものである。わが国にお

国際 · 国内動向

いてもすでに述べたとおり、国自らが公共職業 安定所を設置して無料の職業紹介事業を行って いる。この公共職業安定所の職業あっ旋によっ て、あらゆる職業分野にわたり、適切な労務の 需要供給の調整ができるならば有料の職業紹介 事業は、これを全面的に廃止することが望まし いことは言うまでもない」(職業安定法コンメン タール1970年版356~7頁)とされ、有料職業紹 介事業は職業安定法によって厳しく規制されて きた。

ILO においても、「失業に関する条約」(第2号、1919年)で、職業紹介制度の公営、無料の原則を明確にし、1933年の「有料職業紹介に関する条約」(第34号)、1949年の「有料職業紹介に関する条約」(改正、第96号)では、有料職業紹介に関する条約」(改正、第96号)では、有料職業紹介所の廃止又は権限のある機関の許可と監督のもとに業務を行うべきことを規定してきた経過がある。

前述の職業安定法「改正」の契機となった1997年の「民間職業仲介事業所に関する条約」(181号)では、「民間職業仲介事業所」(民間職業紹介事業、労働者派遣事業、情報提供等のサービス事業)の運営を認めと同時に、「そのサービスを利用する労働者を保護する」ことが規定された。この条約の主側面は、その目的で明らかなように、民間職業紹介事業や派遣事業が拡大している下で、それによる弊害から「労働者を保護」することであり、この条約を根拠に「民間職業仲介事業」が自由化されるべきとする議論は誤りである。

ILOのフィラデルフィア宣言 (1944年) が「労働力は商品でない」としたように、労働力はその保持者である労働者を離れて存在し得ないものであり、労働者がもつ人権と不可分のものである。労働市場においては、使用者に対して労働者は経済的に不利な立場に立たざるを得ない。公共職業安定機関は、労働者が企業に対して、対等な立場で雇用させるように援助し、また、失業期間の生活保障を行うことによって、意に

反した仕事や労働条件での労働力の「売り急ぎ」 を拒否する自由も保障するのである。

憲法が「侵すことのできない永久の権利」として基本的人権をかかげ、第25条で生存権を規定し、国民に生存の維持のため必要な条件として、第27条で勤労権を保障し、また、第22条で自由権として職業選択の自由を規定したが、これらを具体的に保障するために職業安定法が制定された。公共職業安定機関は、職業の斡旋、仲介に伴う中間搾取をはじめとする種々の弊害から労働者を保護するという消極的な目的にとどまらず、国民の勤労権、職業選択の自由を積極的に保障し実現するために存在するのである。

公共職業安定所の行う職業紹介は、無料で、法令違反等は別にしてすべての求人・求職を対象に、①自由(職業選択、雇い入れの自由)、②適格紹介(求職者の能力に適合する職業、求人者に雇用条件に適合する求職者)、③公益(求職者又は求人者の一方の利益に偏しない)、④均等待遇(差別的取扱の禁止)、⑤中立(労使に対して中立)、⑥労働条件明示(求職者に従事すべき業務の内容、労働条件)の六つの原則にもとづいて行われており、雇用保険、各種雇用対策と一体的に運営されている。

このような公共職業安定所は、労働者のみならず、有為な人材を求める使用者(企業)にとっても欠くことのできない存在といえる。全国の公共職業安定所に提出される求人の85%は99人以下の小・零細企業のものである。求人のためのコストがかからず、公的機関の仲介に対する安心感、安定所窓口における相談という「事前面接」を経た求職者と面接できる効率性は、特に中小・零細企業にとっては大きなメリットである。

有能な人材を確保することは、企業にとって 死活問題ともいえるが、公共職業安定機関によっ て、資本力の大小に関わらず、労働者募集の公 平と機会均等が保障されることは、企業間の公 正な市場競争にも資するものといえる。 これに対して、公共職業安定機関以外の者が 行う職業紹介事業は、公共職業安定所が行う運 営基準のうち、①求職の申し込み、②求人の申 し込み、③労働条件の明示、④適格紹介、⑤労 働争議に対する不介入を準用するとしているが、 多くの事業所では取り扱う求人・求職の対象範 囲を限定しており、求人条件と実際の労働条件 が異なるなどのトラブルや、6ヶ月ごとに契約を 反復更新し、雇用主が業者に支払うべき手数料 が労働者の賃金から天引きされ続けるという派 遣まがいのケースも後をたたない。

民営化論者は、「行政による監視及び事後措置 により、悪質な業者は市場から淘汰される」「民 間に任せるべきは任せ、限られた行政資源を就 職困難者等の職業紹介と能力開発にフォーカス していくべき」と主張する。しかし、民間業者 による問題事例は表面に現れにくく、「泣き寝入 り」に終わってしまうケースが多いのが現実で あり、長時間労働や未払い残業などの明らかな 違法行為がまかり通るなど、労働者保護に対す る企業のモラルが低下しつつある現状のもとで は、中間搾取や種々の差別などの人権侵害がな くなるとは到底思えない。また、労働者間の競 争を激化させ、結果として労働条件の引き下げ をもたらす危険性さえ懸念される。労働者保護 の労働基準行政と固く結びついた公共職業紹介 機関が国の機関として存在し、かつ的確な規制 と監視を行ってこそ「民間職業仲介事業」が健 全に機能するのである。

諸外国においても、公的職業紹介機関は国の 事業として全国的に展開している。

主要国においては、オーストラリア (民間委託) を除いて公的職業紹介機関を民営化している例はみられないし、そうした動きもみられな

い。また、われわれが4年前に行った調査でも明らかになったが、諸外国の公共職業安定機関の体制は、日本の現状をはるかに越える量と質を有している。行革の先進国といわれるイギリスでさえ、日本の2.5倍の職員を配置している。このように、公的職業紹介機関は、求人者、求職者に対して無料のサービスを公平に利用できるよう提供することにより、すべての国民に対して勤労権と職業選択の自由を実質的に保障するための制度的基盤となっているのである。

以上みてきたように、公共職業安定機関の果たす役割は、増すことはあっても後退することは許されない。しかし、今日の公共職業安定所の現状は、相次ぐ定員削減により増大する求職者にきめ細かな職業相談・紹介が十分に行えない体制を余儀なくさせられ、職員の専門性の蓄積も困難な状況に陥っている。ゆったりした職業相談スペースや環境の確保などは、早期に実現したい課題であり、職業相談・紹介業務に携わる職員のカウンセリング技法や企業情報の蓄積・活用など専門性の向上が喫緊の課題であり、それこそが労働者・国民の期待に応える道である。

最後に、今日の雇用失業情勢のもとでの雇用 政策のあるべき方向について、過日提言(全労 働省労働組合「今、求められる雇用対策の提言」 2001年11月1日)を発表させていただいた。深 刻な失業をもたらした原因、政府のミスマッチ 論の誤り、効果的な雇用政策のあるべき方向な ど、職安の第一線職場で日々の業務を通じての 視点から提言を行っている。是非ご一読いただ き議論の材料にしていただければと思う。

(しんぐう みねお・全労働省労働組合中央執行 委員長) 国際 · 国内動向

報復戦争と日本~すすむ日本の参戦体制

一自衛隊派兵法強行と PKO 法改悪―

佐藤 光雄

同時多発テロと米軍による報復戦争は、今日の世界平和・日本の進路、21世紀の平和と民主主義、生活擁護運動をめぐって、大きな問題をなげかけている。

アメリカの「ショー・ザ・フラッグ」の呼びかけに応え小泉内閣と与党三党は、日本の自衛隊が、戦後はじめて戦闘行為のおこなわれている地域に海外派兵を行う「参戦法」、「自衛隊法一部改正」を強行した。この機を絶好のチャンスとばかりに、PKO法の改悪までも、臨時国会終日の12月7日に強行採決した。

憲法じゅうりんの自衛隊海外派兵の際限ない 拡大に道を開く、悪法の数々について、国民は その中身をほとんど知らされていない。

自衛隊法の一部改正では、1985年に廃案になった「国家秘密法」の一部をちりばめ「防衛秘密」漏えいの罰則強化や、報道関係者にも「一教唆し、又は煽動した者一」などと懲役刑まで導入した。

来春の通常国会には、超党派の国会議員でつくる憲法調査推進議員連盟(会長・中山太郎元外相)が、憲法改正国民投票法案を議員立法で提出する方針を決めた。さらに政府は、政府統一見解として歴代自民党政府が、まがりなりにも堅持してきた「集団的自衛権行使は憲法第9条があり禁じられている」を破棄する方策をさぐり、2002年の通常国会に「有事立法」を上程する姿勢を示している。いま、このような異常な事態の進行について、一刻も早く、事実を直視し、広汎な国民に知らせ、対話と討論を深め、中止を求める共同行動をくり広げることが緊急に求められている。

日本国憲法じゅうりんの連続

政府は10月5日、三法「テロ対策法案」(略称)

「自衛隊法一部改正法案」、「海上保安庁法の一部改正法」を上程した。参院予算委員会審議は与党三党が、質問を次々と省略し、全閣僚出席審議の衆院審議を急ぎ、生活関連審議を放棄した。10月10日、衆院本会議で、趣旨説明、質問、ただちにわずか45人で特別委員会設置、11・12日両日、特別委で審議、13日は土曜日であったが、参考人質問とはいえ、戦後はじめての審議が行なわれた。14・15日は小泉首相が中国でのAPECに出席し審議がなく、16日、衆院特別委採決、午後、本会議で採決を行なった。わずか5日間、32時間の審議だ。ちなみに99年の「戦争法」は12日間、94時間、91年の「PKO法」は17日間、74時間であった。参院は、批判をかわすため「公聴会」を開催したが、わずか4日間の審議だった。

いかに異常きわまる国会審議であったかうか がえるが、歴史に残る暴走行為の連続だった。

「参戦法」「自衛隊法一部改正」は、憲法にかかわる重大問題であり、現実に起きているアメリカの一方的な戦闘行為への自衛隊の参戦の道を開いた。日本の自衛隊は、憲法第9条により、戦後56年間、一度も海外で人を殺さず、死ぬことはなかった。

今回の「派兵法」は日本国憲法の、平和的、 民主的諸条項5つの柱をことごとく、じゅうりん する。

① 国家主権と国民主権-日本は米軍基地130 か所以上、全土米軍基地国家であり、ベトナム 戦争・湾岸戦争の後方地域支援として出撃基地 となり、130億ドルを支出した。米軍を支え続け る戦略的貢献は、日本の国家主権を投げ捨てて、 世界最大といえる。

「米同時テロで各国首脳が次々と米国支援を表明するのを見て、外務省は焦った。人的貢献が

ないため『日本は現金自動支払機』と言われた 湾岸戦争の記憶がよみがえったのだ。~戦争終 結時に掲載した感謝広告には多国籍軍28か国の 名前はあったが、日本の文字は見えなかった。 ~軍事アナリストの小川和久氏が93年に『日本 の価値』という本を書き、日本の貢献に触れた。 それによると、湾岸戦争で日本と中東を往復し た米オイルタンカー、弾薬補給船は延113隻。米 海軍と海兵隊の弾薬と燃料のすべて、空軍の弾 薬の80%を日本列島で支えたとしている。~こ れらを背景に戦略的根拠地(補給・兵たんプラ ス情報)として在日米軍基地が、喜望峰からハ ワイ西の西経160度線まで、『地球の半分』で行 動する米軍を支え続けてきたという分析だ。~ 思いやり予算を含む01年度の米軍基地対策経費 は5326億円。沖縄関係経費5667億円の中にも駐 留軍関係費が含まれ、自衛隊との共用も含め100 か所を超える米軍基地の提供(無料)のことも ある。~小泉首相は『基地の提供をしているか ら十分だとは思っていない』とかわした~」(10 月24日、毎日「社説」「視点」)。一寸ながい引用 であるが、日本の対米協力の実態をよく表現し ている。

今日、日本の軍事費は年間5兆円を超え、予算比6パーセント台、国税約50兆円の10パーセントにあたる。これに対し、国民の社会保障費は81年度29パーセントが、こんにちでは18パーセント台に落ちこんでいる。

- ② 恒久平和(憲法前文・第9条) 「前文と 第9条との間に『すき間』がある」(小泉首相発 言)。はじめて、海外に自衛隊が米軍と一体行 動。「戦争しない国から戦争する国へ」)
- ③ 基本的人権-憲法第11条~40条に定める 基本的人権の各項目に違反。国民と自衛隊員と 家族の人権侵害。専守防衛から集団的自衛権行 使に踏み出す。
- ④ 議会制民主主義-国民に法律の中身を知らせないための超最短審議。参戦法の基本計画の決定と変更、その内容について、事前に国会にはかることなく、事後承認でよいとするのも、

議会制民主主義の破壊である。

⑤ 地方自治-9月21日以降、原潜入港すら 無通告。「周辺事態法」解説では、オペレーション(作戦)にさしさわり、治安不安を引きおこ す恐れがあるため、地方議会訣議や意見書は無 視をしている。渉外知事会(米軍基地のある14 都道県)と政府との間で矛盾激化。

テロ根絶は、"法と理性で"、これに逆行の「参 戦法」「自衛隊一部改正」

テロの根絶は、"法と理性で"、「報復戦争中止・難民支援・自衛隊の海外派兵反対」で同時 多発テロ発生以降短期間のうちにさまざまな行動がくりひろげられた。

9月28日、10月11日には日比谷野音で約4000 人の集会と国会デモ、10月23日には、明治公園 で国民大運動主催による生活要求と結合した「報 復戦争中止・自衛隊の海外派兵反対」で全国か ら結集した2万5千人の集会デモも行われた。

10月10日には、全労連、民主諸団体、平和団体、婦人・青年団体、16団体による「共同センター」をたちあげ、翌11日から、参院本会議で強行採決が行われる日まで、朝8時半から国会傍聴、昼は議員集会、午後は議員要請行動や傍聴行動が連日取りくまれ、第21次を数えた。

この間、宗教者・市民団体との共同行動が3回、国会議面や国会周辺で展開された。小泉首相やブッシュ大統領宛のハガキは37万枚をこえ、署名は約32万人分が集約された。FAX、メールによる広汎な抗議、要請行動が広がり、特に、青年と女性の行動のたちあがりが顕著だった。全国各地でも連日、集会デモなど創意工夫した行動が短期日のうちに展開された。

この間のさまざまな取り組みを通じて、同時 多発テロと報復戦争の問題では、以下の3点が重 要である。

① テロは絶対に許されない人類社会への犯罪であり、その根絶は平和な21世紀を実現していくうえでも不可欠の重要な課題であること。

国際•国内動向

- ② テロ根絶のためには国連憲章と国際法にもとづく裁きをもとめる国際社会の団結した努力が必要であること。テロを計画・組織・支援した実行者を法にもとづいて訴追し、事実と道理にもとづいた厳正な処罰を求める国際世論を喚起することこそ唯一の道である。
- ③ これに反した米軍の軍事行動は、テロ根絶に重大な障害をつくり出しており、軍事攻撃の中止は、テロの根絶のためにも、人道上からも早急の課題になっていること。にもかかわらず、米軍の報復戦争に、日本の自衛隊を参戦させることは、逆にテロ根絶の道からはなれ、これまで良好な友好関係を保持してきたイスラム諸国から、日本が敵視されるだけでなく国際世界の分裂に手を貸すことになること。

「参戦法」「自衛隊一部改正」について

第一、「テロ根絶」のためと称して、米軍が行動すれば「白紙委任」的に、日本がその戦争に参加する仕組みとなっている。地理的にも、米軍の軍事作戦も知らされない。国務長官は「イラク、スーダンへの攻撃」や、「核兵器使用も選択肢の一つ」だと発言した。テロ組織は60か国以上ともいわれており、米国と一体で、全地球的に参戦させられることになる。

第二、「武力と一体でないから、憲法違反ではない」(小泉首相、中谷防衛庁長官)という議論は、まったくなりたたない。武器、弾薬の輸送、燃料や食料の補給すべてが武力行使だというのは、世界の常識である。燃料なしに戦車も戦闘機も動かないし、食料がなくなれば兵隊は餓死する。"兵器"なしに戦争はできない。現に、アメリカが要請し、NATOの大使官理事会で合意した集団的自衛権行使の8項目は、直接の戦闘活動しているイギリス以外の国との場合、すべて兵站であり、日本が行う内容と何ら違いがない。

国会審議で「インド洋上発射のミサイル、トマホークは、着弾地のみが戦闘行為だ」「次の発射までの時間は戦闘行為ではないので、その間に給油、補給をする」などという珍論、詭弁が

とびだしたが、さすがにこれに論調を合わした、 津野法務局長官は翌日訂正し11月6日の朝日新 聞で弁明している。

第三、「難民支援だから」という理由での派遣も理由にならない。難民支援は、国連の援機構や赤十字などNGOの役割りである。米軍の側にたって参戦している日本が、しかも軍隊が行けば攻撃にさらされている。難民を逆に危険にさらすことになる。当初、野戦病院を設置していたパキスタン派兵を見送ったが、臨時国会終盤に上程、今期内に成立をめざしたPKO法改悪、PKF(国連平和維持軍の武器使用の緩和、確立)の凍結解除は、明らかに、タリバン崩壊後のアフガニスタン国やその周辺国への派遣と東チモールへの派遣を意図していると考えられる。

「少しは危険な所へも行ってもらう」(小泉首相)と発言している。第九条違反である。

アフガンではクラスター爆弾 (子爆弾150発以上の地雷) が使用されている。米国が持つ通常爆弾の最大級の燃料気化爆弾 BLC82 は一発でサッカー場5つ分、半径6キロという無差別殺りく兵器である。クラスター爆弾を投下し、そこへ救援物資を投下し、空から「これにふれるな」と放送することのあさはかさと、米軍の異常ぶりは狂気のさたとしか言いようがない。

今回、自衛隊法の一部改正は、テロを口実に した便乗法であり、1985年に廃案となった「国 家秘密法の一部」がちりばめられている。しか も、「テロ対策法」は時限立法であるが、この法 律はそうではない。

一つ、米軍基地などの警備やテロ対策とは関係のない「防衛秘密」漏えい罪が組みこまれた。 自民党に国防部会の積念の実現である。

自衛隊の活動範囲を「急迫不正」でなくても拡大した。①自衛隊による米軍と自衛隊のための出動(警備出動)、②平時でも、自衛隊基地を警備するとき、武器使用を可能とする。③治安出動する以前の「情報収集活動」するとき、武器使用可能、④治安出動時に、武器使用できるケースの拡大、⑤「不審船」対処での武器使用

の拡大「(海上保安庁法=(海上の警察)の改正について-「当該船舶が法令違反などの疑いがあり、かつ停戦命令を出しても抵抗、逃亡しようとする場合に最終手段として、人に危害を加えても罪に問われない『危害射撃』を認める要件を定めるもの。日本の領海内で挙動不審な行動をしたり、犯罪の疑いがある外国船に対応するのは警察力としての海上保安庁の任務であり、『不審船』などによる領海侵犯などがあった場合、軍隊である自衛隊ではなく、第一義的には、警察力で主権の侵害を守るとの立場」

二つ「情報収集」時一「不法行為が行なわれることが予測される場合」「多衆集合して行う暴行、若しくは脅迫」する場合、治安出動で武器使用を認める。(「政治上その他の主張、主義に基づき、国家もしくは、他人にこれを強要し、又は社会に不安、若しくは、恐怖を与える目的で、多数の人を殺傷し一行為が行なわれる恐れがあり、かつ、その被害を防止するための、特別の必要と認める場合」)=「現代版、"治安維持法"」

三つ、「防衛秘密」漏えいの罰則化。3年~5年の懲役刑。防衛庁と契約会社の「防犯秘密」漏洩の民間会社の勤務者も量刑を5年以下に。会社

を退職した場合も適用。

報道関係者にも「-教唆し又は扇動した者」3 年以下の懲役刑。以上は、昨年10月に発表され た「アーミテージ・リポート」に見られる、ア メリカ側の要求にそったものである。

国民が知る権利、国民に知らせる権利を奪うものである。米軍基地や自衛隊基地の前で海外派兵反対のデモを行った場合、出動した自衛隊は、国民にたいして銃口を向けることになる。平穏なデモ行進、国民の意思表示の当然の権利を敵視し、自衛隊が一方的に「危険だ」と判断すれば、機関銃をあびせることもありうるわけだ。最近、アメリカ軍の艦船が日本の港に寄港反対にある。今度のテロ問題と併用して国民の運動にたいして不法な調査、弾圧が行なわれる可能性もある。

このような悪法の中身を一刻も早く国民に知らせ、発動を許さない世論と運動を強めたいものだ。 (12月8日記) (さとう みつお・安保破棄中央実行委員会事務局長)

狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう

石黒 昌孝

2001年11月21日、千葉に続き、北海道で2番目の狂牛病が発生しました。畜産農家だけでなく、 国民全体に衝撃と大損害を与えており、その食と安全への影響は計りしれません。

1. 狂牛病は、BSE(牛海綿状脳症)というように、神経細胞にあるプリオンたん白が異常プリオン(立体構造が変化)になり増加、脳に集積し、その結果脳が海綿状になり、死んでしまう病気です。

この病気は2年~8年の潜伏期間があり、摂

氏130度の熱でも放射線でも死なない性質をもっています。ウイルスでないので接触感染はなく、経口感染だけです。異常プリオン汚染の肉骨粉などを飼料として与えないかぎり感染しません。 牛、羊、山羊、水牛、鹿など反すう動物とミンク、猫が感染することが知られています。

人への感染では、英国で87人の若い人たちが 罹患した脳がスポンジ状となる新型クロイツ フェルト・ヤコブ病があります。これは狂牛病 汚染の牛肉、牛由来産品を食べたのが原因だと する英国政府の報告もあります。

国際。国内動向

厚生労働省は科学的証拠がないといいますが、 人にも感染するものと考えて万全の防止対策を とることが必要です。

2. 狂牛病は、1986年に英国で最初に発生を確認しました。最初にどうして発生したのかについては、異常プリオンが増殖した羊(スクレービー病)の肉骨粉を牛に投与したのが原因という説と突然変異説があります。

続いて、狂牛病の牛の肉骨粉を飼料に使ったために大量発生しました。英国では、狂牛病の原因である肉骨粉の牛の飼料への使用を88年に禁止し、豚、鶏への使用も、牛への投与を防ぐため93年には禁止しました。

しかし、英国は、自国で禁止しながら肉骨粉を外国に輸出したため、EU諸国に狂牛病が蔓延したのです。肉骨粉をなぜ、牛に与えるかというと、価格が低廉なたん白質飼料として、離乳期や搾乳量を増やすなど効率をあげるためです。和牛では肉の匂いが悪くなる食いが悪いなどの理由で普通使われません。

肉骨粉は骨、内臓、くず肉など廃棄物を蒸して油脂を取り除き製造されます。価格が安いため使われているのです。

本来牧草だけでよいのに、人間の利益のため に共食いをさせられ、身体を壊し死に至る牛に とっては迷惑千番なことなのです。

3. 何故、日本で発生したのかといえば、英国で1986年発生以来、大問題だったのに、日本政府がきちんと防疫対策をしなかったからです。96年にはWHOが狂牛病の防疫対策の勧告をしているのに、日本は守らなかったのです。感染の原因である肉骨粉の輸入を厳重に禁止すべきでした。しかし、英国からは96年まで、EU諸国からは2000年まで禁止しませんでした。また、肉骨粉の牛への投与の禁止も、農水省は飼料会社に行政指導しただけで、農民には全く周知しませんでした。キチンと法的に禁止したのは、事件発生後の9月18日というひどい状況です。

科学技術雑誌の「ネイチャー」は今回の狂牛 病への日本政府の対応について、薬害エイズな どの例をひき、如何に日本政府が、判っていな がら防止対策をとらなかったかを鋭く批判して います。

検査体制もお粗末で、感染牛について農水省は最初は陰性(非感染)とし、その後、千葉県衛生研が発見し、やっと農水も感染を確認したのです。当然、感染牛はすべて焼却処分すべきなのに、焼却せずに肉骨粉にしてしまったのです。これをもし、牛の飼料に使用していたら、感染が広がり大変なことでした。

政府の対応は常に後手後手。しかも、焼却処 分したと虚偽の発表するなど不信を買い、風評 被害を拡大しました。

今年、6月にはEUが日本の狂牛病汚染レベル3と指摘したことに、もみ消しをはかり熊谷農水次官は絶対ないと豪語しました。 私たちは、90年から狂牛病の抜本的対策を要求してきました。農水省は対岸の火事とし、日本は大丈夫と対策を怠ってきたことに今回の事態を招いた最大の原因があります。

狂牛病を防げなかった責任は一切政府にあります。今回の狂牛病の発生で、国民は大損害を受け、重大な事態となりました。政府の責任で 万全な対策を要求するものです。

狂牛病を根絶するには、第一に、感染経路を明らかにし、原因を徹底究明することが大切です。今回の感染牛は96年3月および4月に生まれており、肉骨粉が政府の怠慢で輸入され出回っていた時期です。政府の調査で肉骨粉を与えた牛は、5,000頭余いますが、当然感染の有無を調査すべきでしょう。原因の徹底究明が求められます。

第二には、感染の防止に全力をあげる必要が あります。感染を防ぐには、肉骨粉などの動物 性飼料を牛に投与しないことです。そのために は、肉骨粉の輸入を全面禁止するとともに国内

でも肉骨粉をすべて焼却処分にし、国内で流通 しないようにすることです。そして、飼料への 肉骨粉の使用を全面的に中止することが必要で す。豚、鶏用は認めるというような中途半端な やり方は駄目です。勿論そのためには、肉骨粉 等の製造業者への全額補償など必要な費用を国 が負担し、完全に処理できるようにすることで す。現在は、肉骨粉の焼却施設が不足し、問題 となっています。

第三には、食肉の安全を確保することです。 それには、厳重な検査で感染牛を発見すること が必要です。方法としては、と畜場で牛をすべ て全頭について完全に検査します。感染牛が発 見されればすべて焼却処分にします。検査で非 感染牛であっても、万が一を考え、解体処理の 時に脊髄が飛び散らないようにし、脳、眼、脊 髄、回腸など特定部位を除去して、肉への汚染 がないように処理して、食肉の安全を守ること が必要です。

当然、検査や処理の人員や設備を増やし、安全体制を万全にすることが必要です。脳、眼、脊髄など危険のある特定部位は肉エキス、医薬品などに使用せず、安全のためにすべて焼却処分することが必要です。

また、全頭検査前の肉については、現在隔離 していますが、絶対市場には出さないようにす べきです。

第四には、狂牛病の発生責任が国にあることは明らかですから、感染牛やその同居牛は隔離され検査でと殺されるので、国の命令で処分する以上被害農家に全額補償すべきです。

また、狂牛病発生で、風評被害もあって、牛肉の価格が暴落し、畜産農家は大損害を受けています。一頭80万円もする肉牛が40万円に暴落。40万円もする子牛も半値。5~6万円のぬれ子牛(生まれたての子牛)は数千円というひどさです。その上、牛を出荷できないため、エサ代は嵩むし、収入が途絶えるなど、農家は大変な

目に合っています。

私たちは、3年間の平均価格と現在の価格の 差額分を全額補償するよう要求しています。

関連の卸、商店、焼肉店なども牛肉が売れず 倒産する店も出ており大損害です。政府がキチント防疫対策をとっていれば狂牛病は出なかっ た訳で責任は重大です。EU諸国では肉を買い上 げたり、農家の補償に力を入れています。政府 は、風評被害を含め、農家、商店、食堂、関連 業者に全額補償する義務があります。みんなが、 安心して立ち直れるようにさせたいと思います。

第五に、基本的には、食糧も飼料も輸入に依存する今の体制を改善し、自給率をあげていくことが重要だと思います。牛肉は67%も安い価格で輸入されています。輸入を規制し、国内の畜産農家が安心して営農できるように価格を保障して、安全な畜産物が供給できるようにすべきです。飼料にしても、国産を増やし、安全な牧草や飼料で養える方向が望まれます。

第六に今回の狂牛病発生に付け込んで新聞全面広告で、アメリカ農務省は「アメリカの肉は安全だ」と売り込み、マクドナルドは「国内産を使ってません」吉野屋は「輸入肉だから安全」と宣伝し、風評被害を巻き散らしていますが、断じて許せません。

アメリカもEUの狂牛病のリスクではランク2であり、全頭検査で確認していないので決して安全とはいえません。また、農務省はアメリカの食用牛の半数はO-157に汚染としており、ホルモンや抗生物質や合成抗菌剤が残留しており危険です。政府は責任をもって、情報をすべて明らかにし、狂牛病を根絶し、国民の安全と営農と営業を保障するようにすべきだと思います。

いづれにしても狂牛病対策では、小泉内閣の 責任は重大です。6月には危険だというEUの勧 告を無視し、安全だとうそぶき、対策を怠って きた罪は重いです。中途半端に終わらせてはな りません。潜伏期間の7~8年間は厳重な対策 が必要です。政府が猛省し、責任を果たし、狂

国際•国内動向

牛病を根絶し、全額補償を行い、国民の安全が 確保され、国民が安心して営農と営業ができる よう要求し、監視していきたいと思います。 (いしぐろ まさたか・農民連食品分析センター 所長

欧州委員会によるグリーン・ペーパー「企業の社会的責任について」

坂本 満枝

欧州委員会は去る7月8日、「企業の社会的責任のための欧州の枠組み推進にかんするグリーン・ペーパーを発表した。これは企業が、経済的目標に加えて、幅広く社会的環境的にも関心を払うことを目的としたものである。

これと同時に、長年の討議を経て、労働者への 情報提供・協議の一般的枠組みを打ち立てるEU 指令案がいよいと今年末ないし2002年明けに採 択される模様である。多くが労使協議会の形で 従業員代表制度を持つEU諸国で、この新しい指 令がアイルランドや英国をはじめとして、情報 提供・協議の機構に大きな影響を及ぼしそうで ある。

労働者のたたかいが反映

グリーン・ペーパーが考察している領域の一つは、リストラのさいに企業が果たす社会的責任についてである。欧州委員会がこの問題の検討に拍車をかけられたのは、2000年以降、欧州諸国で相次いで大量解雇の発表があったためで、委員会はこのグリーン・ペーパーを推進台にして、企業の社会的責任にかんして欧州全域で討論をすすめようとした。

実際、2001年3月までに50万以上の新たな雇用が生まれていたなかで、フランス大手企業による何件もの解雇発表は、欧州の人々の大きな関心事となった。次のような大量解雇と関係労働者による行動がみられた。

さかのぼって1997年2月には、周知のように フランスの自動車製造業ルノーが、ベルギーの ビルボールデ工場の閉鎖を発表した。事前に労働者への情報提供・協議が行われなかったことで、欧州全域の労働組合は激怒し、抗議行動を巻き起こすことになった。これで労働者への情報提供・協議に関する法律のいっそうの強化が必要だとの討論に火がついた。

2001年3月29日には、英国小売業グループ「マーク・アンド・スペンサー」(MS)が、欧州全土にあるその店舗を閉鎖すると発表した。フランスには、18店舗に17,000人が働いていたが、労働組合は同社に対し、法にもとづく労働者への情報提供と協議のための資料をまとめていなかったと抗議した。労働組合はパリ大審裁判所に緊急提訴し、この件はフランスの法律に違反するので、閉鎖は中止すべきであると主張した。4月に判決があり、裁判所は同社に25,000フランの罰金を課し、大量解雇に関するフランスの法律に従って協議をやり直すよう命令した。

MSは閉鎖当時から買い手を探していたが、フランスの大手デパートであるギャラリ・ラファイエットなどが同社を買い取り、希望者全員をグループや提携企業で再雇用することで合意した。

この件にかんしては、4店舗(315人)が営業するベルギーでは、3労組が企業の情報が臨時経営協議会の3月29日に提供されたのはベルギー法違反であると共同声明を発表し、次回の4月11日に協議すべきだと主張した。10店舗があるスペインでは、交渉が続き、閉鎖の場合の補償金を要求した。

さらに3月29日の同日、フランス食品グルー

プのダノンが、ビスケット部門の全欧州10工場のリストラを発表した。これにより、向こう3年間に3,000 (フランスでは1,700) の雇用が失われることになった。

これらの解雇は、フランスの労働法にも影響を およぼした。フランス政府は、すでに存在する 労働者解雇規制法をさらに厳重

にすることを考慮し、経済的理由にもとづく解 雇の最低限補償額を2倍にした。

社会的責任の根幹

グリーン・ペーパーでは、企業の社会的責任 について、労働と生活のバランス、健康と安全、 利益配分の措置、生涯学習についても強調して いる。

欧州経営協議会による欧州レベルでの、また解雇、企業の移転、リストラに際しての国内レベルでの労働者への情報提供・協議は、これまでの活動でも重ねて取り上げられてきたが、企業のいっそう広範な社会的責任にかんして全般的に宣言したのは、これがはじめてである。各国関係者からの意見は12月末で締め切られ、来年には白書として発表される。

「グリーン・ペーパー」はこのような経緯で発表された。欧州レベルでのパートナーとしての欧州労働組合連合(ETUC)は、去る10月10~11日に開いた執行委員会で、この「グリーン・ペーパー」について、労働組合の立場から大筋次のように見解を表明している。

執行委員会文書が一番強調している点は、欧州 全域の討論の結果を白書にとどめることでなく、 「協約や法律に定め、その時々の状況に対応して 恒久的に発展させなければならない。しかもこ れはダイナミックな過程であるので、社会情勢、 製品とサービスの質、環境の保全と改善、社会 的市民的民主主義の前進においてそれらの協約 や法律が重要な役割を果たせるようにしなけれ ばならない。」 企業の社会的責任の根幹は次の点であるとしている。

- 1) 企業の質の発展、企業による投資の不可欠 の一環として、職業訓練をとうして労働者 の技能と資格をたえず発展させること。
- 2) 労働者およびその労働組合代表への情報提供・協議・参加および団体交渉を可能にすること。
- 3) 産業の変化やリストラを前もって予測する こと。
- 4) ニース憲章、ILOの基本条約およびOECD 勧告など、基本的社会権を尊重し推進すること。

これに加えて次のことを主張している。倫理 的投資政策の実施、特に下請け企業に対して、 基本的な社会的基準を尊重し、労働組合権との 団体交渉を義務づけることが必要である。企業 の内的外的な社会的責任は、多国籍企業にたいし て、同時にこれらの企業や他の企業の下請けに 対しても存在するとし、グローバル化の中で企 業責任のルールを守る必要性が高くなっている ため、途上国の企業の権利を拡大するとともに、 労働組合が抑圧され、民主主義が不徹底な地域、 保護が弱いか存在しない地域へ、危険・汚染物 質や悪弊を輸出しないことの重要性を強調して いる。

要するに、グリーン・ペーパーがはっきりさせるべき真の問題は、社会における企業の地位、ならびに市場経済と企業の社会的責任を発展させるうえでのもっとも民主的で集団的な最善の方法は何かということであると述べている。

企業や政府の立場を含むグリーン・ペーパーにせよ、労働組合としての欧州労連の見解にせよ、この問題をめぐる長い年月にわたっての討論と、労働者のたたかいが背後にあることに注意を向けたい。 (11月30日記)

(さかもと みつえ・会員)



本書の構成・概要

本書は、人間社会の生活保障の仕組みが、国家による社会保障の体系=福祉国家に成る所以を説く。 議論は、「社会形成体」と命名されたその全体が国家 に総括されるところの資本主義社会総体の構造の中 で行なわれる。

全7章のタイトルは以下の通り。1 社会形成体と 生活保障、2、3 社会形成体の変容と生活保障(「福祉国家」的社会形成体と社会保障、市場原則化と社 会保障) 4 戦後日本の社会形成体と生活保障、5 「福祉国家」日本の生活保障、6 日本の社会形成体 一生活保障の市場原則優先化指向、7 日本の社会 形成体と社会保障の論点。

1~3章は資本主義一般の、4章以降は日本資本主義についての議論であり、時代区分でいえば、1章は資本主義一般を、2章と4,5章が戦後高度成長期を、3章と6章が高度成長挫折後の今日段階、7章が日本についての今後の展望を扱っている。

著者は国民生活研究所および国民生活センターにおいて、多くの実態調査あるいは統計分析を手がけた人であるが、本書の議論の形式はほとんど実証分析ではない。かっての生活問題調査による表象を脳裡におそらくは持ちながら、しかし「各般専門家の所説に多く依拠する」(309頁 あとがき)形での議論展開である。例えば国家論についてはネオ・マルキストの、高度成長とその挫折についてはレギュラシオニストの内外の学説が引かれていて、勉強不足の評者には「そういう風にも言えるのか」と学ぶ所大であった。ただ、諸学説の扱いが「全面支持しうるわけではない」(49頁)「今はその当否の程は問わない」(93頁)と言った具合に相対化されて措かれる場

山崎 清著

『社会形成体と 生活保障』

下山 房雄

合が多く、読んでもどかしい。結局、諸理論は著者 の次のような大命題を飾るものとして紹介されてい るように私は受け取った。

著者によれば「近代の資本主義国家は、資本主義社会が凝集して取る公共的姿」(22頁)であり、それは幻想的共同体としては「国民」の、実際には資本の共通利益を実現するためのネーション国家と、「対外的に主権主体であり対内的には統合・統治の主体である」(23頁)主権国家(state)の二面から成る「国民国家」である。ところで資本主義社会ではそれに先行する社会と異なり、家族は核家族であって「労働、消費の過程を通じて、自身を維持・再生産する要件を欠く」。そこで「社会的協同組織による補完を必要」とすることになり「社会政策、取り分け国家的な生活保障=社会保障が制度化される」(12頁)。

かくて「成熟した社会政策」が、①主権国家が階 級間調和のために行なう支配階級側の譲歩、②-1 ネーション国家が行なう資本の労働力維持・確保 策、②-2国民国家が幻想的擬似的共同存在から実質 共同組織に移行することにより行われる施策という 「二面の機能もしくは目的」をもつものとして登場す る (40-41頁)。②-1は大河内社会政策論であり、そ れと①の組み合わせが服部、岸本両英太郎らの大河 内批判者の理論であろう。②-2は、70年代以降支配 層からの総合社会政策の展開、および対抗運動の側 が改良あるいは民主的規制を重視するにつれて登場 する新社会政策論であり、本書では相沢与一氏の論 文が挙げられている(47頁)。①と②-2は同じ論理の 表裏なのか、著者に確かめたい。また②-2はネーショ ン国家の機能・目的としないと論理整合性を欠くと 思うが、「ネーション国家もしくは国民国家」89頁、 「ネーション国家が持つ全国民的疑似共同性」108頁と

いった叙述もあるので、著者のオリジナリティーのようにみえる国家概念はそれほど考え詰められたものではないようだ。ともあれ、そのようなものとして体系化された国家の生活保障が戦後高成長期に形成された「福祉国家」なのである。だが、日本の場合は「イエ」的文化・慣行の強力な残存といった「社会形成体」の特殊性により、企業内福利施設が社会保障を代行することになり、高成長末期の社会保障拡充段階でさえも「企業主義の秩序、これにより構築された総体的経済社会」の「変容はみられない」(223-224頁)。

本書の標題・展開における論点

さて本書の論点の第一に、著者が「多少奇をてら う趣もある主題」と自称もする(あとがき)「社会形 成体」なる用語について触れよう。本書冒頭にマル クス『経済学批判序説』における史的唯物論の「社 会構成体formation」の定義的命題が「周知の叙述」 として引用されている。しかし著者はこの命題につ いて「多くの論議」「賛否両論」があると述べ、概念 論議には「深入りしない」としながら、「社会構成 体」なる古典的用語をなぜ用いないかを説明せぬま ま叙述を進めるのである。私なりに忖度すれば、次 のようである。まず「社会構成体」概念は資本主義 を封建制、奴隷制などと区分する大概念とみて、日 本とか福祉国家段階とか資本主義内部での空間的時 期的差異を理解する概念にはならないと著者が考え た? 次に上記①②-2 命題にみるように、階級闘 争の主体的展開による「社会形成体」の変容を概念 化する上で、土台→上部構造の「社会構成体」概念 は決定論的で硬直的過ぎる? しかし私は、かの定 義的命題は、資本制内部に限定された土台変化も社 会総体にそれなりの変化をもたらすという具合に拡 張できるし、上部構造→土台の逆規定関係を、エン ゲルスの個別意思の結果総体がつまり社会という「力 の平行四辺形」認識を想起しながら入れ込めば「社 会構成体」概念を人間不在の決定論とみる必要はな いと考える。

そこで私の推理はやはり決定的な差異が「社会構成体」と「社会形成体」の間にあるとの判断に行き着く。因みに、著者が社会の基礎に置く「社会的協同組織」なるものが労働過程なのか消費過程なのか曖昧であるのみならず、そこには「文化、慣習を内包する」との規定(173頁)までが与えられている。土台に文化まで含めるならば、本書4章で展開される戦後日本企業の「労使関係」の姿が非科学的な文化論的「日本的労使関係論」(これに対する私の批判は例えば『現代世界と労働運動』239,242頁参照)の描写にかなり酷似するのも当然ということなのではないか。

イエや儒教倫理で企業別組合を説明する展開 (140,150,156頁) にも私は全く反対である。「「イエ」の倫理ないし心性」を持って雇用され (139頁) 訓育される労働者との展開と「第二次大戦後の混乱と民主化の中で、産業別労働組合が爆発的に生成」する論理 (161頁) はどう整合するのか。因みに、私は敗戦後「資本の聖域」が労働者の「解放区」化する中で、労働者が職場で団結して事業所別組合を作り、さらにその運動が地域的あるいは産業的に団結を広げていったのは自然発生的つまり内部必然的であり、1950年前後の激烈な階級闘争が占領軍権力に庇護された資本の勝利に終わったことで、組合運動の企業内閉鎖がまずは構造化されたと考えている (全労連『交流と資料』98年9月号6頁参照)。

その他、春闘に全く触れない点、高度成長末期の社会保障拡充の動因を一方で「政権政党や官僚組織」とし(214頁)他方で革新自治体や総評の制度闘争といった政治運動に求める(5章2)といった矛盾など運動論に関わるいくつかの論点などが残るが、すでに紙幅もつきた。本書が多くの読者を得て、われわれの今日を規定する歴史的社会的構造の共通認識がより豊かになることを願い、筆を止めたい。

(社会評論社・2001年7月刊・3400円) (しもやま ふさお・理事・下関市立大学) 書評

日本科学者会議編 『科学者・研究者・技術者 の権利白書 ――その理念と実態――』

沢田 昭二

この数年来、任期付き採用制度の導入、国立の研究機関の独立行政法人化など、「科学技術創造立国」路線によって大学と研究機関を大企業の利潤追求に奉仕させようとする政策が加速してきた。今年になって、小泉内閣の「聖域なき構造改革」路線にそった、国立大学の独立法人化=「遠山プラン」が発表され、文部科学省の大学支配を貫徹しようとする方向が打ち出された。このプランがそのまま強行されると、日本の教育・研究ははかり知れない打撃を受けるであろう。さらに、定員割れなどを理由にした学部・学科の改組・廃止があいつぎ、大学での雇用と身分の不安定化が急速に進行している。

本書はこうした状況の中で起こっている科学者・研究者・技術者の権利侵害の深刻な実態を踏まえ、さまざまな権利問題の真の解決への道を明らかにしている。

本書を編集した日本科学者会議は、科学者の社会的責任を果たすことを目的として、平和、環境、命と暮らしの問題とともに、学問の自由を守り、科学者の権利・地位を確立する課題に取り組んでいる組織である。この科学者会議には、大学の研究者だけでなく、国公立と民間の研究所も含めて、人文・社会・自然科学のすべての分野の広範な研究者が参加している。この会議の「科学者の権利委員会」が中心になって、先に出版した資料集『科学者の権利と地位』(1995年・水曜社)を発展させ、科学研究者の権利に関する「白書」としてまとめられたのが本書である。同委員会は、この「白書」を基盤として、科学にかかわる研究労働者が権利と地位を守る取り組みに有効に活用できる「科学研究者の権利・地位宣言」を作成する計画を持っている。

本書の第一章「科学研究の本質と科学者の役割」は、まず、ルネッサンス、産業革命、科学・技術革命を通じて科学者の社会的地位が大きく変動した経過をたどっている。そして20世紀後半、核兵器をはじめ軍事科学によって大量破壊兵器を出現させた反省に基づいて、科学者が科学の本来の目的を平和と人類の幸福に向けて社会的責任を自覚するにいたる歴史を振り返りながら、科学と技術の特質を掘り下げて明らかにしている。その上にたって科学技術政策のあるべき方向が提示され、科学者の権利と役割が総合的に論じられている。この章ではさらに、学問・思想の自由を発展させた大学自治の歴史と、こうした発展の方向を逆転させようとする最近の日本の支配層の動きも紹介している。

第二章「科学者の権利・地位の現時点」では、まず国連、ユネスコ、国際労働機関(ILO)、世界科学者連盟、国際科学会議 (ICSU)、パグウォッシュ会議など、科学者の権利・地位に関する国際的な取り組みの発展経過と動向が紹介されている。

日本では、公選制によって科学者の総意を代表してきた日本学術会議が学問の自由、科学者の責任などに取り組んできたこと、その後、こうした日本学術会議の役割を弱めようとして公選制が廃止された経緯が述べられている。さらに、民主的学会、研究教育労働者の組合、日本科学者会議も含めた科学研究教育者の自治・自由・平和を守るたたかいも紹介されている。

第三章「教育・研究の諸分野の現状」では、高等教育の大衆化の中で旧「帝大」中心主義による大学の中央・地方格差、国公私立間格差が温存されてきたことが指摘されている。その上、大企業の要求に直結する工学系に較べ基礎科学の理系が、その理系に比して社会・人文系が軽視されている。最近ではこの戦後格差システムがかえって一般化・累層化されている現状が示されている。こうした格差構造の上層に位置する大学でさえ、大学教員の権利・地位は国際基準に比してきわめて低いレベルにあり、学生数に較べて少ない教員数、定員削減による事務・技術系職員の減少によって「超多忙化現象」と呼ばれる状況が深刻の度を増している。さらに大きな格差を残したままでの任期制の導入は、人事の流動化

よりも研究者の従属化・系列化をもたらしている。 私立大学、私立高専・専修学校における経営者による教員への権利侵害、教学権・教授会の自治の侵害 の実態が報告されている。さらに、国立・独立行政 法人の研究機関や公設試験研究機関、特殊法人・公 益法人、民間企業の研究機関における権利の保証の 現状がまとめられ、今後の方向が提起されている。

第四章「女性、若手、非常勤講師等の研究者」で は、まず、女性研究者の出産・育児の時期に働き続 けることの困難さが示され、家庭内において両性の 対等な関係の確立の必要性が指摘されている。若手 研究者は専門的職業人として力量を蓄積・形成して 自立しなければならない。そのための指導環境、研 究施設・設備は不足し、不安定な生活条件とポスト 獲得条件はいっそう悪化している。また、日本の高 等教育の半ばは、賃金も研究条件もきわめて劣悪な 処遇に置かれた非常勤講師によって担われている。 ほとんどが未組織労働者となっている非常勤講師の 組織化による処置の飛躍的改善が高等教育を充実・ 発展させる上で不可欠である。私学予算のわずか11.8 %にまで減少した私学助成の抜本的増加は、非常勤 講師を含む私学の教員の権利問題の本質的課題であ る。大学や研究所において、教員以外の多様化した 専門職が研究・教育において果たす役割が拡大して いる。こうした専門職労働者は多様な要求を持って おり、この多様な要求に応える労働運動の構築が求 められる。本書のこの部分は、大学や研究所だけで なく、自治体労働者や多くの民間企業の専門的業務 にたずさわる労働者にも適用できる議論であり、今 後の労働運動のあり方に重要な示唆を与えている。

第五章「研究者への権利侵害事件の事例」では、 国立大学、私立大学における権利侵害の典型的具体 例を主として、侵害を受けた当事者と支援運動の中 心になった方々がリアルに執筆している。

第六章「権利侵害との闘い」では大学教員の権利 侵害の裁判闘争による判例が紹介され、裁判闘争に よって勝ち取られた前進面と残された問題点がまと められ、さらに権利侵害への対応のマニュアルが与 えられている。その中でとりわけ職場における支援 体制の重要性が指摘されている。この章は単なる「白 書」の域を超えて、問題解決の「手引き」の役割も 果たしている。

第七章「権利・地位確立にむけての課題と展望」は本書のまとめである。①真理の探究という本質から、権力や利益誘導に追従しないこと、②社会的責任の自覚、③自治と自由を脅かしている重点は配分ではなく、研究・教育条件の基盤を整備・充実すること、④研究者自身による総合的でバランスのとれた科学技術政策の策定、⑤ユネスコ宣言・勧告、ILO条約の積極的普及・活用があげられ、最後に、⑥原子力事故や薬害の例を引いて科学者・研究者・技術者の権利・地位の確立が、単に研究者だけの利益ではなく国民の利益であることを念頭において、世論に訴える必要が指摘されている。

本書の付録には権利問題に関して①ユネスコ関係の宣言・勧告、②ILO関係条約、③日本学術会議の勧告と決意表明、④国内関連法令、⑤大学関係の判例のリスト、⑥倫理綱領・権利宣言リストが付されており、先に出版された日本科学者会議編『科学者の権利と地位』とあわせて活用できる資料集となっている。

本書は、権利・地位の問題の基本資料・マニュアルとしてすべての大学と研究機関の図書室に備えられるべきであろう。また、労働運動の展望についても示唆に富んだ内容になっているので、大学や研究所以外でも、未来の労働組合運動づくりをめざす組合活動家のテキストとして大いに役立つと思う。

(水曜社・2001年5月刊・2500円) (さわだ しょうじ・名古屋大学名誉教授) 新刊紹介



椎名恒・野中郁江著

『建設』 (日本の「ビッグ・インダストリー」 シリーズ第8巻)

栗山嘉明

町の書店に「激震」、「破壊」、「沈没」という文字 がおどる。当たり前の光景になっているが考えてみ ると日本社会の異常な姿である。それらの本の多く の場合、情勢の読み方と戦略戦術論で、各産業を具 体的に分析して将来を見通しているものは少ない。 そのなかで、大月書店から「ビッグインダストリー」 のシリーズ本 (全8巻) が発行された。これは、1990 ~97年にかけて刊行された「日本のビッグビジネス」 (全24巻) の姉妹版で、今回のシリーズ本は2000年5 月から2001年9月にかけて刊行されたもの。①自動 車、②情報通信、③総合重機、④電力、⑤流通、⑥ 金融、⑦交通運輸、⑧「建設」から成る。今回の企 画は、前回をさらに深め、産業の視点からグローバ ル化、産業構造の再編成のもとでの企業活動につい て分析し、将来方向を考察しているのが特徴である。 ここでは「建設」について紹介する。

「建設」の著者は椎名恒氏(北海道大学助教授、社会政策・建設労働問題)、野中郁江氏(明治大学教授、経営分析論)である。内容は7章からなっている。序章・根底から揺らぐ日本建設産業のあり方、第1章・建設産業とはいかなる産業か、第2章・戦後の日本経済と建設産業、第3章・90年代の建設生産の変動と情報化、第4章・90年代の下請け雇用構造の変化、第5章・終着点の見えないゼネコン危機、第6章・ゼネコン粉飾決算のゆくえ、第7章・行き詰まる戦後建設産業秩序、終章・21世紀の建設産業をめぐる課題。

序章で概括的に本書の視点について明らかにしている。 重化学工業の産業基盤づくりを通じて巨大規 模に成長した建設産業は、①建設需要総量の減少のもとで弱肉強食型受注獲得競争を激化させ、②元請のコストダウンと下請収奪強化を通じて、広範な下請け業者が疑問と反発を強めている。③大手ゼネコン自体、粉飾決算、リストラ、談合・癒着体質など、企業として社会的責任を問われる事態が表面化し、④現役労働者にも多大な影響を及ぼしているが、⑤労働者・職人・技術者・手間請労働者などから公正な労働基準の確保を求める運動が展開している。

産業分析を中心にしているため、気楽な読物ではないが、問題意識を持って読むと理解が深まる。一読してみて、日本経済構造との関連で建設産業を位置付け、公共事業産業化、労務管理、技術を加えて経営と労働の変化を分析していること、不良債権最終処理と経営・労務管理の関係について論及していること、建設産業転換の主体的条件を考察していることなど建設産業の将来方向を解き明かすのに役立つ。

(大月書店・2001年9月刊・2200円) (くりやま よしあき・建設政策研究所副理事長)

宮前忠夫著

『人間らしく働くルール ~ヨーロッパの挑戦~』

小川 英雄

10月の完全失業率が過去最悪の5.4%になったというのに、大企業は「雇用は手段の一つで目的ではない」(富士通・秋草社長)と称し、労働者切り捨てに躍起になっている。こうした無法状態に歯止めをかけ、国民の完全雇用に責任を持つべきはずの政府は「解雇ルールを法制化しよう」と言い出したが、我々の求める「解雇規制」でなく「解雇促進」のルール作りというのだから開いた口が塞がらない。日本のこの異常さと対極の関係にあるヨーロッパの労働者の実情が改めて注目を集めている。

本書は、解雇規制や労働時間短縮、男女の賃金格差是正など、どれをとっても遅れている日本に比して、ヨーロッパ各国の進んでいる状況を対比させるにとどまらず、それがどんな闘いの過程で作り出されたのかを掘り下げている。さらにこの間全労連で

第41号~第44号・総目次

第41号 (2001年冬季号)

●経済動向(景気の現局面を考える) 米田 康彦

集〉●社会保障後退と労働者生活の悪化

■年金改悪と401K 庄司 博一

■医療改悪のねらいと概要 相野谷安孝

■労働者・高齢者と介護産業界から見直しを 迫られる介護保険制度 山本 敏貢

〈国際・国内動向〉

■良いニュースだが、なお問題が一低賃金研究所報告― 宇和川 邁 (訳)

■「見える手――社会開発に責任を負う」宮前 忠夫

■「男女雇用機会均等対策基本方針」の民主的活用 大塚 明子

《書 評)

●李捷生著『中国「国営企業」の経営と労使関係』

座間 紘一

●伍賀一道著『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介 事業』 松丸 和夫

〈新刊紹介〉●戸木田嘉久著『労働組合の原点』草島 和 幸●浅井春夫著『新自由主義と非福祉国家へ の道一社会福祉基礎構造改革のねらいとゆく え」石川 芳子 細川汀著 『かけがえのない生 命よ』池田 寛

第42号(2001年春季号)

●21世紀・日本再生をめぐる政治経済の諸問題

戸木田 嘉久

集〉●財政危機打開の基本方向

■〔鼎談〕財政危機打開の国民的方向をさぐる

岩波 一寬、今宮 謙二、大木

■日本における財政危機の現状とその要因 梅原 英治

■国民本位の財政危機打開の方向性について 垣内

●企業の社会的責任――『国連社会開発調査研究所報 告書』から 天野 光則 訳編

〈国際・国内動向〉

■全労連主催国際労働組合シンポジウム

- 多国籍企業に対抗する戦線の構築を 藤吉 信博

■生存権保障を無視する社会保障改革

一有識者会議で見る実態と問題点 草島 和幸

■国民に開かれた司法制度の実現をめざして

一一司法制度改革審議会中間報告の問題点

山田 善二郎

《書 評〉

> ●森岡孝二著『日本経済の選択』 藤田

●丸山惠也・高森敏次編『現代日本の職場労働』

繁樹

●香川正俊著『第3セクター鉄道』『第3セクター鉄道 と地域振興』 下山 房雄

〈新刊紹介〉●河相一成著『恐るべき「輸入米」戦略----WTO 協定から田んぼを守るために』 石黒 昌孝

第43号(2001年夏季号)

●アメリカ経済の現局面をみるポイント 悟 集〉●深刻な日本経済をどう打開するか

■日本経済の現局面と政策課題

清山 貞郎

■所得格差の拡大と「構造改革」

武居 秀樹

■格差と貧困

大須 真治 ●「EU基本権憲章」の制定経過とその特徴 福田 静夫

〈国際・国内動向〉

■イギリス=最低生活費の算定と制度要求

北条 隆

■2001年国民春闘での新たな胎動

坂内 三夫

書〉 評〉

> ●林 直道著『恐慌・不況の経済学』 米田 康彦

●飯盛信男著『経済再生とサービス産業』今井

■萬井隆令他編『規制緩和と労働者・労働法制』

〈新刊紹介〉●今宮謙二著『投機マネー』松井 陽一●金子 勝他著『財政崩壊を食い止める』草島 和幸

●カレ・ヴァン・ウォルフレン著『アメリカを 幸福にし世界を不幸にする不条理な仕組み』中 原 弘二●『データで見るTokyo2000』他 藤 吉 信博

第44号(2001年秋季号)

●今日の政党配置と小泉「改革」のねらい

「小泉旋風」はなぜおきたか?「骨太方針」は何 を意味するか? 内山 昂・天野 光則

集〉●小泉「構造改革」と国民生活

■小泉「改革」による擬似「福祉国家」破壊

■「不良債権最終処理」と中小企業経営 小谷

■国民諸階層の全般的状態悪化と小泉「改革」

藤吉 信博

〈国際・国内動向〉

■アメリカの世界戦略と改憲策動 川村 俊夫

■フランスとスウェーデンの生活時間比較 三富 紀敬

■アメリカ・サービス部門雇用増加の実態と日・米比較 一民間サービス産業雇用吸収力の限界 飯盛 信男

評〉 《書

> ●飯田哲也・中川順子・浜岡政好編著『新・人間性の 危機と再生』 布施 晶子

〈新刊紹介〉●猿橋眞著『日本労働運動史』戸木田嘉久● 京滋地区私立大学非常勤講師組合編著『大学 非常勤講師の実態と声2001』仲野(菊池)組 子●長田好弘著『「IT革命」を考える』藤田 実●朝日健二著『図説・医療改革を見る40 のポイント』草島 和幸

2002年度政府予算編成をつうじて小泉構造改革の具体化が見え 初めてきました。一言でいうなら「生活切り捨てと、利権構造の温 存」でしょう。医療費・保険料など国民負担の強要やリストラ・失業増加は当然とい う我慢のならない開き直りなどとともに、テロ対策や報復戦争支援を口実にした自衛 隊の派兵と戦闘参加など日本国憲法を公然と踏みにじる悪法成立が強行されています。

特集のテーマもそこに焦点を当てましたが、とりわけ各分野の労働者・労働組合運動実践家にご協力をいただきました。また、戸木田先生にはこうした運動の発展方向について労作をいただきましたが特集を通じて職場と地域からの新たな協力・共同の発展を読み取ってもらえるのではないでしょうか。2002年国民春闘を閉塞状況打破の契機とするために奮闘しましょう。

次号の特集は国会での予算と法案審議に合わせた「金融・財政危機と国民生活擁護」を予定しています。(K. K)

季刊 労働総研クォータリー No.45 (2002年冬季号) 2002年1月1日発行

編集·発行 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523

ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968

http://www.iijnet.or.jp/c-pro/soken/

印 刷 有限会社 なんぶ企画

年間購読料 5,000円 (送料含む)

(会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

https://rodosoken.com/

『労働総研クォータリー』通信用紙

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送いずれでも結構です。

《送り先》 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403 電話03(3940)0523 FAX03(5567)2968

お名まえ	所	属		連絡	先
•			á ,		
		,			
				•••••	
				•••••	
				* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	
					1
			,		
					* 85 2
	. ,				

*なお、ご意見を掲載させていただく場合もありますので、匿名希望の方は右の□内に○をして下さい。



◇ 自治体研究社の**市町村合併**シリーズ ◇ 增刷 好評発売中!

6月下旬刊

刊 造改革と 予 見え隠 ての地方交付税削減や、設革と地方自治制度再紀 合併 れする市町 シリ 治制度 茂利男著 1 村制 ズ 角編 度見直 第 合併必要論 のシナリ 8 弾 の論 予 9 才、 価 点を考える。

の虚実を検証 10 その 0 具体化 0 円

自治体研究社

〒 162-8512 東京都新宿区矢来町 123 TEL03-3235-5941 FAX03-3235-5933

http://www.bekkoame.ne.jp/i/jitiken/

ない 宣言の町・矢祭 ─◎

根本良一·石井一男編著

本体 952 円

なぜ合併しない宣言なのか? 昭和の合併の教訓と町づくりの心。

市町村

一まちの将来は住民が決める

中西啓之著

本体 1500 円

最新の「合併支援プラン」や地域の動向まで含め、抜本的に大改訂。

したまち ─◎

上尾の住民投票と市民の運動-

合併反対上尾市民ネットワークほか編 本体 1300 円 上尾市(埼玉県)の合併住民投票の争点と市民の選択の意味。

治体の 市町村合併と

一住民自治の視点から

川瀬 憲子著

本体 2000 円

市町村合併は財政危機打開の切り札なのか?。事例をもとに検証。

市町村合併 發問

一このままで地方自治は守れるのか-

池上 洋通著

本体 1400 円

憲法、地方自治法、地方交付税法にてらし、ゆがみを明らかに。

市町村合併 —◎

三橋良士明+自治体問題研究所編 本体 1500 円 「平成の大合併」の意味を住民の暮らしと地方自治の観点で考える。

まちづくり条例のつくり方

まちをつくる権利一 野口和雄 著 1700 円 各地のまちづくり条例を紹介し、わかりやすく解説。あなたのまち にも、住民の「まちをつくる権利」を活かした条例を!

バランスシートと自治体予算改革

公会計の企業会計化を考える― 安達智則 著 2650円 バランスシート導入で、自治体財政の効率性は確保できる? 総務省モデルや先行事例から、自治体予算改革の課題を考える。

実践 はじめての社会調査

-テーマ選びから報告まで―

白谷秀一・朴 相権 編著 1900円 はじめて社会調査をする人に、方法とポイントをやさしく解説。 専門家による「本格的調査」へのサジェッションも。

シリーズ京都府政研究 '02 京都府政研究会 編

- ①どう変える京都府財政
- ②どう変える京都の教育
- ③どう変える京都のインフラ整備と交通
- ④どう変える京都の産業と経済

①②③ 本体 700円/④ 800円 A 5 判

6月の新刊予告

子政府・電子自治体はこうして生ま を変えてしまう。 住基ネットとICカー 田 充 申請(著

の何が問題 予価1700 か 重森暁・関野満夫・川瀬憲子 ズ 地域と自治体 地方交付 第 27 集

世紀の地方交付税制度を考える

予価17 0 Ŏ 円

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.45 Winter Issue

Contents

Suddenly Changing International Poli	ical and Economical Situation and Premier
Koizumi's "Reform"	Hirokazu HIRATA

Feature Article: International Cooperation against Koizumi's "Structural Reform"

* Requirements for the Trade Union Movement to make Rapid Progress in the 21st Century

Yoshihisa TOKITA

* Against 110,000 Redundancies in NTT

Takashi IWASAKI

- * The Struggle against Restructuring should be Jointly Fought by Local Organizations And Zenroren Shigemi IKUMA
- * Trade Unions Joint Action to Protect Jobs and Livings

Hisao OHKI

- * New Subsidy Payment Law should secure jobs for the Unemployed
- Ryoichi SATO

* Local Labour Movement Are Newly Growing

Satoru HARATOMI

st Report: the Struggle against Air Base Building in the Interest of People in Okinawa

Takeshi MIYAZATO

* A Trade Union Should Have a Role at Municipal Level

Yukihiro MATSUI

* Setting-up of Liaison Council of Part-timers and Temporary Workers

Momoko IZUTSU

Information at Home and Abroad

- * With Privatization of Public Employment Offices, the State will Renounce its Responsibility to Ensure People's Right to Work

 Mineo SHINGU
- * Japan's Increasing Involvement in Retaliatory War

Mitsuo SATO

- * With Eradication of Ox Disease (BSE), People's Food and Farmer's Business Should be Ensured

 Masataka ISIGURO
- * EU Green Paper concerning Corporation Social Responsibility

Mitsue SAKAMOTO

Book Review:

* "Social Formation and Security of Life" by Kiyoshi YAMAZAKI

Fusao SHIMOYAMA

* "White Paper on Right of Scientific Workers, Researchers and Engineers" by Japan Scientific Worker' Congress Shoji SAWADA

Introduction of New Publications:

* "Construction (Big Industries in Japan No. 8)" by Ko SHIINA & Ikue NAKANO

Yoshiaki KURIYAMA

* "Human Working Conditions -- Challenge in Europe" by Tadao MIYAMAE Hideo OGAWA

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023

Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.45 頒価1,250円 (本体1,190円)